
那珂川市 立地適正化計画

令和2年7月策定

令和3年12月一部改訂(案)

福岡県 那珂川市

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 背景・目的.....	1
1-2 計画の前提条件.....	4
第2章 那珂川市の都市構造上の課題や強み	6
2-1 那珂川市の現状と将来見通し.....	6
2-2 那珂川市の強みや特徴.....	12
第3章 立地適正化計画の基本方針	13
3-1 まちづくりの方針.....	13
3-2 目指すべき都市構造.....	15
3-3 各拠点における課題解決のためのストーリー.....	16
第4章 防災指針	18
4-1 基本的な考え方.....	18
4-2 ハザード情報の整理.....	19
4-3 災害履歴.....	20
4-4 市街化区域内で想定される災害.....	21
4-5 市街化区域内の課題分析.....	24
4-6 地域別の課題分析及び取り組み方針.....	33
4-7 防災まちづくりの方針.....	64
4-8 防災まちづくりに向けた施策.....	65
第5章 誘導区域等の設定	68
5-1 誘導区域等の基本的な考え方.....	68
5-2 居住誘導区域の設定.....	70
5-3 都市機能誘導区域の設定.....	73
5-4 新市街地整備検討地区.....	76
5-5 誘導施設の検討.....	77
第6章 計画の実現に向けた取組	82
6-1 誘導施策.....	82
6-2 低未利用土地の有効活用と適正管理に関する指針等.....	86
6-3 届出制度.....	88
第7章 施策の達成状況に関する評価	90
7-1 目標値の設定.....	90
7-2 計画の進捗管理・評価方法.....	92

第1章 はじめに

1-1 背景・目的

1-1-1. 計画の背景と目的

本市は、福岡市に近接する利便性の高さや、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を持つことから、福岡都市圏の一角として、居住やレクリエーション機能を供給する地域として発展してきました。人口増加により、平成27年の国勢調査で人口5万人を達成し、平成30年10月1日に市制を施行するなど、現在においても人口増加と発展を続けております。

一方で、全国的には人口減少や少子高齢化により、地域の産業の停滞や都市の財政状況の悪化が進む中、いかに持続可能なまちづくりを行うかが課題となっています。これを背景として、平成26年8月都市再生特別措置法の改正により、住宅や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を適切な場所に誘導し、持続可能なまちづくりをするための計画(立地適正化計画)を市町村が策定することができるようになりました。

本市においても、将来的に予測される人口減少や進行する高齢化に対応するとともに、便利で住み続けたいくなる都市構造を形成する積極的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画を策定します。

1-1-2. 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、市町村の都市計画マスタープランの高度化版としてみなされます。

立地適正化計画では、都市づくりの基本的な方針を定め、都市機能や居住を誘導する区域(都市機能誘導区域・居住誘導区域)の設定を行うとともに、他の関連計画との連動しながら、誘導区域に居住や必要な施設を誘導するための施策についても検討を行います。

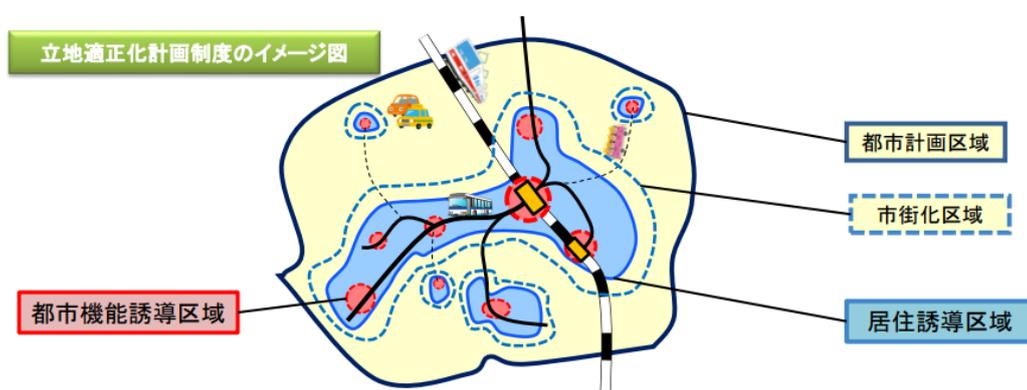


図 立地適正化計画で定める区域のイメージ

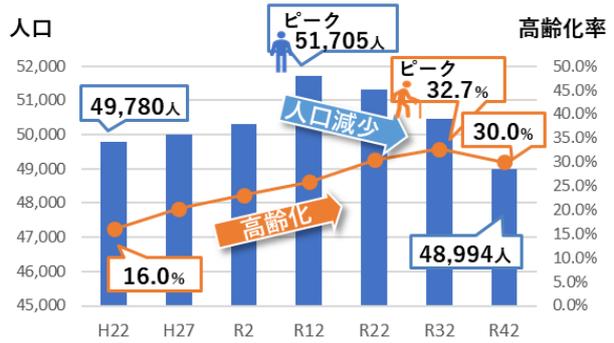
1-1-3. 那珂川市における立地適正化計画の必要性

(1) 将来的な人口減少・高齢社会への対応

那珂川市は、平成27年の国勢調査で人口5万人を達成し、平成30年10月1日に市制を施行するなど、現在においても人口増加と発展を続けています。

しかし、全国的な傾向と同じく、将来的には人口減少や高齢化の進行が予測されています。このような状況を踏まえ、那珂川市では若者の就労機会の創出や子育て環境の充実など定住促進のための各種施策を行っています。

それと同時に、立地適正化計画の策定により、将来の人口減少・高齢化に備えた、コンパクトなまちづくりを行っていくことがねらいです。



出典：H22～H27 国勢調査
R2～R42 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

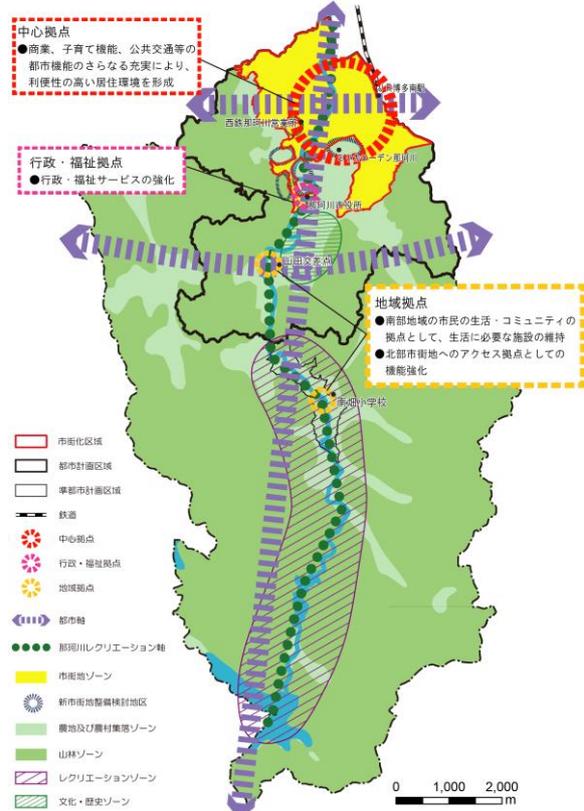
(2) 積極的なまちづくりの推進

立地適正化計画を策定した市町村においては、届出・勧告制度や国の各種支援措置を使用することが可能になり、居住機能や都市機能をより積極的に誘導することができるようになります。

また、立地適正化計画には、市町村の都市計画の基本的な方針を示す、「都市計画マスタープラン」を実現化するツールとしての役割もあります。

那珂川市の都市計画マスタープランでは、主要な拠点(中心拠点、行政・福祉拠点、地域拠点)に加えて、計画的な新しい市街地の創出を検討することとしています。コンパクトなまちづくりを行う上で、拠点の位置付けを明確にしながら、計画的なまちづくりを行っていくことも、那珂川市における立地適正化計画の目的の一つです。

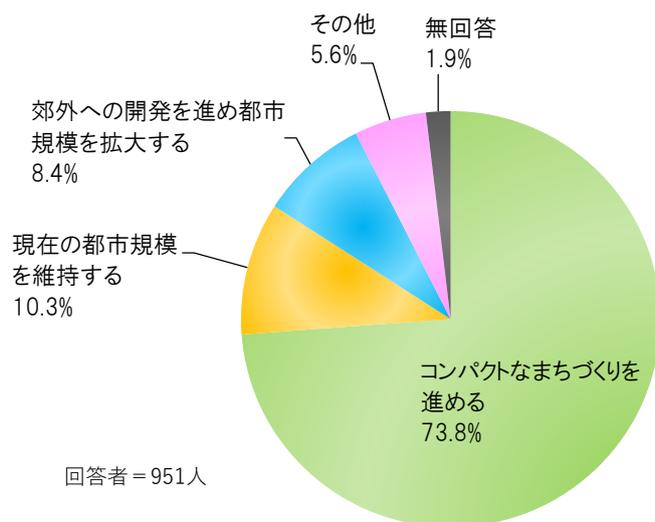
<都市計画マスタープランにおける拠点等の位置付け>



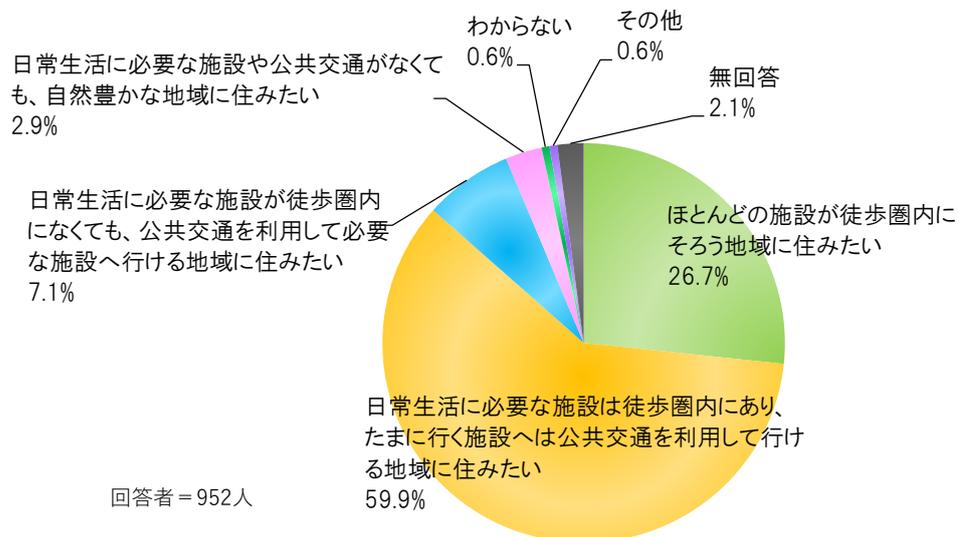
(3) コンパクトなまちづくりに対する市民の声

市民アンケート結果においても、今後の持続的な発展に向け、コンパクトなまちづくりを進めるべきという意見が7割以上を占めています。また、将来住みたい地域として、様々な施設や公共交通の充実が求められています。

<那珂川市が持続的な発展を遂げるために行うべきまちづくり>



<自家用車を使用しないと想定した場合住みたい地域>



出典：コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート（H30 那珂川市）

1 - 2 計画の前提条件

1-2-1. 計画の対象区域

本計画の対象範囲は、都市再生特別措置法第 81 条に基づき都市計画区域内を対象とします。

なお、拠点の位置付けなど目指す都市構造の検討にあたっては、都市計画区域外も含めた本市全体の方向性を検討するため、市全域を対象として記載します。

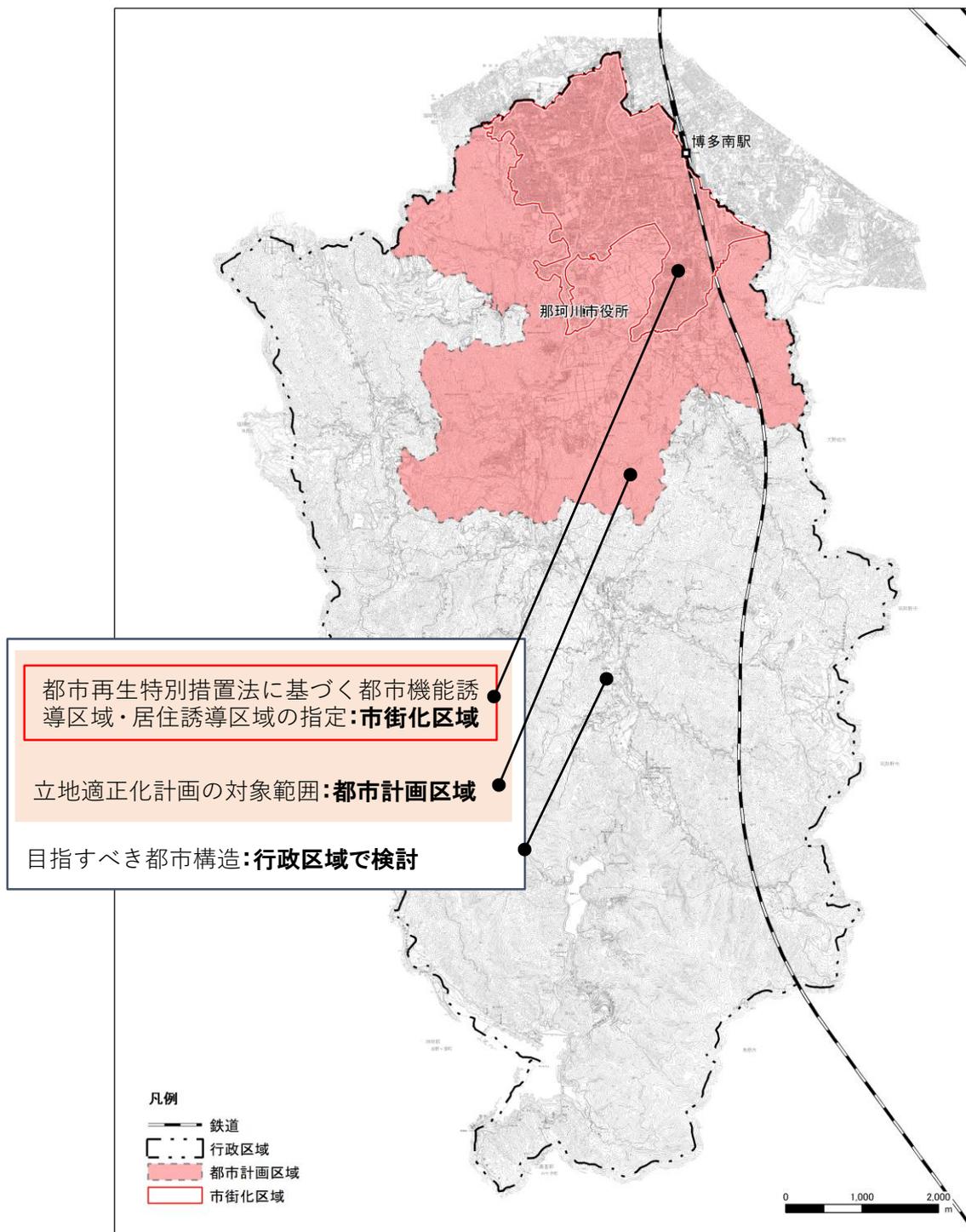


図 計画の対象区域

1-2-2. 計画期間

本計画は、概ね 20 年後の令和 22 年(2040 年)を目標年次とします。

1-2-3. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの実現を目指す計画であり、立地適正化計画の一部（法 81 条第2項第1号の「立地の適正化に関する基本的な方針」）については、都市計画マスタープランとみなされるものとなっています。都市計画マスタープランとは、総合計画や県の計画に基づき策定された都市づくりの基本的な方向性を示すものです。

立地適正化計画や都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とした拠点形成や土地利用の方向性を定める計画ではありますが、都市全体や、都市計画区域外を対象とした計画と連携しながら、目指すべき都市構造の実現を図ります。

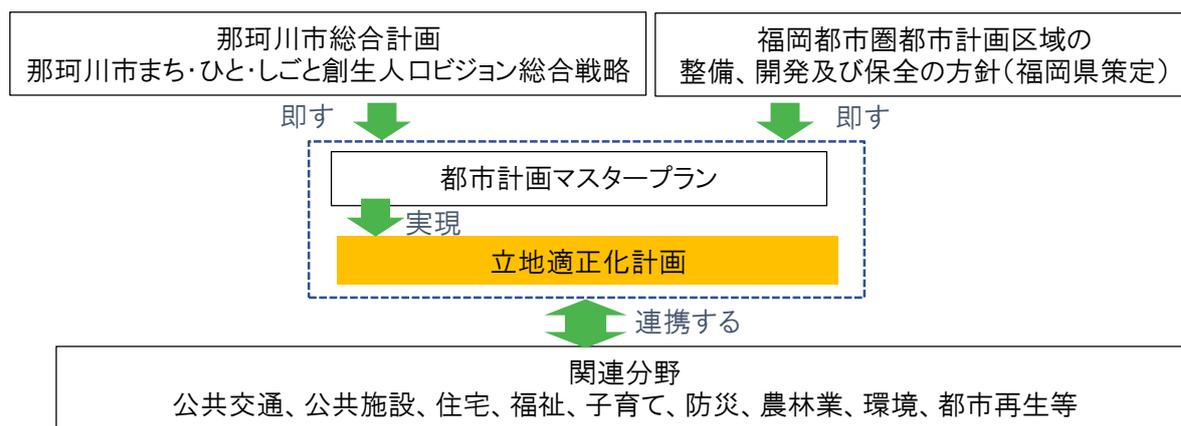


図 立地適正化計画の位置付け

1-2-4. 計画の検討体制

本計画の検討体制は下図のとおりです。

立地適正化計画検討部会では、学識者や医療・福祉・交通等関係団体、市民代表等から構成される委員により、事務局案に対して市民・事業者目線を取り入れた議論を重ね計画を検討しました。また、アンケート調査や住民説明会等を実施し、市民意見を踏まえた計画策定に努めました。



図 策定体制

第2章 那珂川市の都市構造上の課題や強み

2-1 那珂川市の現状と将来見通し

2-1-1. 市の概要

- ・本市は福岡県の北西部、福岡市の中心から約13kmに位置し、東部は春日市、大野城市、筑紫野市、南部は佐賀県、北部・西部は福岡市に接しています。
- ・北部の平野部に福岡都市圏の市街地が広がり、南部にかけて農地、背振連山へとつながっています。
- ・南部の山地に源を発し、市を南北に貫く那珂川を軸とした豊かな自然環境が特徴です。

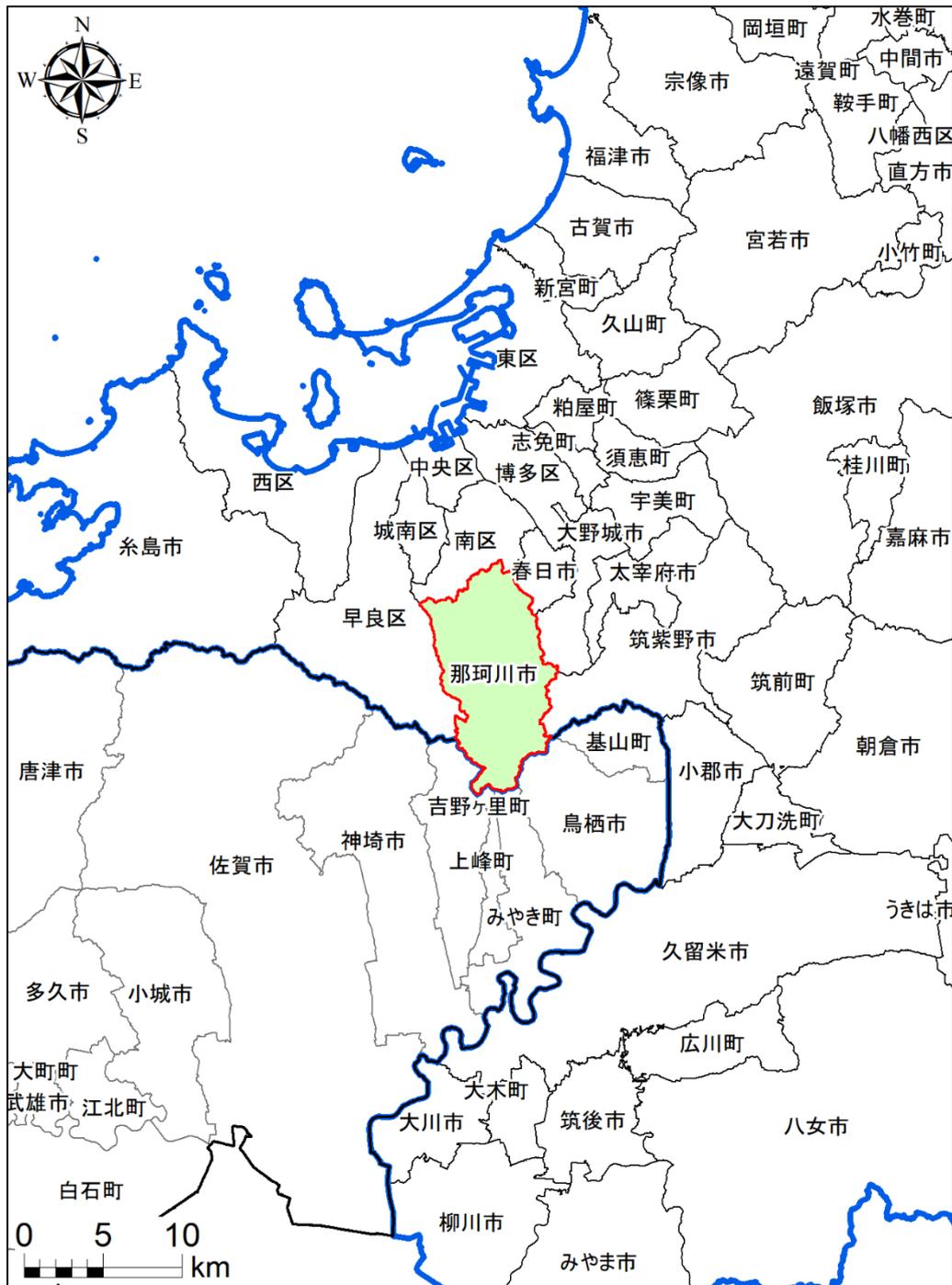
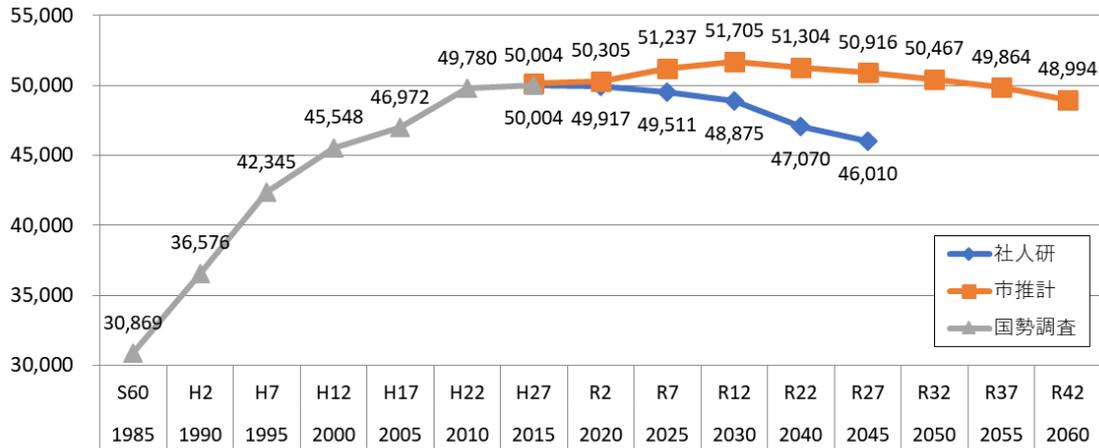


図 那珂川市の位置

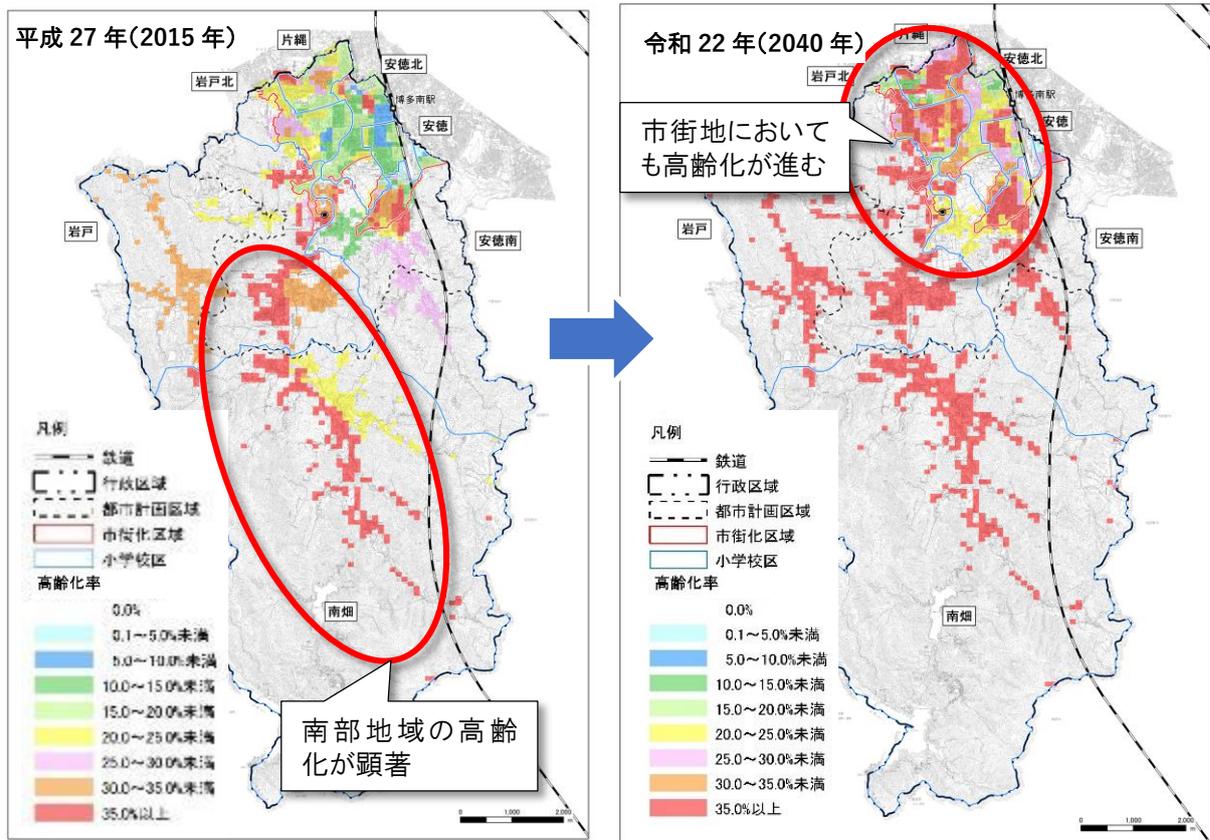
2-1-2. 人口

- ・将来的な人口減少・高齢化が予測され、将来を見据えたまちづくりが必要です。
- ・現在は、南畑地域など南部地域で高齢化率が高い状況ですが、将来的には市街地内でも高齢化が進むことが予測されます。



出典：社人研 『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）
市推計 第2期那珂川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

図 将来人口推計



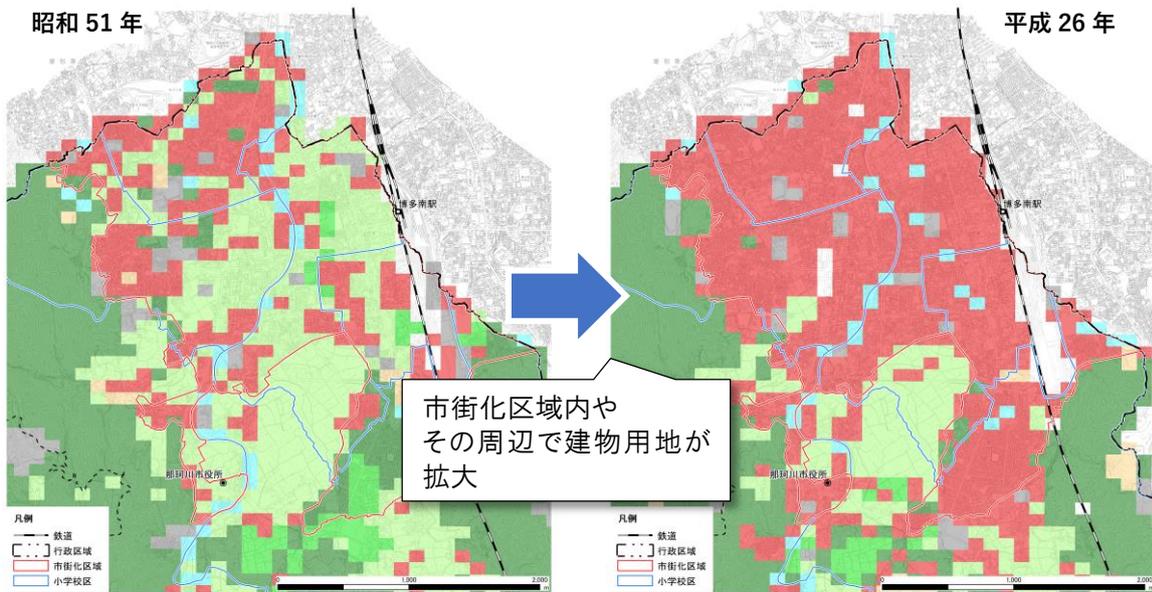
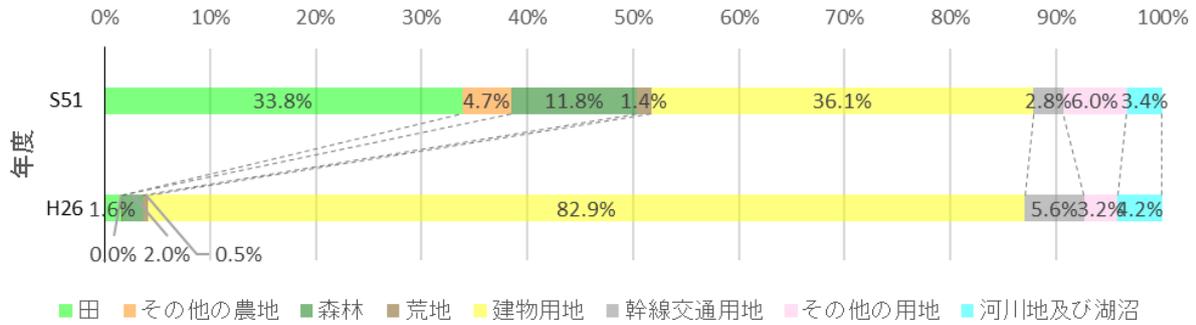
出典：国勢調査（H27）

国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」を編集・加工（R22）

図 小地域（100m 毎）の高齢化率

2-1-3. 土地利用

・福岡市に隣接する北部地域中心に市街地が拡大してきました。今後は市街地の無秩序な拡大や、市街地内でも空き家・空き地の発生を防ぎ、密度の高い市街地の維持が必要です。
 ・市街化区域内にまとまった低未利用地が存在しないことから、新たな都市機能立地の受け皿となる土地を確保することも課題といえます。



出典：国土数値情報



図 市街化区域内の土地利用の状況

2-1-4. 都市交通

- ・約 71%の市民が公共交通の利便性が比較的高い地域に居住しており、公共交通空白地域に居住する市民は約 2.6%です。
- ・しかし、公共交通に対する市民ニーズは高く、高齢化も相まって、今後もさらなる充実が必要です。

公共交通利便地域等の区域別人口率(平成 27 年)

小学校区域	平成 27 年人口	平成 27 年高齢化率	公共交通利便地域人口率	公共交通不便地域人口率	公共交通空白地域人口率
那珂川市	50,004	20.3%	71.2%	26.3%	2.6%

※「公共交通利便地域人口率」等は、各地域に居住する人口の小学校区域人口に対する割合を示しています。

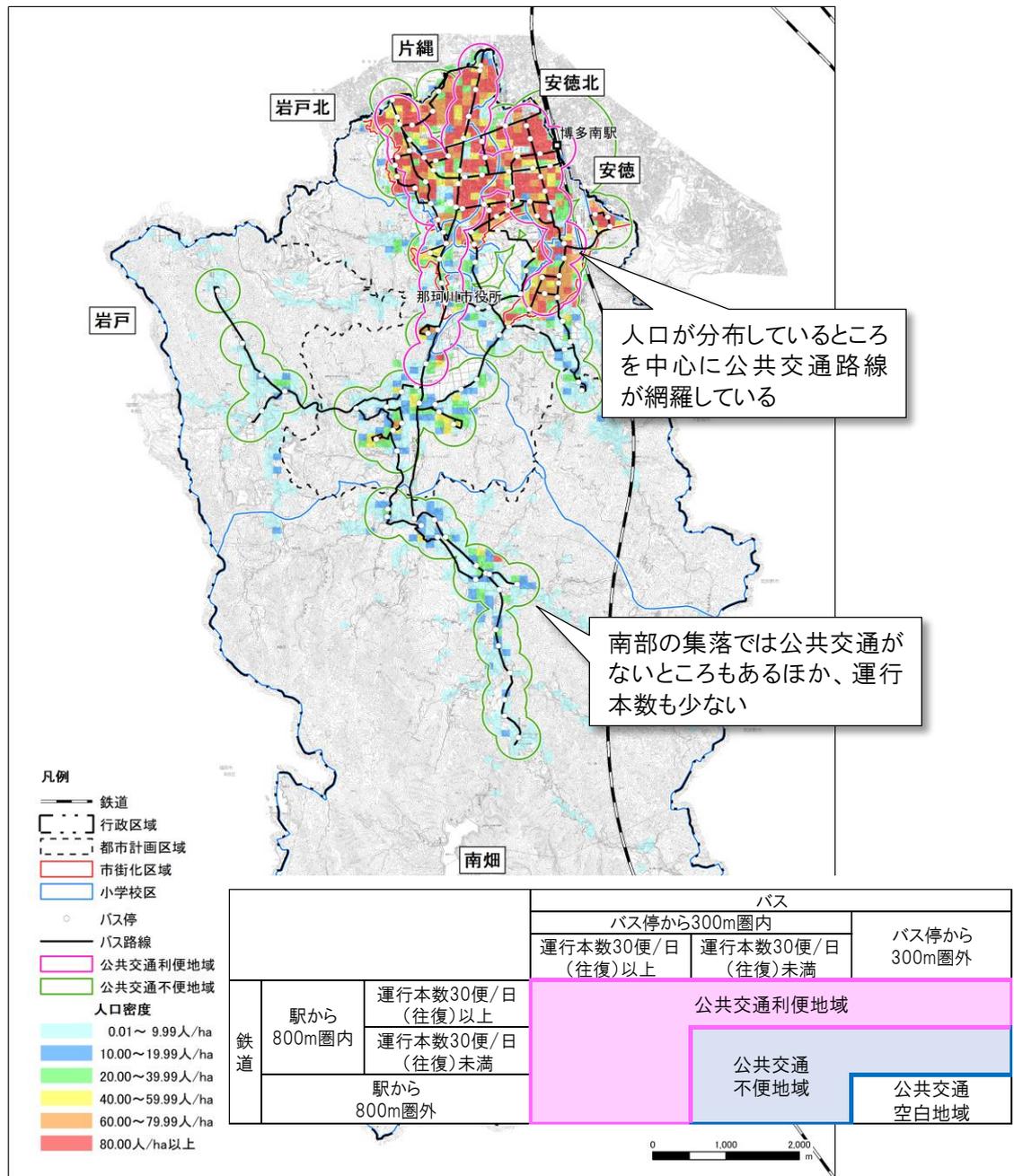


図 公共交通及び人口分布の状況

2-1-5. 生活利便性

- ・北部市街地を中心にコンパクトな範囲に様々な都市機能が充足しています。
- ・各種施設の充足状況は比較的高いことから、今後も都市機能の維持により利便性の高いまちづくりを行うことが重要です。

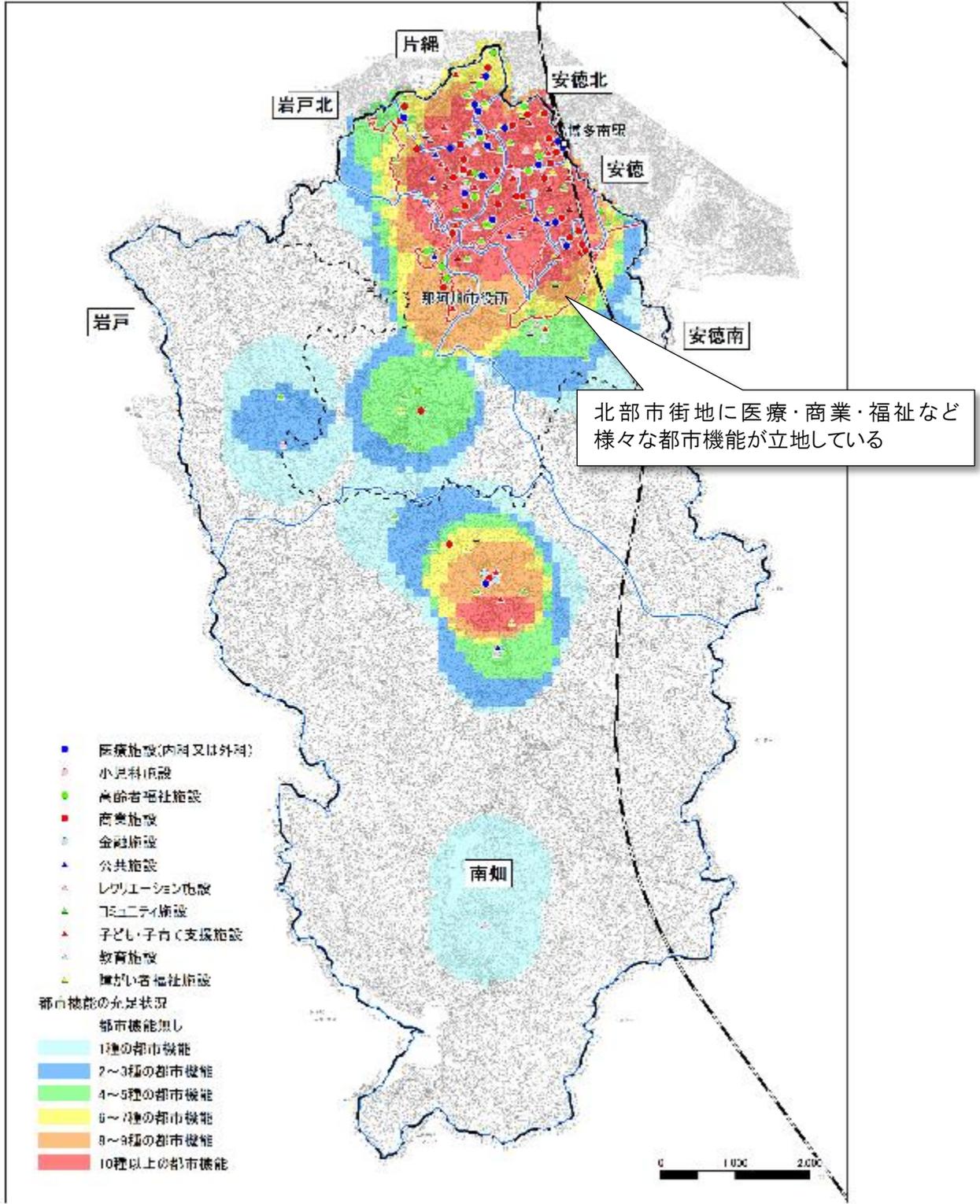
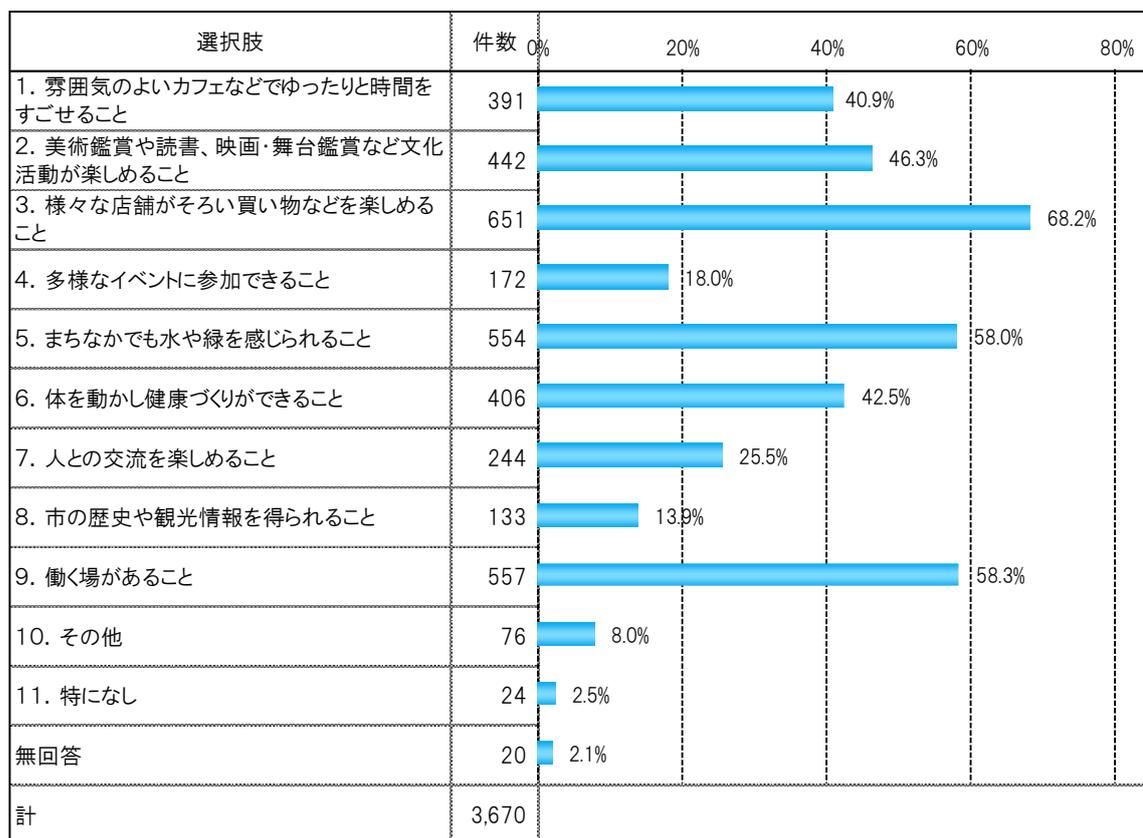


図 都市機能の集積状況 (平成 30 年 1 月時点)

2-1-6. その他の課題等

経済

・小売業・卸売業の事業所数や年間商品販売額は、増加又は維持傾向です。将来的な人口減少の中でも、小売業の集積とその周辺の人口密度の維持を図り、経済活動の低迷を防ぐことが必要です。
 ・市民アンケートでは、市街地の魅力を高めるために「働く場が必要」との声もあり、定住確保のためにも安定した経済活動を行える環境形成が重要です。



複数回答

出典：コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート（H30 那珂川市）

図 市街地の魅力を高めるために特に充実すべきこと

財政

・税収の多くを占める固定資産税や市民税は、市街化区域内での割合が高く、今後市街化区域内の人口減少が進むと税収の減少に大きく影響します。
 ・高齢化に伴い、高齢者福祉など社会保障費が増大すると、公共施設の維持管理等にかかる予算が確保できない恐れがあります。

災害

・河川の氾濫や土砂災害の危険性のある区域においても、一部居住地となっており、安全な場所への居住誘導や、適切な防災対策により、災害に強いまちづくりが必要です。

2-2 那珂川市の強みや特徴

2-2-1. 若さと勢いがある！

本市は平成27年国勢調査で人口5万人に達成し、平成30年10月に単独市施行に至りました。これに伴い、行政サービスの拡充による暮らしやすさの向上や、市政施行のPRに向けた様々なプロモーションによる「那珂川市」の認知度の向上等が期待されます。

また、小学校3年生までの子どもの入院医療費や就学前までの子どもの通院医療費の無料化など各種子育て支援の取組を行っている本市では、15歳未満の幼年人口の割合は17.4%(H27国勢調査)と、新宮町・粕屋町に次ぎ、福岡県下で3番目に高くなっています。

市制施行により新しく生まれ変わった「那珂川市」は、次世代の子ども達が将来大人になった時にも住み続けたいまちであるよう、持続的なまちづくりを行っていくことが重要です。



那珂川市市制施行ロゴマーク



住みよいまちなかがわパンフレット

2-2-2. 近隣市町との広域的な連携が可能！

福岡市の西南部に隣接し、福岡都市圏の一角を担う本市では、特に福岡市と隣接する北部の市街地において住宅都市として発展してきました。JR博多南線により、博多駅まで約8分でアクセスが可能のほか、西鉄バス那珂川営業所から大橋・天神方面のバス路線が整備されているなど、福岡市への公共交通が整っています。また、道路ネットワークにより春日市・大野城市や、佐賀県との連携も可能です。

このような広域連携のできる地理的な利便性を活かし、近隣市町との都市機能の相互補完や、本市の魅力となる自然環境やレクリエーション施設の市外からの集客等に活かしていくことが必要です。

2-2-3. 水と緑に囲まれた豊かな自然環境がある！

市を南北に貫流する那珂川や市街地景観の背景となる背振連山をはじめ、身近に感じられる自然環境は本市の土地利用の9割を占めており、地域の特徴であり魅力となっています。特に、市街化調整区域においては田園や山林など豊かな自然環境が広がり、中ノ島公園や五ヶ山クロスなど、自然環境を活かしたレクリエーション拠点が存在し、市内外からの集客を見込める自然観光のポテンシャルを持っています。

こうした自然環境を活用しながら、本市のみならず福岡都市圏の憩いの場・集いの場としての機能を高め、市全体の魅力向上につなげていくことが必要です。

第3章 立地適正化計画の基本方針

3-1 まちづくりの方針

前章までの現況整理や住民意向の把握から、本市の課題や強みを整理しました。本市は、既に市街化区域内において、コンパクトな市街地が形成されており、都市計画マスタープランでは都市機能の誘導に向け、新たな市街地の創出も検討されています。また、人口動態はこれまで増加傾向であり、年少人口割合も比較的高いなど全国的な地方都市の傾向と比べると人口減少・少子高齢化の問題は深刻化していない都市ともいえます。ただし、将来的には人口減少や高齢化の進行が見込まれる中で、今後もさらに住みやすいまちづくりを進めるとともに、持続可能な都市経営を行っていく必要があります。

そこで、本計画のまちづくりの方針として、「まちの質を高める拠点の形成」による市街地の利便性の向上や、「拠点間のネットワークの確保」による市内外の公共交通網の形成、「豊かな自然環境と共生する都市構造の形成」による本市の魅力である自然環境を活かしたまちづくりを行っていくこととします。

まちの質を高める拠点の形成

- JR 博多南駅周辺、西鉄バス那珂川営業所周辺、ミリカローデン那珂川周辺等を含む中心拠点及び市役所周辺への都市機能集積による市街地の魅力向上
- 一団として高齢化が進む住宅団地等既存市街地の維持・再生
- 今後の人口減少・高齢化により懸念される空き家や低未利用地の発生抑制及び活用
- 官民連携や市民主体のまちづくりの推進による新たな魅力形成

主なターゲット)市街地の利便性や魅力を求める若者や子育て世代が住みたいと思う地域づくり

拠点間のネットワークの確保

- 西鉄バスやかわせみバスなど市内の地域公共交通の再編
- バス停周辺等公共交通沿線の居住誘導
- JR 博多南駅や那珂川営業所などの交通網の拠点やミリカローデン那珂川、市役所等公共施設と連動した乗り継ぎ拠点の形成
- 自動車利用が主となっている市民への公共交通利用促進による公共交通路線の維持

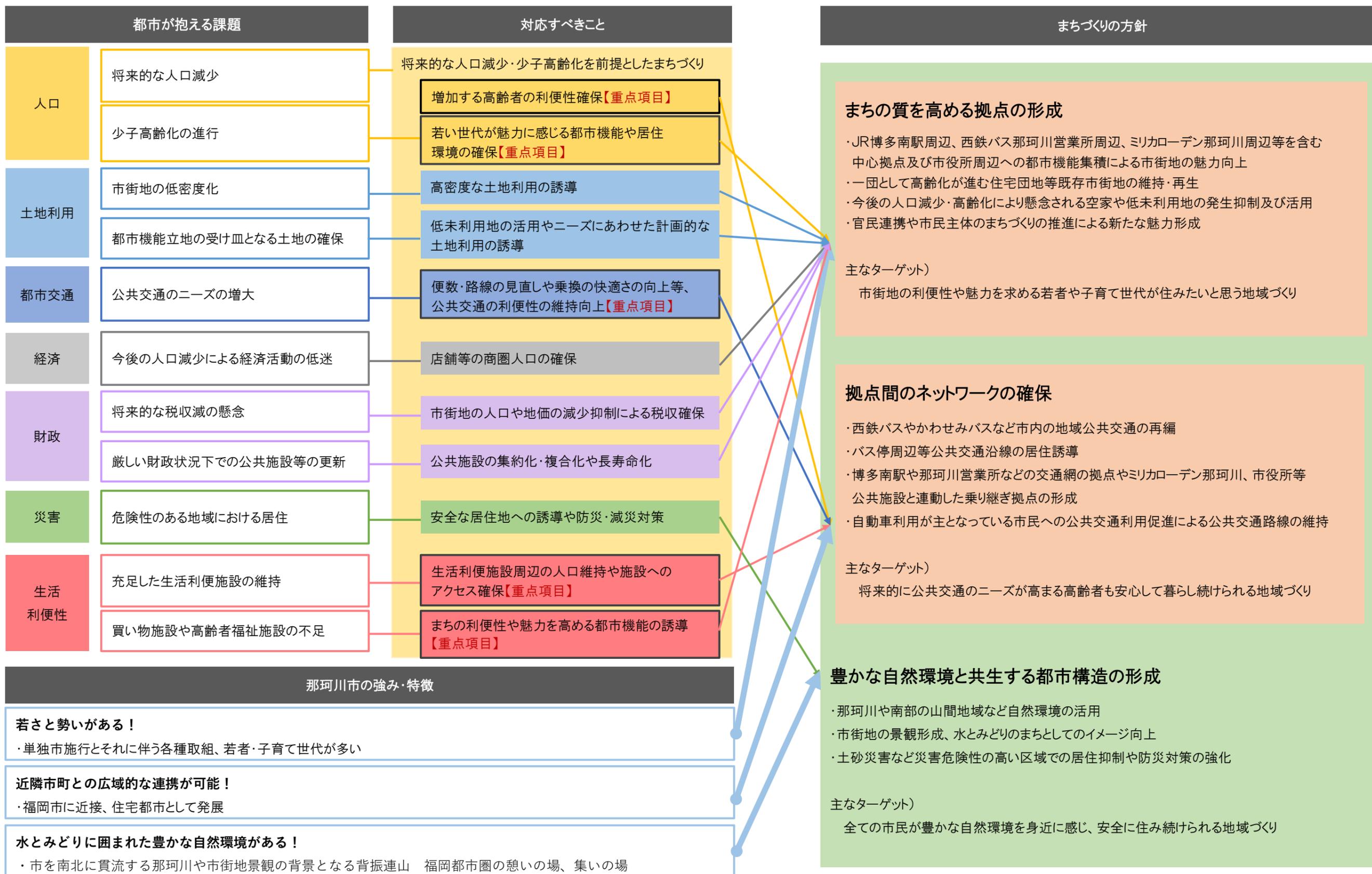
主なターゲット)将来的に公共交通のニーズが高まる高齢者も安心して暮らし続けられる地域づくり

豊かな自然環境と共生する都市構造の形成

- 那珂川や南部の山間地域など自然環境の活用
- 市街地の景観形成、水とみどりのまちとしてのイメージ向上
- 土砂災害など災害危険性の高い区域での居住抑制や防災対策の強化

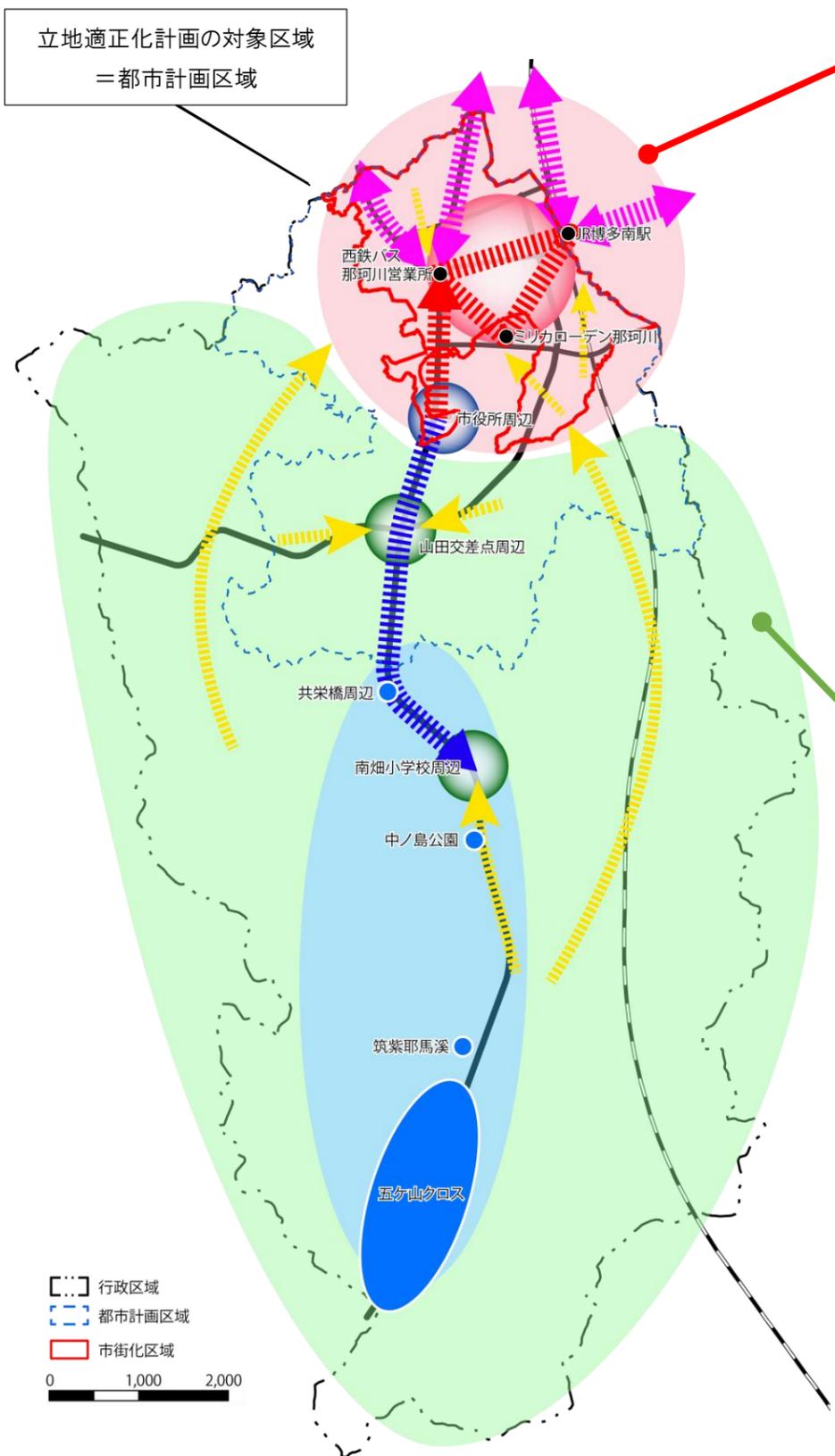
主なターゲット)全ての市民が豊かな自然環境を身近に感じ、安全に住み続けられる地域づくり

これまで整理してきた課題や強みを基に、対応すべきことやまちづくりの方針について、以下のとおり整理しました。



3-2 目指すべき都市構造

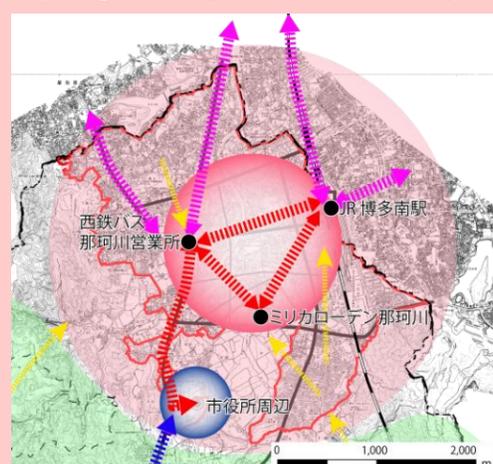
まちづくりの方針に基づき、拠点やネットワークの確保、豊かな自然環境と共生する都市構造の形成に向け、市全域の都市構造を以下のとおり設定しました。都市構造の設定にあたっては、人口の集積や医療・商業・福祉や公共施設等の施設の充足状況や、公共交通路線等の把握から、那珂川市において重要な拠点やネットワークを位置付けています。



北部市街地 都市機能や居住がコンパクトに集積した利便性の高いまちの形成とその質の向上

市街化区域内には、本市の人口の約 86%が居住し、都市機能も集積したコンパクトなまちが形成されている。ニーズの高い地域内外の公共交通の充実や、市外に流出の多い医療や大型商業施設の誘導等まちの質を高める拠点の形成に向け以下の視点により拠点設定を行う。

視点①公共交通の要所となる地区 視点②多様な都市機能が充実する地区



拠点の種類	設定イメージ	位置付け
	中心拠点	JR 博多南駅及び西鉄バス那珂川営業所、ミリカローデン那珂川を包含した範囲 市街地内の公共交通の結節点となる JR 博多南駅及び西鉄バス那珂川営業所、市の文化・子育て施設が集積するミリカローデン那珂川の3つの核となる施設を包含した拠点。 3つの施設周辺とそれらをつなぐ道路沿道において、商業、子育て機能、公共交通等の都市機能のさらなる充実により、利便性の高い居住環境を形成する。
	行政・福祉拠点	市役所周辺 北部・南部の接続点に立地する本市の行政・福祉の拠点として、様々な行政・福祉サービスの強化を図る

南部の自然環境 市内外からの観光交流を呼び込む豊かな自然環境の活用と集落環境の保全

那珂川を軸に田園・森林等が広がる南部地域は、福岡都市圏や佐賀県からもアクセスできる豊かな自然環境を活かした観光交流や農林産業等のポテンシャルを持つ地域である。地域住民や移住者の生活利便性の維持やコミュニティの形成、観光交流の場の創出に向け以下の視点により拠点設定を行う。

視点①都市機能がある程度集積し、市街地へのアクセスが可能な地区 視点②観光・交流施設等レクリエーション拠点となる地区

拠点の種類	設定イメージ	位置付け
	地域拠点	山田交差点周辺、南畑小学校周辺 南部地域の住民の生活・コミュニティの拠点として、生活に係る施設の維持や北部市街地へのアクセス拠点としての機能強化を図る
	レクリエーションゾーン	中ノ島公園や五ヶ山クロス等のレクリエーションスポットのある南部の地域一帯 水や緑の自然環境を活用し市内外の観光交流を呼び込む憩いや安らぎの場としての機能を確立する

ネットワーク 福岡都市圏との連携や市内の拠点間の連携による拠点機能の相互補完

商業・医療等の施設利用や通勤・通学等福岡都市圏との密接な関係にあることから、広域的な連携軸の確保を図るほか、市内の公共交通においては、市街地内の拠点間の連携、南北の連携を軸としたネットワークの形成を図る。

ネットワークの種類	設定イメージ	位置付け
	広域交流軸	JR 博多南線、バス 市民生活に密接に関係する福岡都市圏との連携
	市街地拠点連携軸	バス 拠点周辺に集積する都市機能の円滑な相互利用に向けた拠点間の連携
	南北連携軸	バス 市外や北部市街地の住民の自然環境の享受と南部地域住民の生活利便性の要となる南北連携
	支線交通ネットワーク	バス、デマンド交通 北部市街地内の拠点への移動や、南部地域の集落から市街地・地域拠点への移動

3-3 各拠点における課題解決のためのストーリー

3-3-1. まちの質を高める拠点

目指すべき都市構造に位置付けた各拠点の課題や将来の姿、ライフスタイルのイメージを整理し、特徴ある拠点の形成を目指します。また、立地適正化計画においては、市街化区域内の拠点である中心拠点、行政・福祉拠点での取組を主な対象とし、これら拠点について次章から誘導区域等の具体的設定を行います。その他の拠点における移住・定住施策や五ヶ山クロスの整備等の取組は、関連施策により既に市として行っている取組として、今後も継続して取組推進を行います。

拠点	各拠点の主な課題	課題解決のためのポイント	拠点の将来の姿	各拠点におけるライフスタイルのイメージ
中心拠点	将来の人口減少に伴う利便性の低下や市外への消費流出の抑制が必要	都市機能・居住の誘導（コンパクトシティの形成） ・中心拠点に必要な都市機能の維持・誘導 ・拠点の都市機能の維持を支える人口の確保 拠点性の強化 ・JR博多南駅周辺の高密化 ・西鉄バス那珂川営業所・ミリカローデン那珂川周辺への都市機能の更なる集積に向けた土地利用規制の見直し 多世代にとっての市街地の魅力の向上 ・子育て支援施設の維持充実と子ども・親の交流の場の形成 ・若者や女性への創業支援や企業誘致による多様な働く場の確保 ・まちづくり活動など高齢者の活躍の場の創出	お店や病院などが集まる利便性の高い市街地が将来的にも維持される 核となる施設（JR博多南駅・西鉄バス那珂川営業所・ミリカローデン那珂川）を中心としたメリハリある都市構造 子ども～高齢者までまちや人と関われる多様な場がある みんなに便利で出かけたくなるまちなか	JR博多南駅近くに家族で暮らす30代Aさん 福岡市内で勤務・居住していましたが妻の出産を機に、 JR博多南駅の近くのマンション を購入し地元である那珂川市に戻ってきました。 まちなかにお店が充実し、シェアサイクルやかわせみバスなど公共交通も使いやすいので、とても便利です。 妻と子供と一緒に子育てサークル等に参加し 地域の方との新しい縁 もでき、住みやすいまちになっていて地元に戻ってきて正解でした。 中心拠点近くの住宅で暮らす70代Bさん 私の住む住宅地では一気に高齢化が進み不安もありましたが、最近はまだ 家族で引っ越してこられる方もおり、子どもたちが公園で遊んでいる様子 を見かけるなど活気づいてきています。 免許を返納したので、 バスをのりこなしてまちなか（中心拠点）で買い物・通院などの用事を済ませたり、習い事などもして毎日楽しく暮らしています。
行政・福祉拠点	行政・福祉機能の有効活用や災害時も安全な拠点形成が必要	都市機能・居住の誘導（コンパクトシティの形成） ・行政・福祉機能の集積を生かした居住の誘導 防災機能の強化 ・河川・道路等の改修 ・防災マップの作成・周知、地域毎の防災カルテ作成等	行政・福祉・居住機能が集積 有事の際に市民を支える安全な拠点が形成 市民の暮らしに安心感を与える行政・福祉拠点	市役所近くの住宅で暮らす80代Cさん 元々市の南部に住んでいましたが、高齢になり北部に引っ越してきました。 中心拠点に住む息子家族とも近くなり、時々顔を見せにきてくれます。 市役所や福祉関係の施設が近くにあり、安心感があるし、山や田んぼなど自然の風景も身近 にあって穏やかに過ごしています。
地域拠点	人口・都市機能が少なくても暮らし続けられる仕組みづくりが必要	自然や人とのつながりを求める人をターゲットとした移住・定住施策 ・移住に関する相談や情報提供など ・農林業者や芸術家など豊かな自然環境の中で活躍する人のコミュニティ形成、産物のブランド化への支援 必要な都市機能・情報の確保 ・地域に必要な機能の確保 ・市街地へのネットワーク確保	新たな移住者と地元住民が暮らしを守る知恵・工夫を持ち寄り協力しあう地域コミュニティ 暮らしに必要なモノ・情報を享受できる仕組みがある 地域の魅力を活かした南部地域の生活を支える拠点	南畑地域に移住した40代Dさん 自然が身近にあるライフスタイル に憧れ移住してきました。仕事はネット環境があるため、在宅でできています。仕事の傍ら地元の方に教えてもらいながら野菜を育てています。 住んでいる場所の近くに大きなスーパーなどはありませんが、中心拠点に行けば何でもそろうので、あまり不便さを感じません。
レクリエーションゾーン	交流人口を増やす那珂川市の魅力として盛り上げていくことが必要	豊かな自然環境の活用 ・五ヶ山クロスの整備充実 ・シティプロモーションによる市内外への情報発信 ・佐賀方面・福岡都市圏との連携強化	豊かな自然を活かした交流人口の増加 市内外から人が訪れ那珂川市のウリとなる憩いの場	五ヶ山クロスに家族で遊びに来る友人を持つEさん 福岡市に住む友人一家は 川遊びやキャンプ場でのBBQ などでよく遊びに来ます。 「自然の中で楽しむ子どもたちを見ていると、 那珂川市で暮らしてみても楽しいかも 」と言ってくれるのでうれしく感じています。

立地適正化計画の主な取組対象

関連施策により取組推進

3-3-2. 拠点間のネットワークの構築

目指すべき都市構造に位置付けたネットワークの構築については、本計画による拠点の充実と併せて、地域公共交通網形成計画によるネットワーク形成を行う相乗効果により、充実を図ります。

主な課題	課題解決のためのポイント	将来の姿
利便性の高い公共交通の確保と市民によるその積極的な利用が必要	拠点形成と連動した公共交通ネットワーク ・拠点間のバス路線を軸とした公共交通の再編 ・拠点周辺の都市機能の充実	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">公共交通で拠点を行き来でき、必要なモノ・コトにアクセスできる</div> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">徒歩や自転車、公共交通など人・環境にやさしい交通手段を選ぶ人が増える</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;">車がなくても便利に暮らせる充実したネットワーク</div>
	車に頼りすぎないまちづくりへの転換 ・公共交通沿線への居住誘導や公共交通の利用促進、渋滞解消に向けた道路の機能改善 ・シェアサイクル・デマンド交通、歩きやすい環境整備等、自家用車だけに頼らない多様なネットワークの形成	

マイカーに頼らなくても
まちなかを移動できる！



3-3-3. 豊かな自然環境と共生する都市構造の実現

本市の豊かな自然環境を生かした市街地の魅力化に向け、公園・緑地等の緑のネットワークの充実など自然環境を身近に感じられる都市構造の実現を目指します。

現状と課題	課題解決のためのポイント	将来の姿
豊かな自然環境を活用した市街地の魅力化が必要	水と緑のまちとしての市街地のイメージアップ ・那珂川を軸とした緑のネットワークや景観形成 ・地産地消の推進	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市街地でも自然環境を身近に感じられる</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;">那珂川市ならではの魅力がある市街地</div>

自然が身近にあって癒されるね



第4章 防災指針

4-1 基本的な考え方

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。

本計画では、市街地内に浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等が含まれていることから、災害リスクをできる限り回避・低減させるための指針を定めるとともに、災害リスクの分析をもとに誘導区域の設定を検討し、防災・減災まちづくりを計画的に実施するための具体的な取り組みを位置づけます。

また、以下の関連計画における方針を踏まえて防災指針を検討します。

【関連計画1】那珂川市都市計画マスタープラン

第7節 都市防災の方針

◆危険箇所の解消と安全な地域への居住誘導 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

急傾斜崩壊危険箇所や土石流危険箇所等、災害の発生が予想される箇所については、砂防事業等による防災施策を関係機関と連携して行う。また、市民と災害リスクを共有し、土砂災害特別警戒区域*については、安全な地域への居住誘導を促進する。

◆洪水浸水被害の低減 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

河川について、河川の流下能力不足の箇所は、ひとたび集中豪雨に見舞われると氾濫等が発生し家屋浸水被害はもとより、豪雨災害時の避難路の遮断の原因となり、大きな被害に繋がるおそれがあるため、河川改修事業などを関係機関と協力して促進する。農業用ため池のうち防災重点ため池について、ため池ハザードマップ*を作成し、危険性が高いため池については災害予防のための整備等を検討する。また、特に居住誘導区域内の浸水想定区域において、河川氾濫や内水被害による洪水浸水被害に対して、河川や水路の整備を行うとともに、雨水流出対策や緑地等による保水能力の維持向上を図る。さらに、災害に強くコンパクトな都市を目指し、立地適正化計画*について必要に応じ防災指針の追加等の見直しを行う。

水害時には災害対策本部機能を浸水の危険性が低い公共施設へ移動する等、災害応急対策及び災害復旧対策が滞りなく行われるよう本部機能を維持するための検討を行う。

◆市民の防災意識の向上 【総合計画 1-2-2 防災体制の充実強化】

地域と連携した防災訓練等の開催やハザードマップ*の活用により、避難場所や危険箇所の周知、自主防災組織の育成や地域の対応力強化など、市民の防災意識の向上を図る。

【市街地部】

◆災害に強い幹線道路の整備 【総合計画 3-2-1 道路などの整備】

幹線道路は、骨格的な防災空間の一つとして、火災延焼の遮断、災害時の緊急活動空間、避難路などの機能を有しており、災害に強い都市づくりを図る上で大きな役割を担っている。このため幹線道路について、バリアフリー化*をはじめとする改良を計画的に進める。

また、災害時の緊急車両や救援物資運搬車両の通行を円滑にするため、緊急輸送道路を中心に迅速な対応が可能な道路環境を整備及び維持する。

◆都市公園の整備 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

都市公園は、災害時の避難場所、延焼防止、復旧・復興時の拠点となるなど、都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る役割が期待される。

本市の防災拠点として、総合運動公園を整備するとともに、公園へのアクセス道路の整備を検討する。また、既存の街区公園について、災害時に誰もが避難場所として利用できるよう、施設のバリアフリー化*等の整備を検討する。

◆市街地の防災性向上 【総合計画 1-2-3 災害に備えた社会基盤の強靱化】

道路等の都市基盤が未整備で道路幅員が狭い地区は、安全性や市街地の防災性向上の観点から、沿道の建築物の建て替えを促進し、道路幅員を確保する。

【山間部】

◆林地開発に対する適切な指導 【総合計画 4-1-1 森林環境の保全】

荒廃森林の整備に努めるとともに、既設林道の適切な維持管理を行う。また、周辺地域における災害の防止、下流地域における水害の防止、環境の保全等の観点から、林地開発により災害危険性が高まることのないよう適切な指導等を行うとともに、水源かん養のために、森林資源を適切に整備する。

【関連計画2】那珂川市国土強靱化地域計画

第3章 地域強靱化の基本的な考え方

I 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

これを踏まえ、本計画は、那珂川市総合計画とその基本構想におけるまちの将来像『笑顔で暮らせる自然都市なかがわ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～』を掲げる本市の強靱化を推進するため、基本計画及び県地域計画と同じ次の4項目を基本目標とします。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること

推進にあたっては、市民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて取り組みます。

4-2 ハザード情報の整理

災害リスクの分析を行うにあたり、市街化区域内に存在する災害ハザード情報を整理します。

災害の種類	
洪水	洪水浸水想定区域 河川が氾濫した場合に浸水する範囲及び浸水の深さ ※本計画では、1000年に1度の大雨である想定最大規模(961mm/24時間の雨が降った場合)における浸水想定区域を前提に防災まちづくりの指針を考えます。
	家屋等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食) 【氾濫流】 木造2階建ての家屋を想定した場合、家屋の倒壊・流失をもたらすような洪水の氾濫流が発生する恐れがある範囲 【河岸浸食】 家屋の倒壊・流失をもたらすような河岸浸食が発生する恐れがある範囲 ※本計画では、1000年に1度の大雨である想定最大規模(961mm/24時間の雨が降った場合)における家屋等氾濫想定区域を前提に防災まちづくりの指針を考えます。
土砂災害	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
	土砂災害警戒区域 がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
	急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域) 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により一定規模以上の人家等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地であり急傾斜地の崩壊を助長・誘発する行為を制限する区域 ※本市においては、土砂災害特別警戒区域に指定された土地の一部が指定されています。

4-3 災害履歴

那珂川市地域防災計画(令和3年4月策定)によると、本市では過去に以下のような災害が発生しています。

【参考】那珂川市地域防災計画

第4節 災害危険性

第1 災害履歴

1. 水害

市中央を流れる那珂川の氾濫による水害が頻繁に発生している。昭和38年の水害では、多くの民家が浸水・倒壊などの被害を受け、現人橋、安西橋、橋本橋は決壊した。

なお、昭和24年8月、同27年6月、及び38年7月の豪雨は、那珂川水系に甚大な被害をもたらした。また、下流一帯は年々水不足に悩まされ、灌漑用水、上水道用水の不足は、当該地域の発展を著しく阻害していた。これらの問題を解消するため、ここに洪水調節・灌漑用水の補給、上水道用水の供給を目的として建設された多目的ダム「南畑ダム」サイトの碑に記載がある。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、床上浸水73棟、床下浸水125棟、河川の溢水13箇所、甚大な被害が発生した。

県は、那珂川水系那珂川に係る洪水浸水想定区域を平成30年4月27日に指定している。

2. 土砂災害

市の大部分が山地から構成され、土砂災害は頻繁に発生している。平成11年6月の集中豪雨では、斜面崩壊による国道385号の通行止めが生じ、また、平成15年7月の集中豪雨では家屋の床下以上の浸水による損壊が40棟を超えるなど多大の被害をうけた。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による水害では、がけ崩れ95箇所、住宅被害6棟の被害が発生し土砂災害による国道385号の通行止めも発生した。

県は、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、市内の土砂災害警戒・特別警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り)を指定している。

3. 地震災害

『新編被害地震総覧[増補改訂版]』によると、1898年8月10日の「糸島地震」で震度4、1854年7月24日の「安政南海地震」で震度5の揺れがあったとされており、家屋等への被害があったと予想される。また、平成17年3月20日及び同年4月20日に発生した福岡県西方沖地震により、196棟もの家屋が被害に遭った。

平成18年1月26日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律123号、以下「法」と言う。)を受け、市域において発生のおそれがある地震やそれに伴う建物被害等の可能性を市民に伝えるための地震揺れやすさマップ・危険度マップを平成26年3月に作成した。

4-4 市街化区域内で想定される災害

誘導区域の設定にあたり、市街化区域内で想定される災害について図に示します。

4-4-1. 洪水浸水想定区域

市街化区域内では、主に那珂川や梶原川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)が想定されます。

那珂川の外水氾濫は、平成21年7月の中国・九州北部豪雨の災害を踏まえ、福岡県の床上浸水対策特別緊急事業による改修が進められているため、氾濫の危険性は減少すると予想されます。しかし、当事業は平成21年7月の中国・九州北部豪雨における降雨(302mm/24時間)が再度発生した場合に堤防満杯で流下できるよう改修されるため、これ以上の豪雨が発生すれば氾濫する恐れがあります。

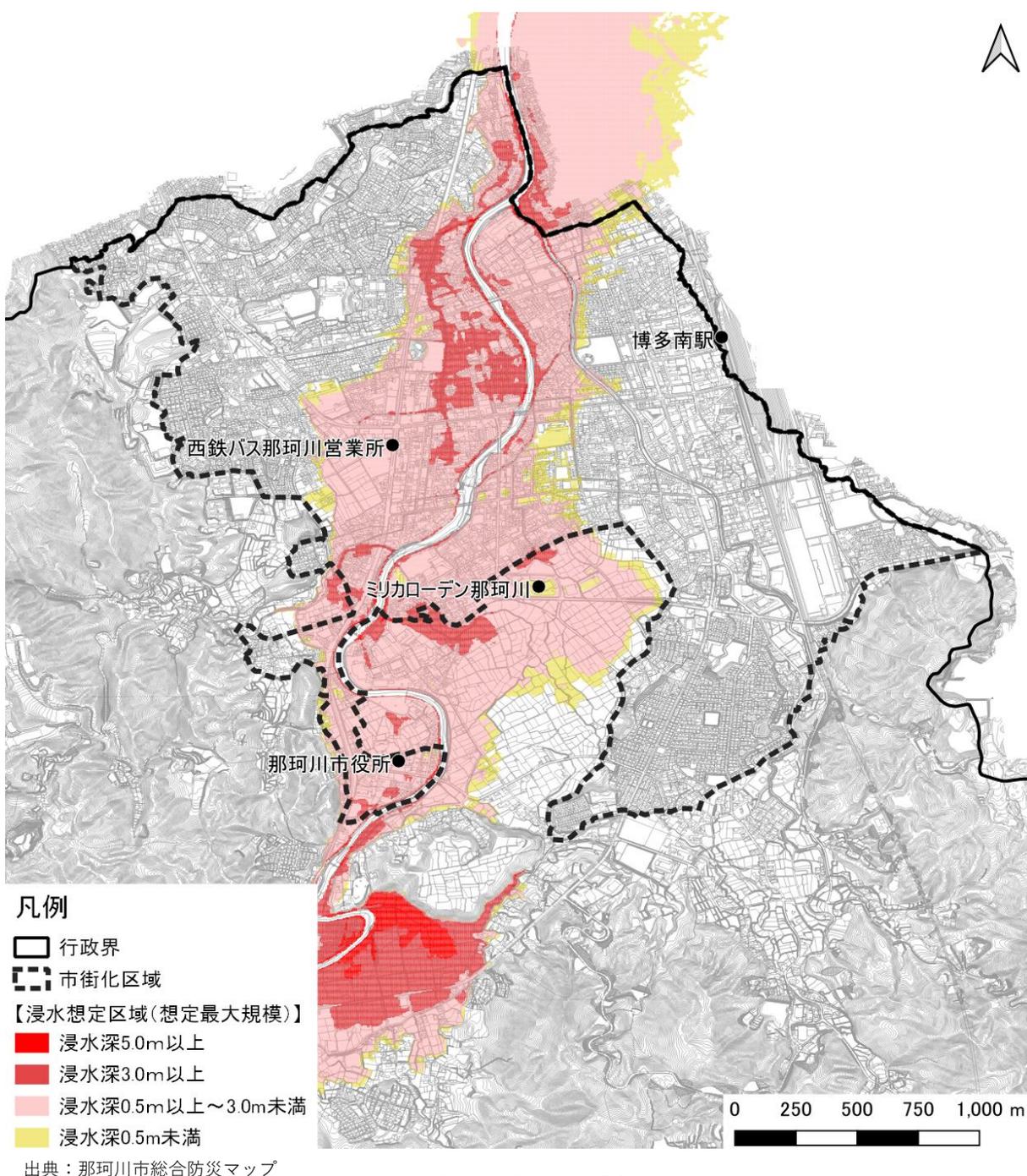
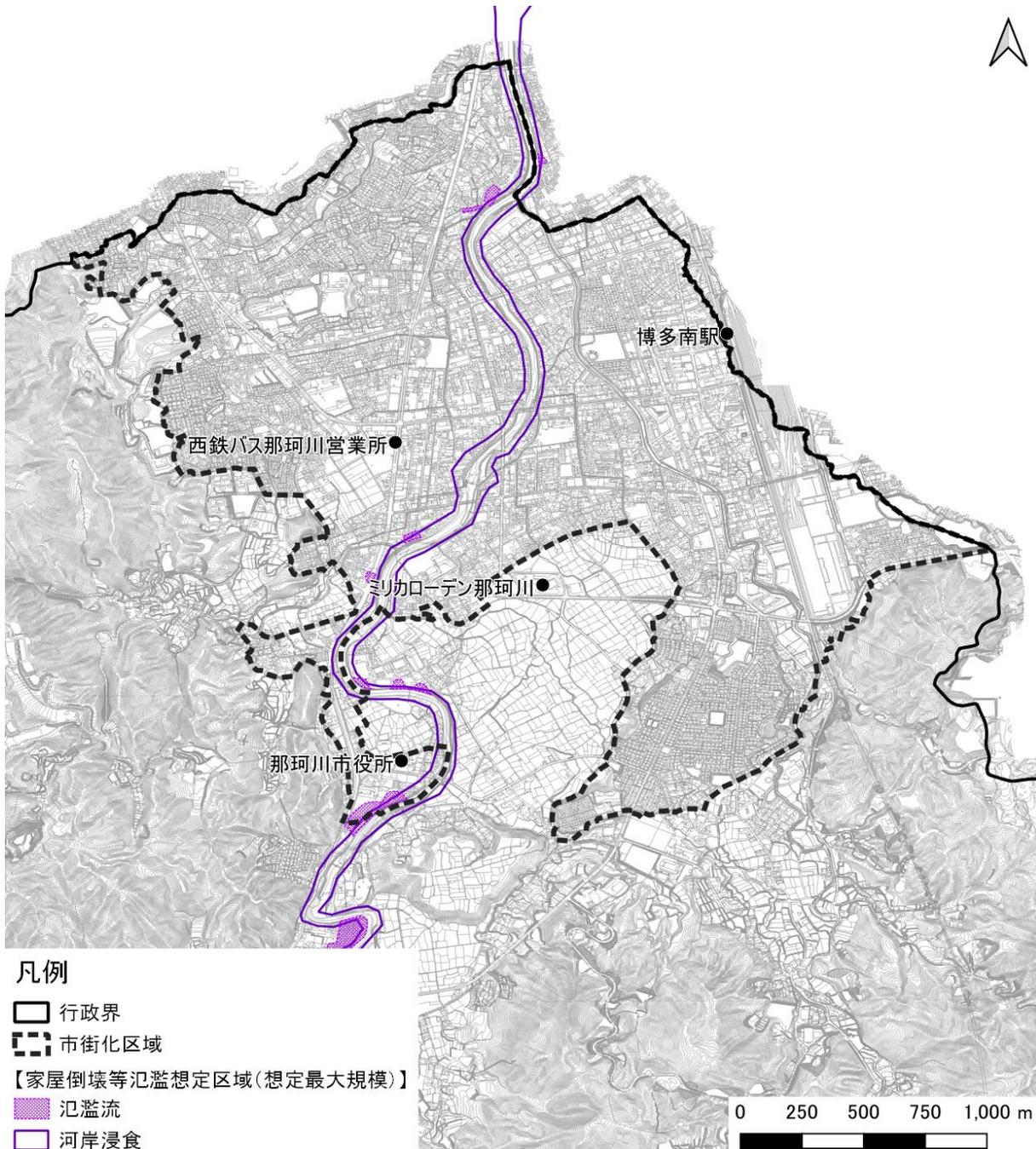


図 市街化区域内の浸水想定区域

4-4-2. 家屋等倒壊氾濫想定区域

市街化区域内では、河川の増水を原因とする氾濫流が発生した際、木造 2 階建ての建築物を想定した場合、家屋の流失・倒壊をもたらす恐れがある「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」が含まれています。また、洪水時に河岸浸食が発生し、家屋の流失・倒壊をもたらす恐れがある「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)」が含まれています。

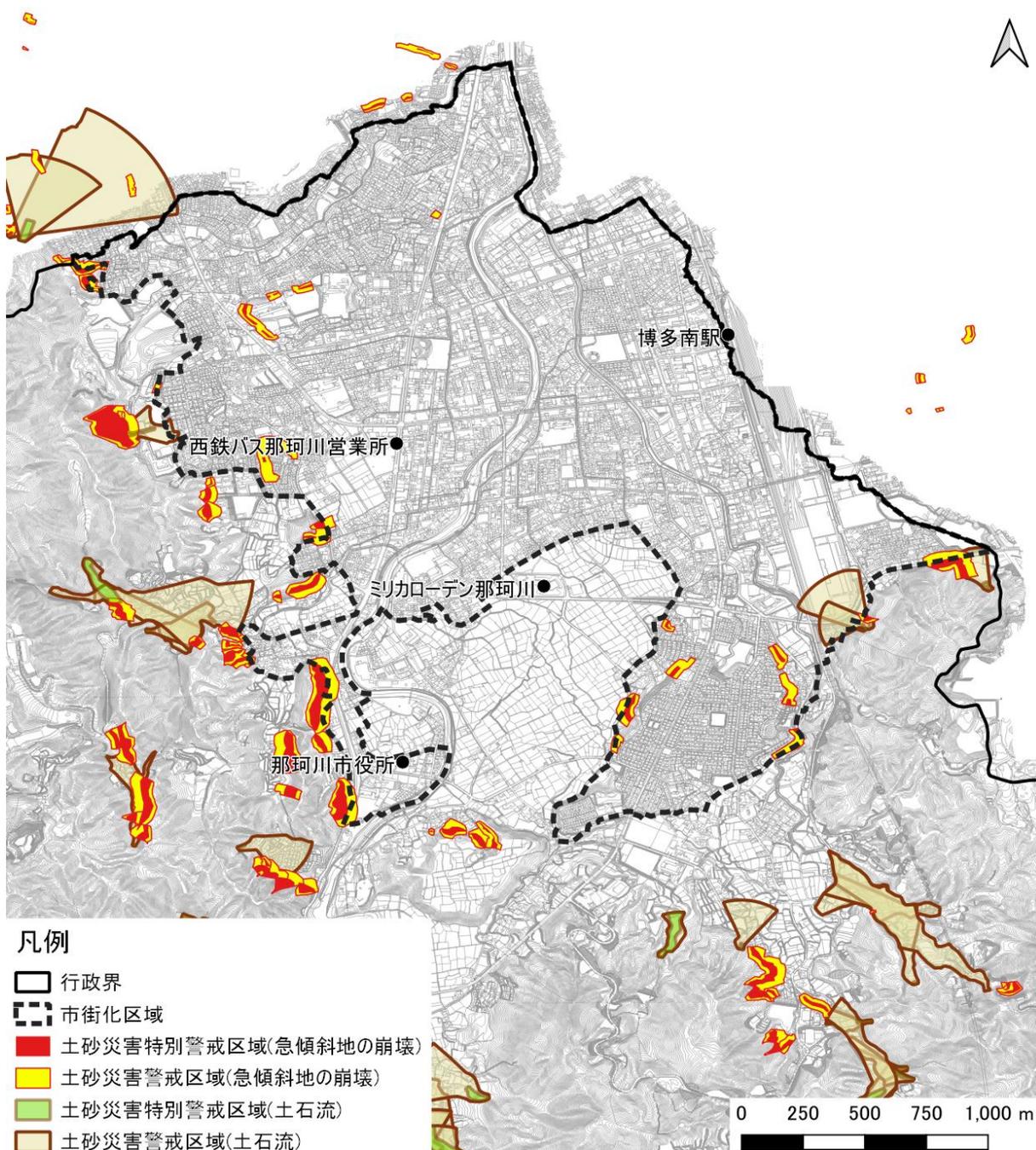


出典： 那珂川市総合防災マップ

図 市街化区域内の家屋倒壊等氾濫想定区域

4-4-3. 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

市街化区域内では土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されており、大雨による土砂災害で建築物に被害が及ぶ可能性があります。



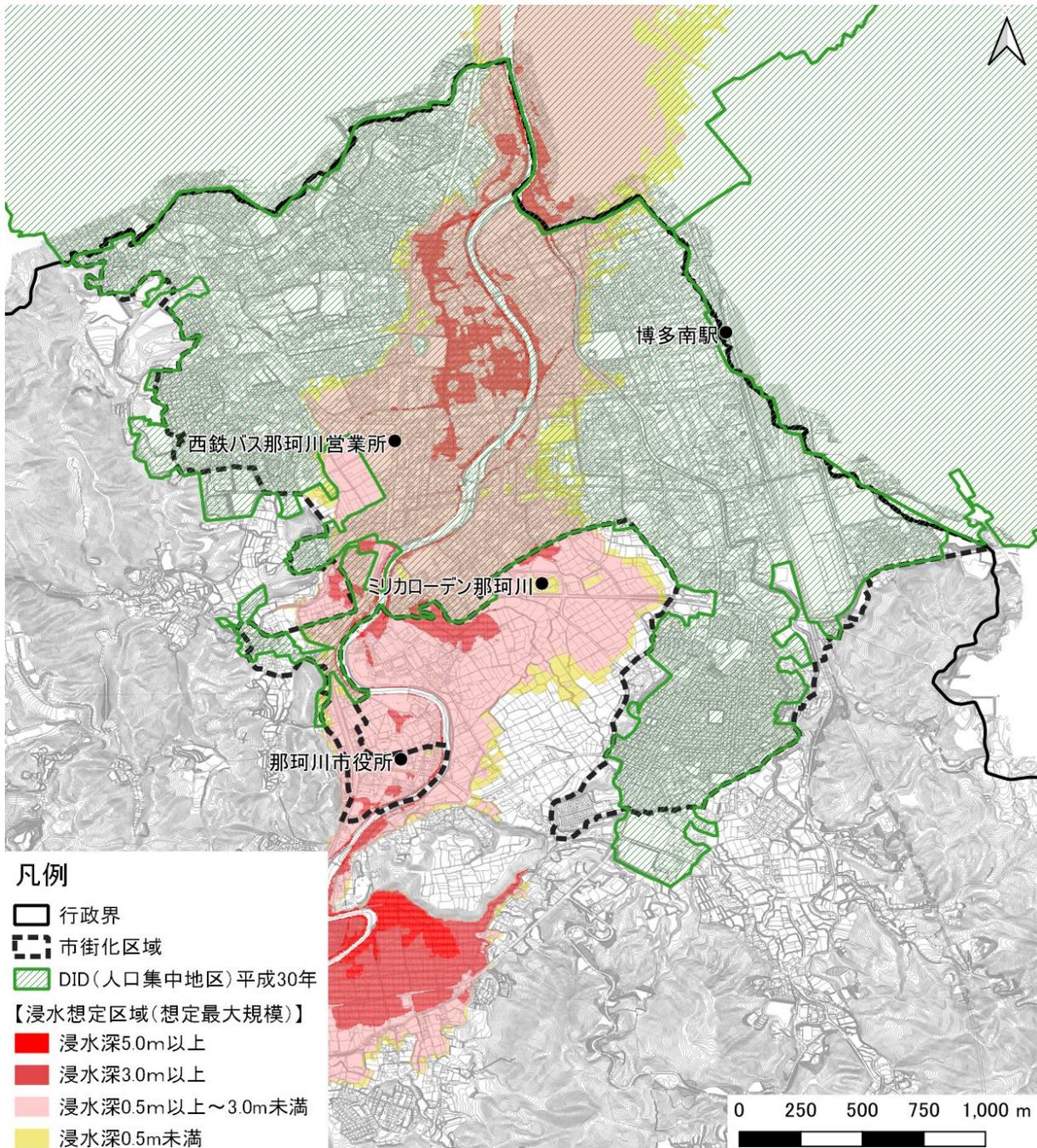
出典：那珂川市総合防災マップ

図 市街化区域内の土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

4-5 市街化区域内の課題分析

市街化区域について、想定される災害と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクと課題の分析を行います。

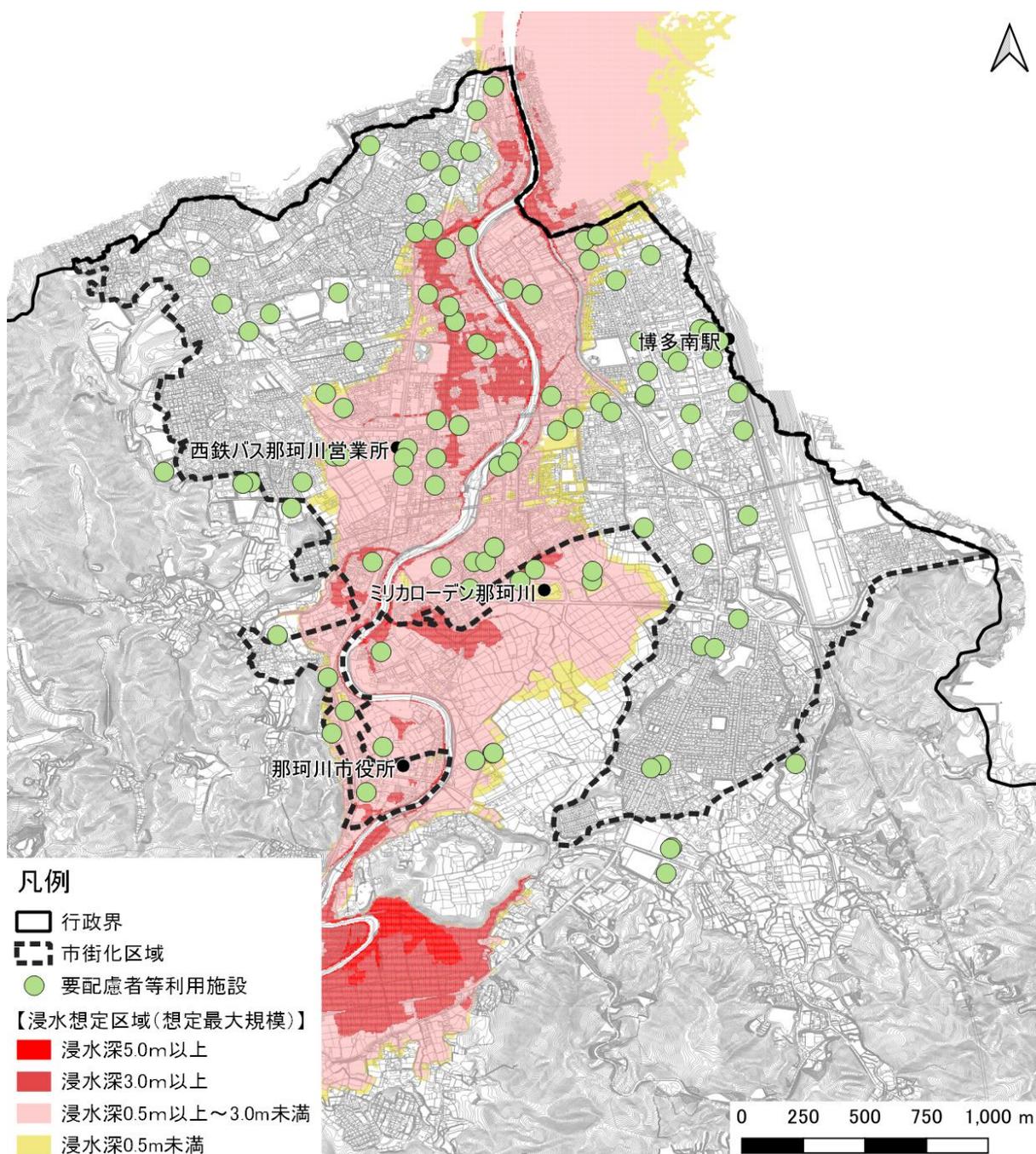
浸水想定区域 × 人口集中地区



出典：国土数値情報（人口集中地区）
那珂川市総合防災マップ

分析 人口が集中しているエリアに浸水リスクがある

浸水想定区域 × 要配慮者等利用施設

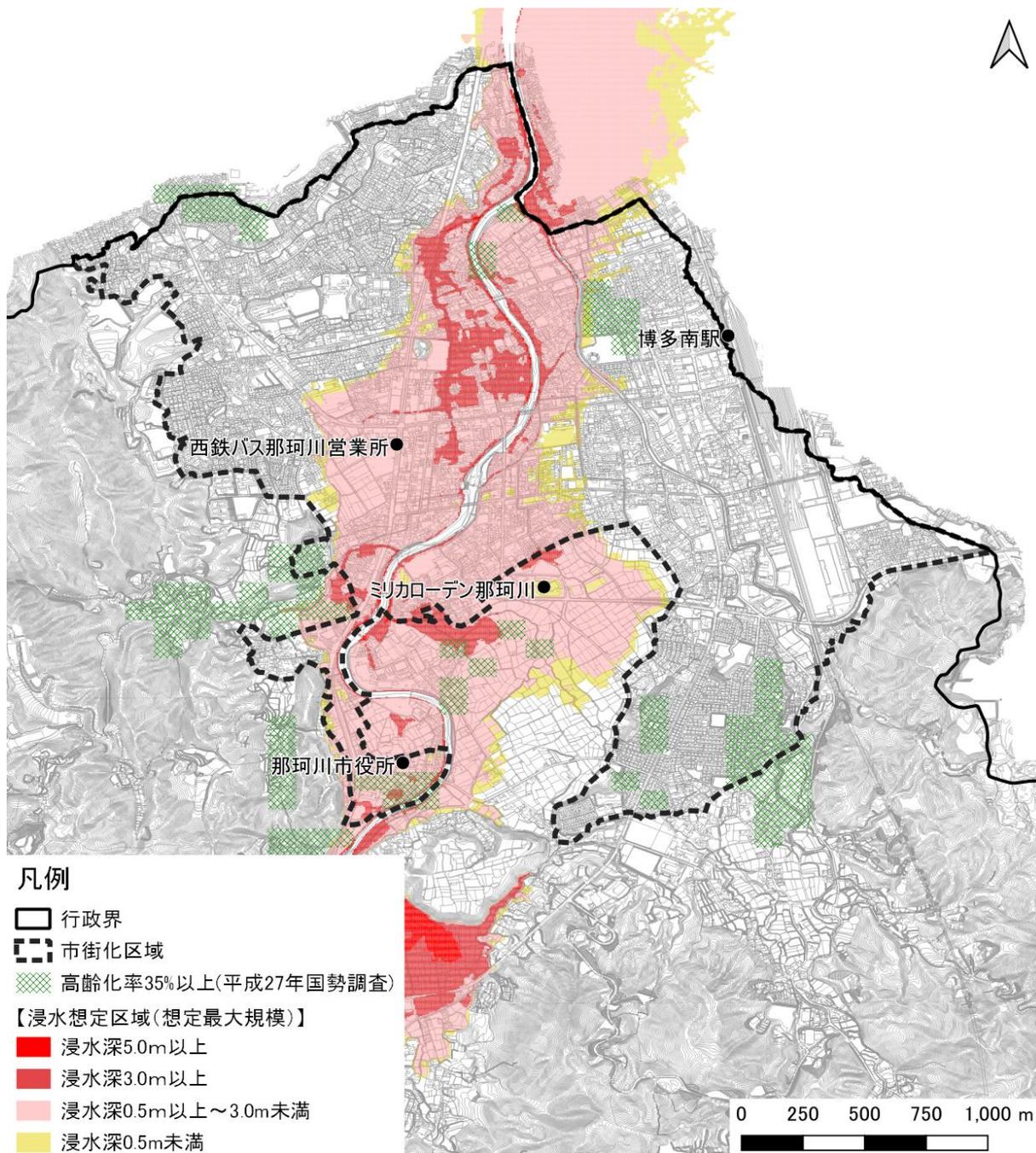


出典：那珂川市総合防災マップ
庁内資料

※要配慮者等利用施設とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者等が利用する施設であり、具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、子ども子育て支援施設、医療施設（小児科含む）、教育施設を指す。

分析 要配慮者等利用施設に浸水リスクがある

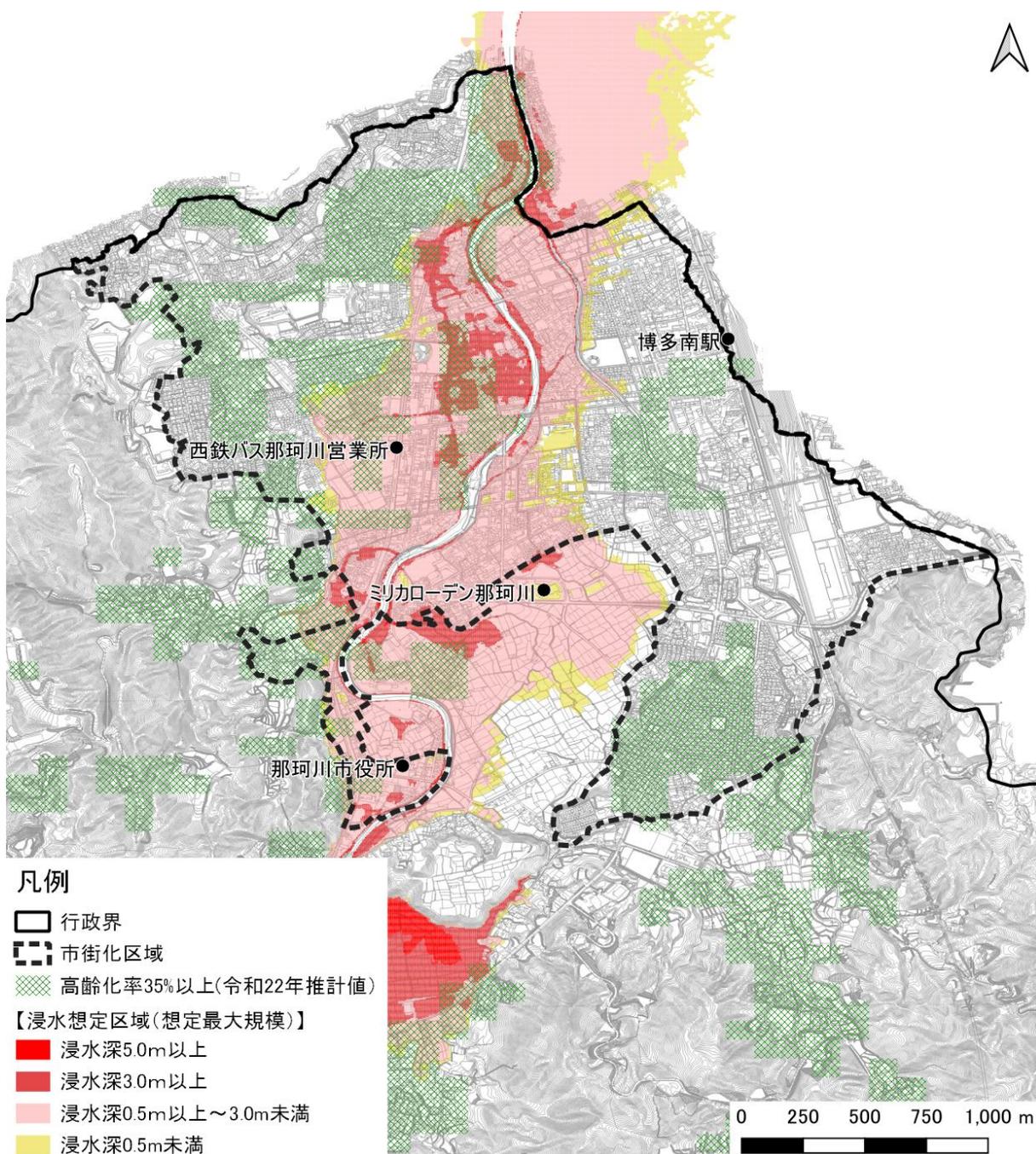
浸水想定区域 × 高齢化率(現在)



出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率）
那珂川市総合防災マップ

分析 高齢化率が高い地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(将来)

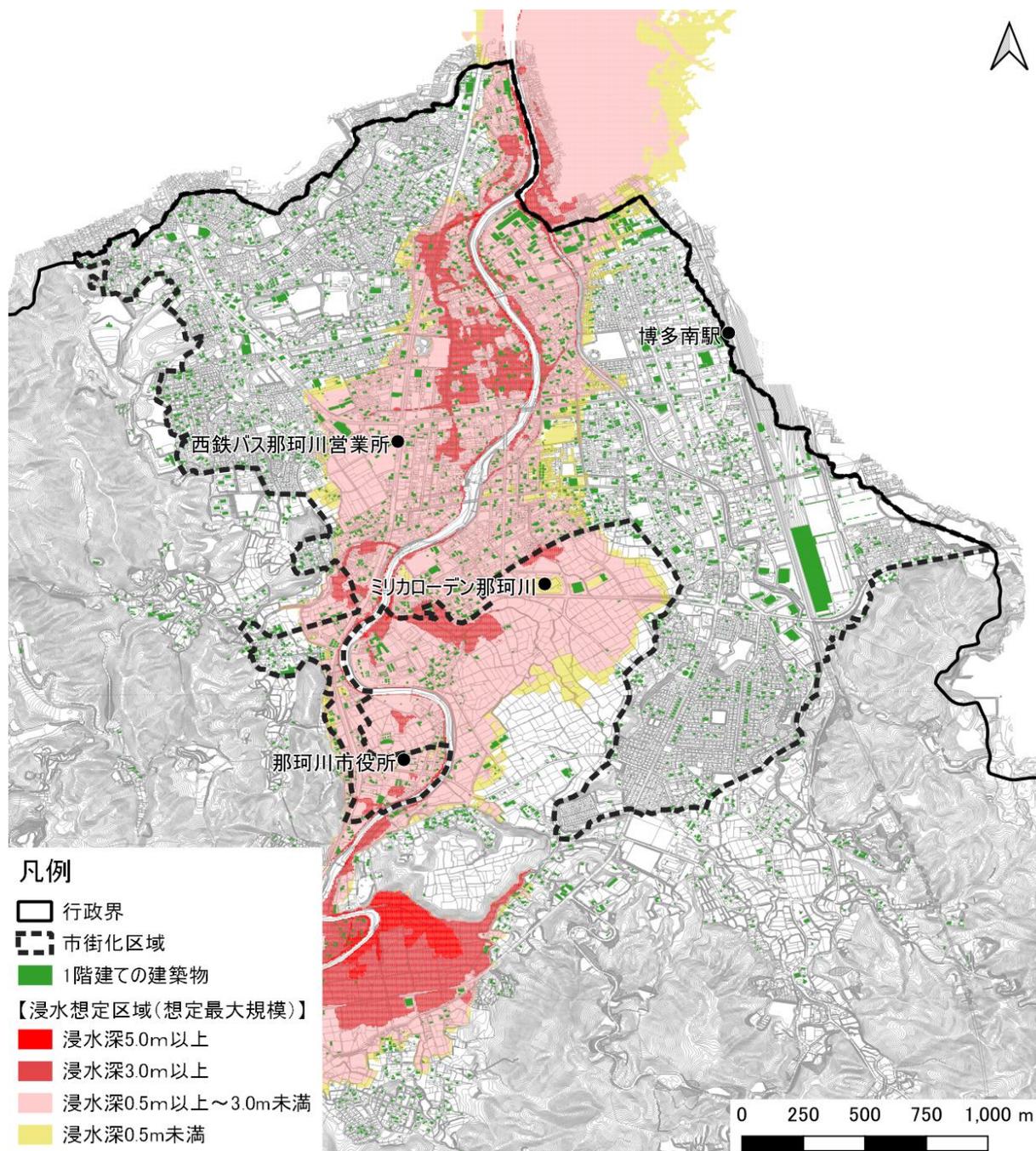


出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率をもとに推計した令和22年（2040年）の高齢化率）
 那珂川市総合防災マップ

分析

将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 建物階数

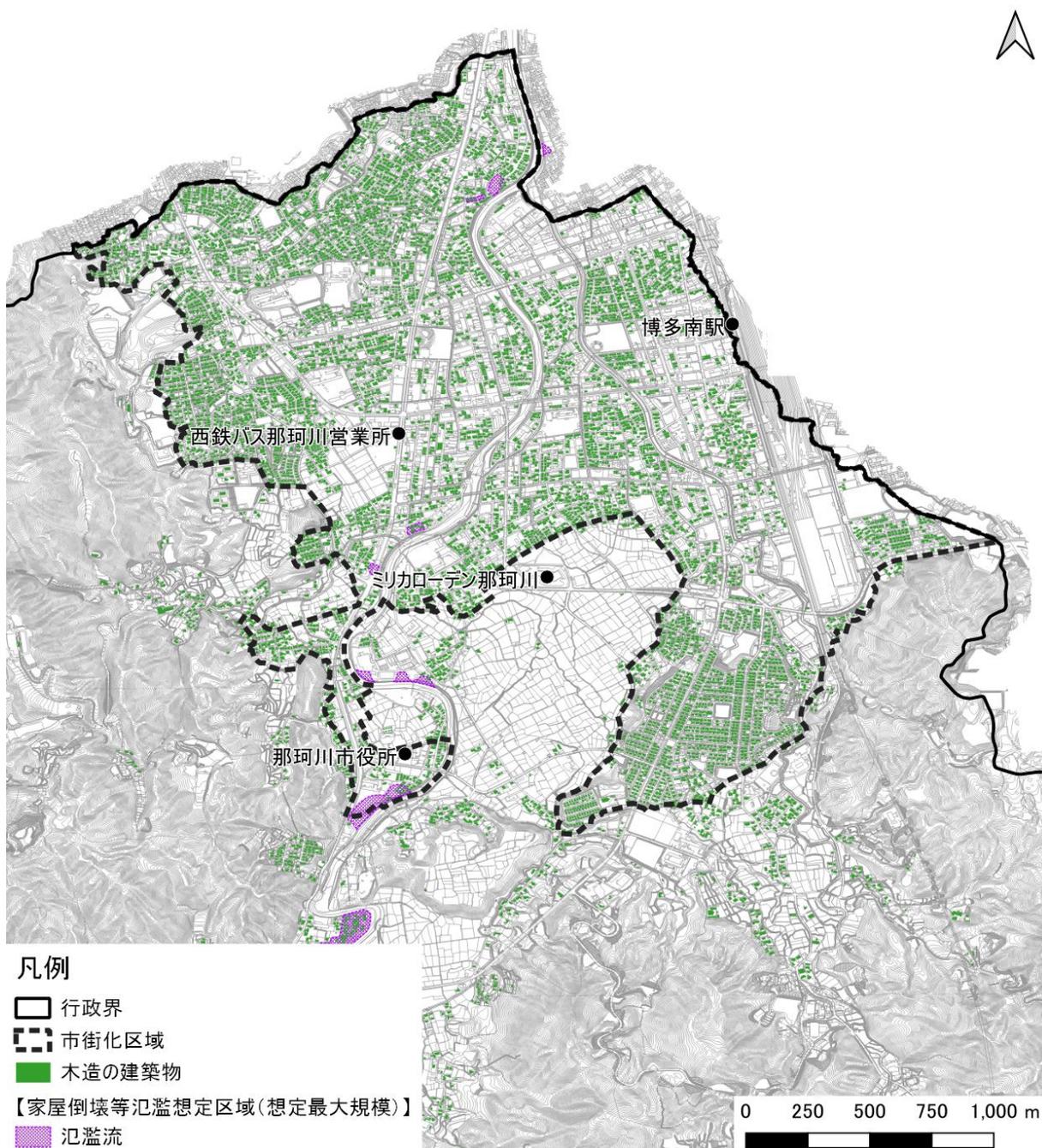


出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある

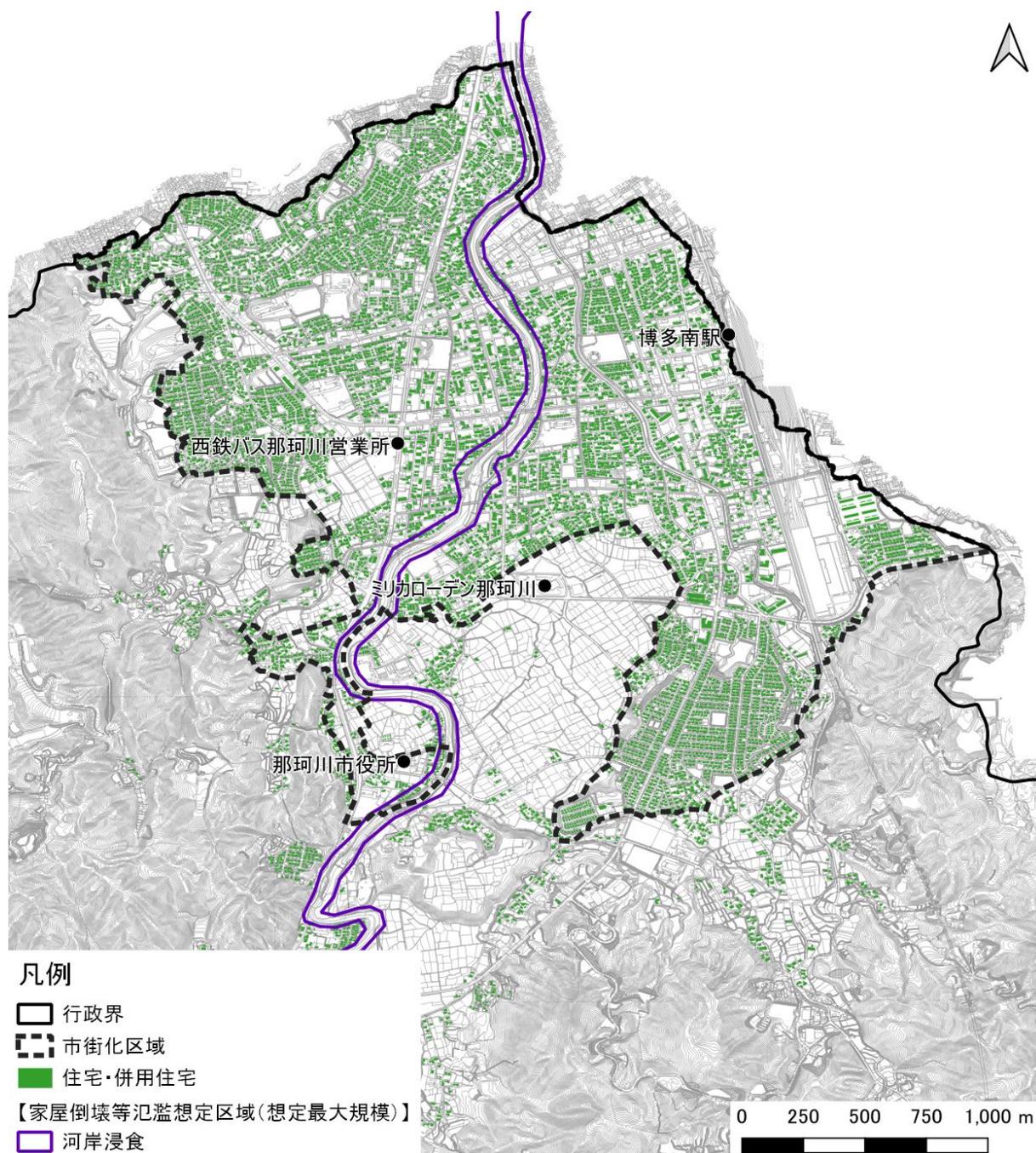
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造



出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) × 住宅

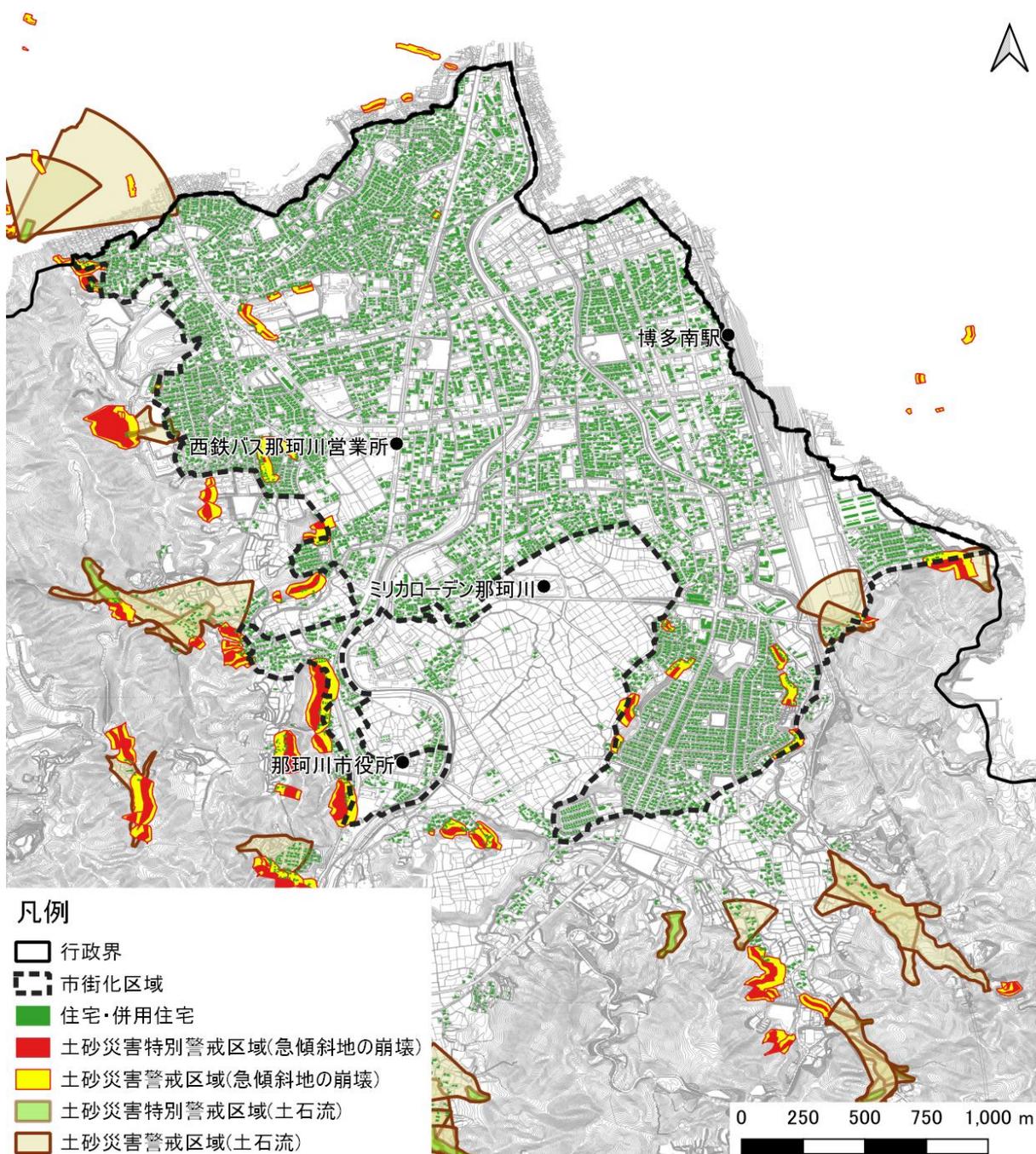


出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 × 住宅



出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

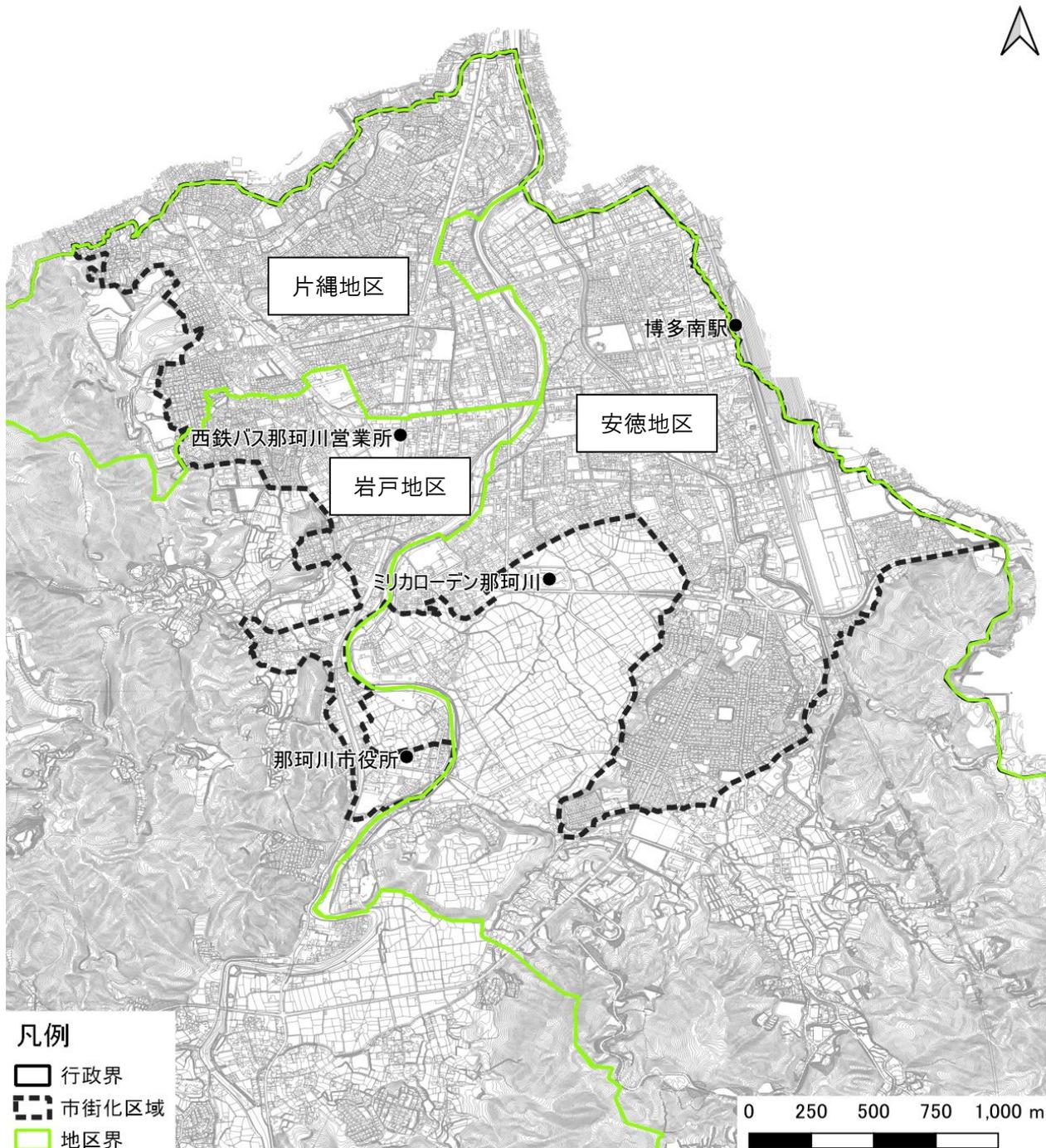
分析 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

市街化区域内には、以下のような災害リスクがあることがわかります。

重ね合わせ分析	課題
浸水想定区域 × 人口集中地区	人口が集中しているエリアに浸水リスクがある
浸水想定区域 × 要配慮者等利用施設	要配慮者等利用施設に浸水リスクがある
浸水想定区域 × 高齢化率	高齢化率が高い地区に浸水リスクがある 将来的に高齢化率が高い地区に浸水リスクがある
浸水想定区域 × 建物階数	3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) × 住宅	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 × 住宅	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

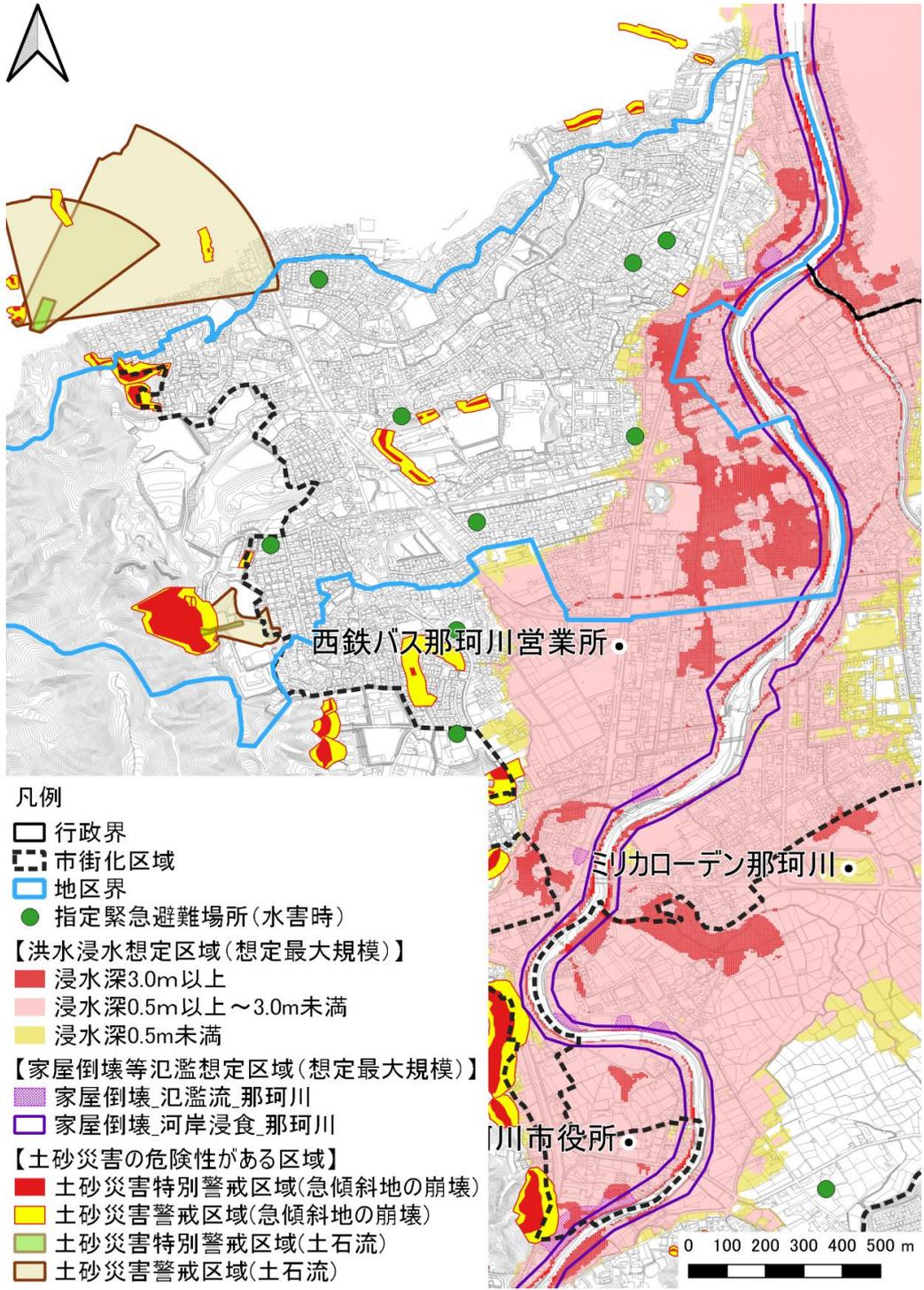
4-6 地域別の課題分析及び取り組み方針

地域別の課題を分析するため、市街化区域内を対象として、行政区別の片縄地区、岩戸地区、安徳地区の3地区に分け、想定される災害と都市の情報を重ね合わせることで、災害リスクと課題の分析を行います。



4-6-1. 片縄地区

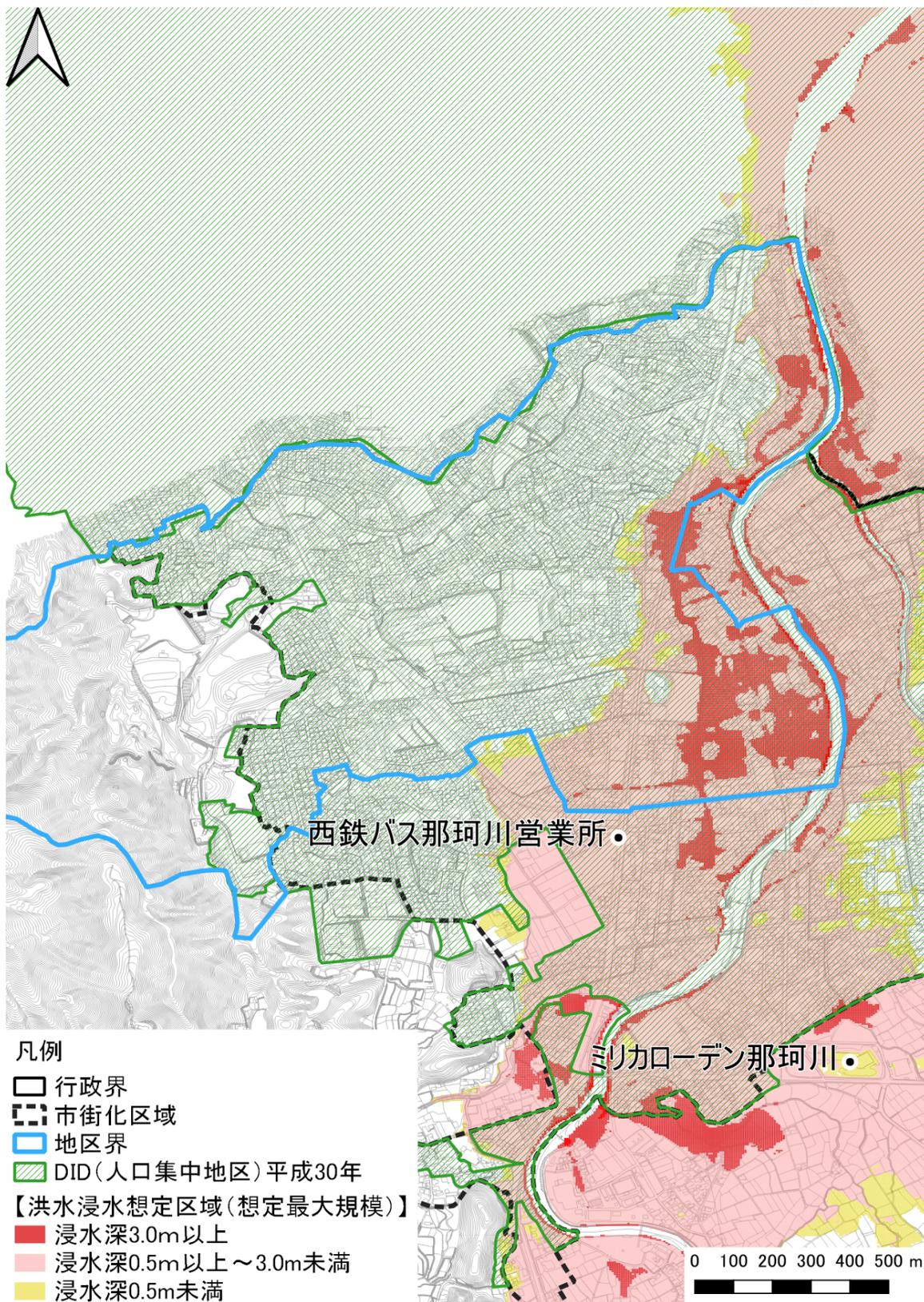
地区の特性



分析

- 那珂川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成 21 年 7 月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。
- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意する必要がある。

浸水想定区域 × 人口集中地区

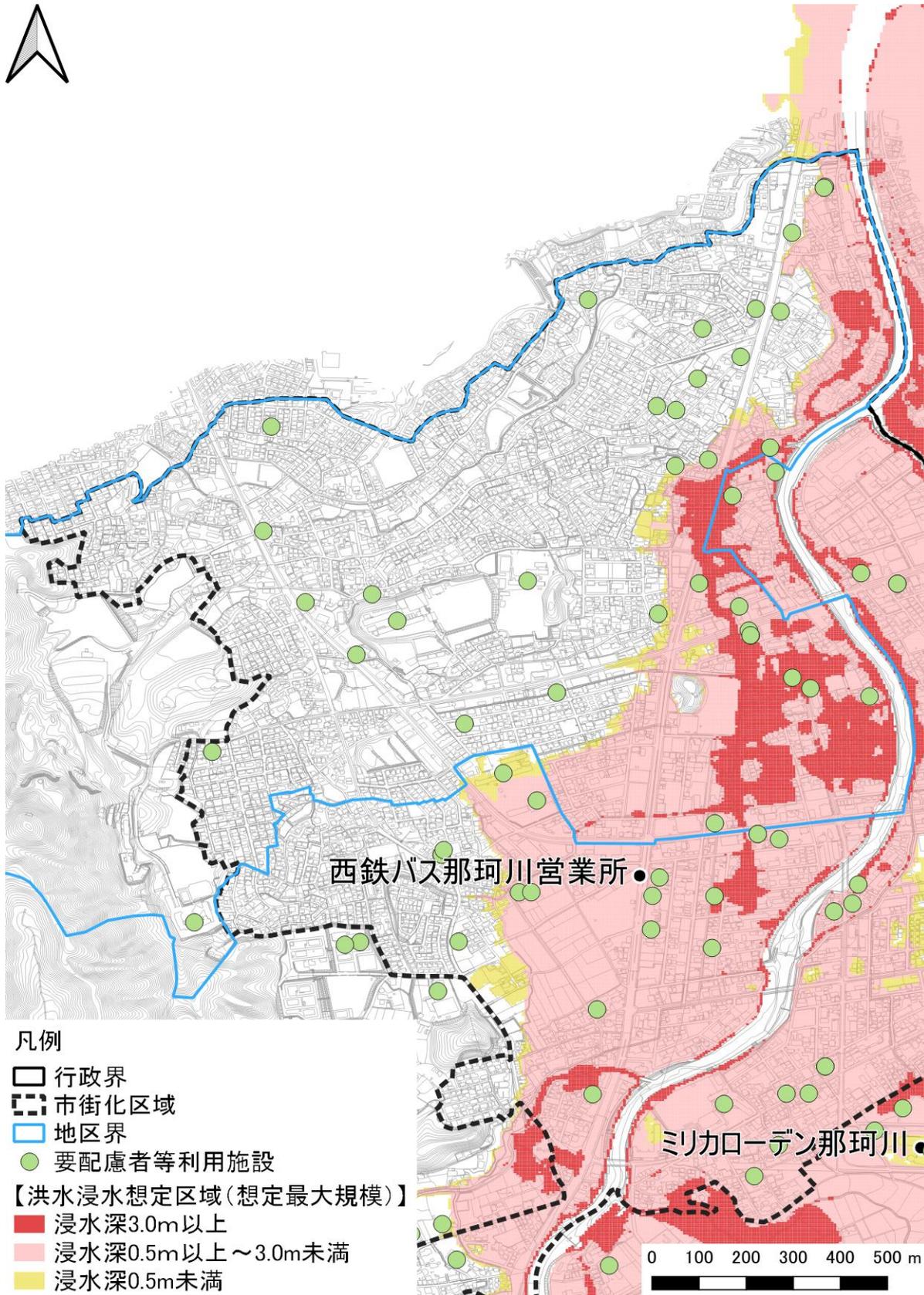


出典：国土数値情報（人口集中地区）
那珂川市総合防災マップ

分析

人口が集中しているエリアに浸水リスクがある

浸水想定区域 × 要配慮者等利用施設



凡例

- 行政界
- ▤ 市街化区域
- 地区界
- 要配慮者等利用施設
- 【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】
- 浸水深3.0m以上
- 浸水深0.5m以上～3.0m未満
- 浸水深0.5m未満

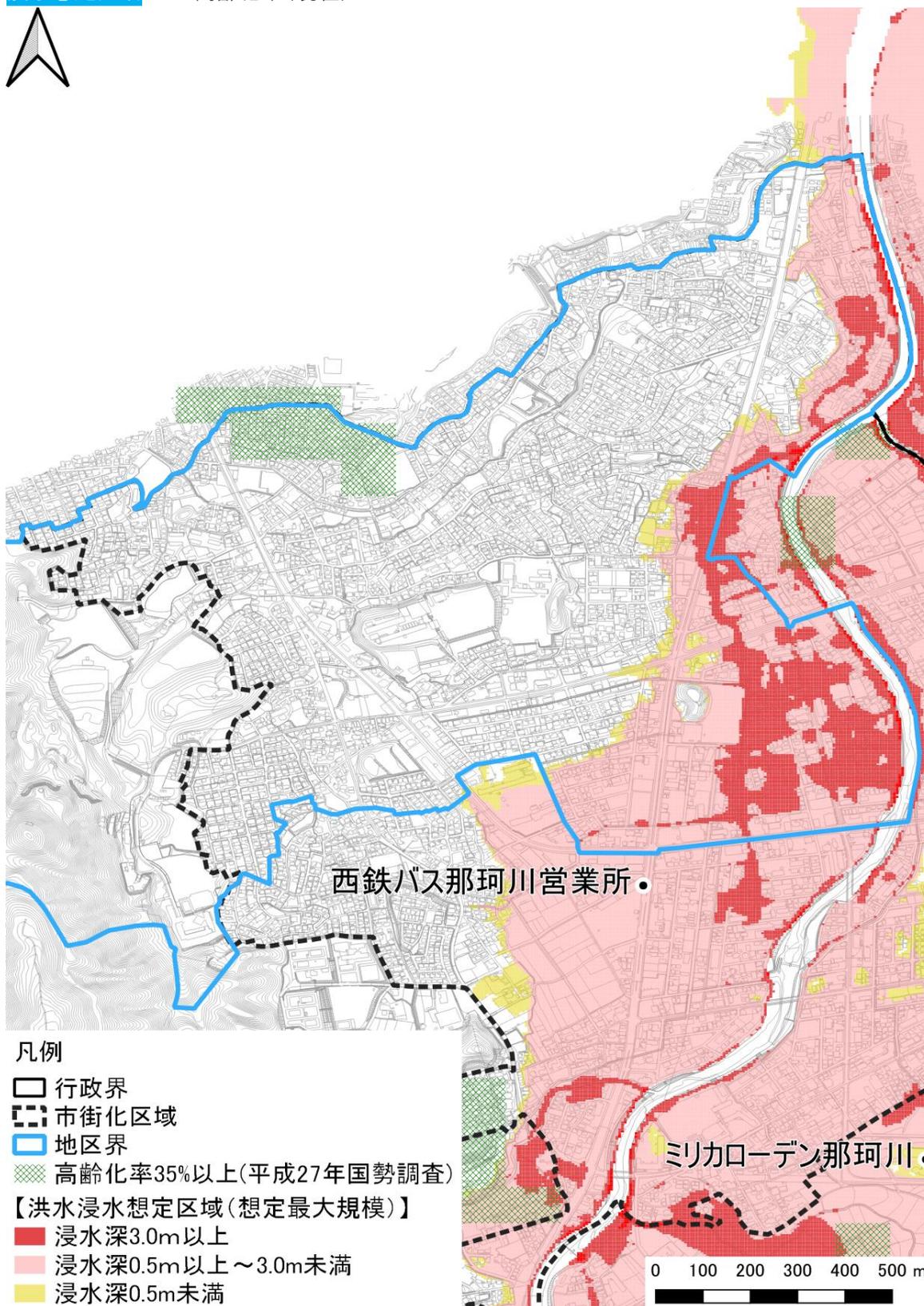
出典：那珂川市総合防災マップ、庁内資料

※要配慮者等利用施設とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者等が利用する施設であり、具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、子ども子育て支援施設、医療施設（小児科含む）、教育施設を指す。

分析

要配慮者等利用施設に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(現在)



凡例

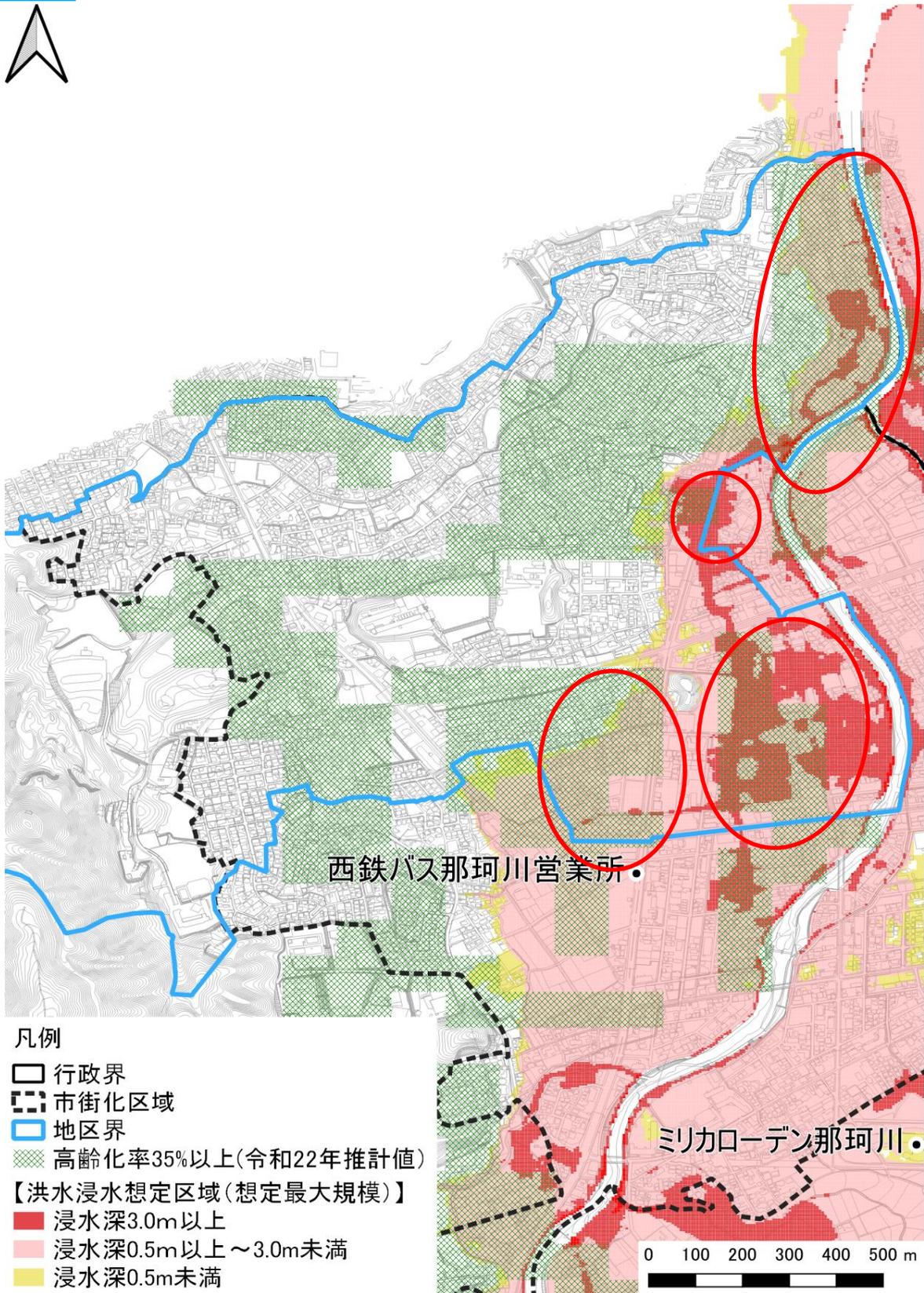
- 行政界
- ▤ 市街化区域
- ▬ 地区界
- ▨ 高齢化率35%以上(平成27年国勢調査)
- 【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】
- 浸水深3.0m以上
- 浸水深0.5m以上～3.0m未満
- 浸水深0.5m未満

出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率）
那珂川市総合防災マップ

分析

高齢化率が高い地域に浸水リスクは見受けられない

浸水想定区域 × 高齢化率(将来)



凡例

- 行政界
- ▤ 市街化区域
- ▭ 地区界
- ▨ 高齢化率35%以上(令和22年推計値)
- 【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】
- 浸水深3.0m以上
- 浸水深0.5m以上～3.0m未満
- 浸水深0.5m未満

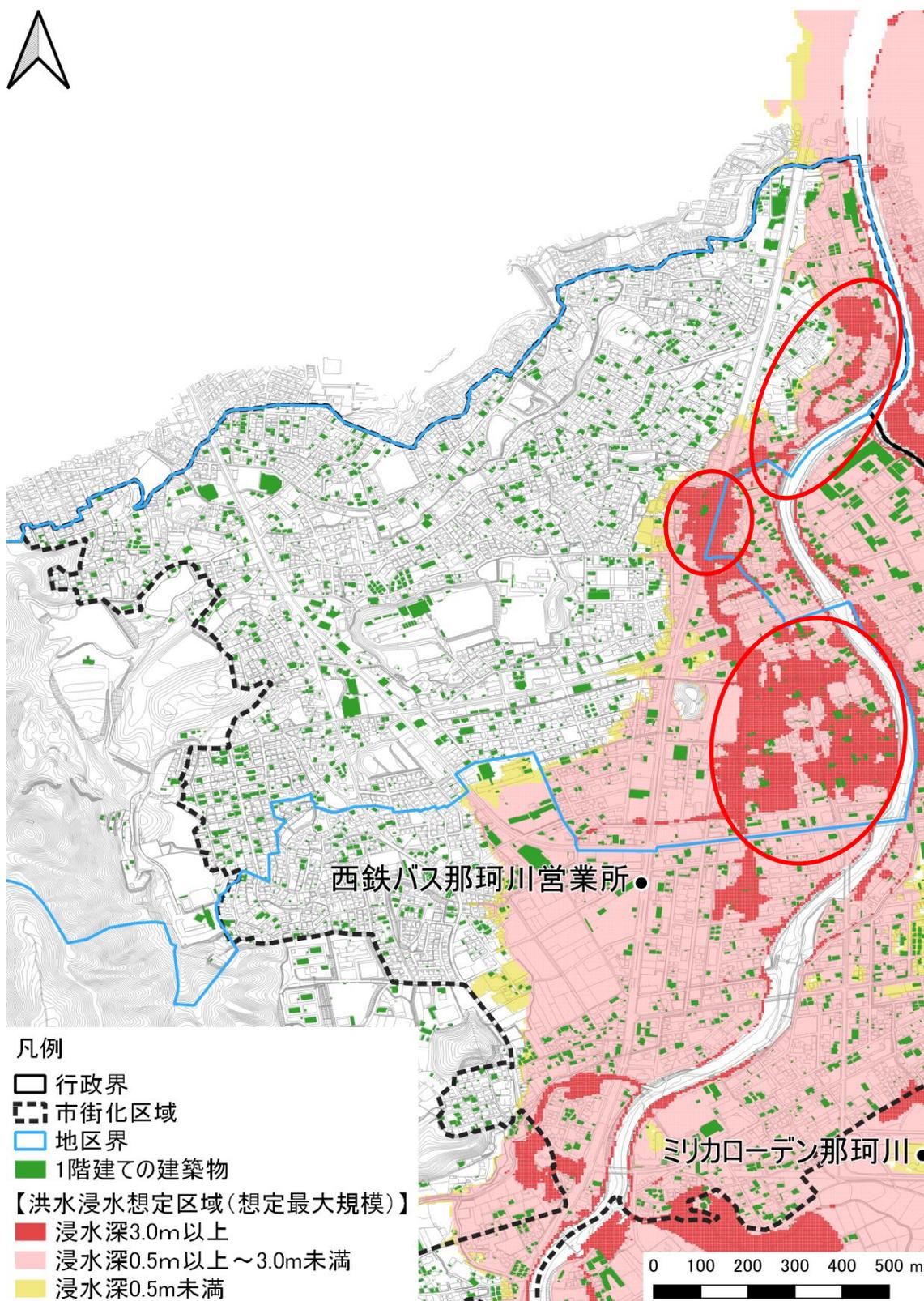
出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率をもとに推計した令和22年（2040年）の高齢化率）

那珂川市総合防災マップ

分析

将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 建物階数



凡例

- 行政界
- 市街化区域
- 地区界
- 1階建ての建築物
- 【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】
- 浸水深3.0m以上
- 浸水深0.5m以上～3.0m未満
- 浸水深0.5m未満

出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) × 住宅



凡例

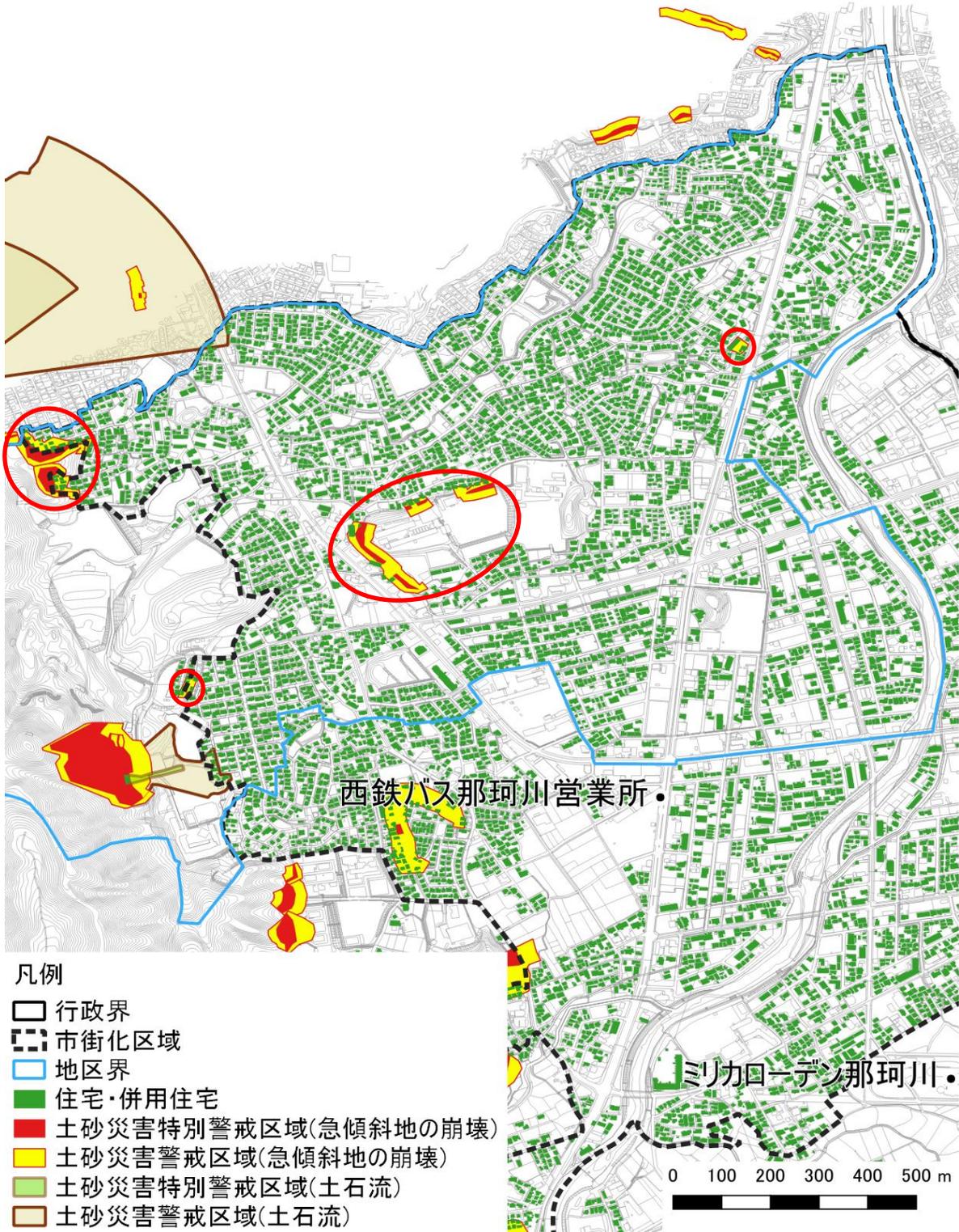
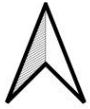
- 行政界
- ▤ 市街化区域
- 地区界
- 住宅・併用住宅
- 【家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)】
- 河岸浸食

出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 × 住宅



凡例

- 行政界
- 市街化区域
- 地区界
- 住宅・併用住宅
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 土砂災害警戒区域(土石流)

出典： 都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

分析(片縄地区)まとめ

①洪水

【地区の特性分析】

- 那珂川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成21年7月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。

【重ね合わせ分析】

- 人口が集中しているエリアに浸水リスクがある
- 要配慮者等利用施設に浸水リスクがある
- 高齢化率が高い地域に浸水リスクがある
- 将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある
- 3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

②土砂災害

【地区の特性分析】

- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意する必要がある。

【重ね合わせ分析】

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある。

対応する施策

※各施策の詳細はP62に掲載

施策1【ハード対策】

河川改修による治水対策

施策2【ハード対策】

都市基盤整備による避難経路・避難所等の確保

施策4【ソフト対策】

総合防災マップの作成・周知

施策5【ソフト対策】

自主防災体制の整備

施策6【ソフト対策】

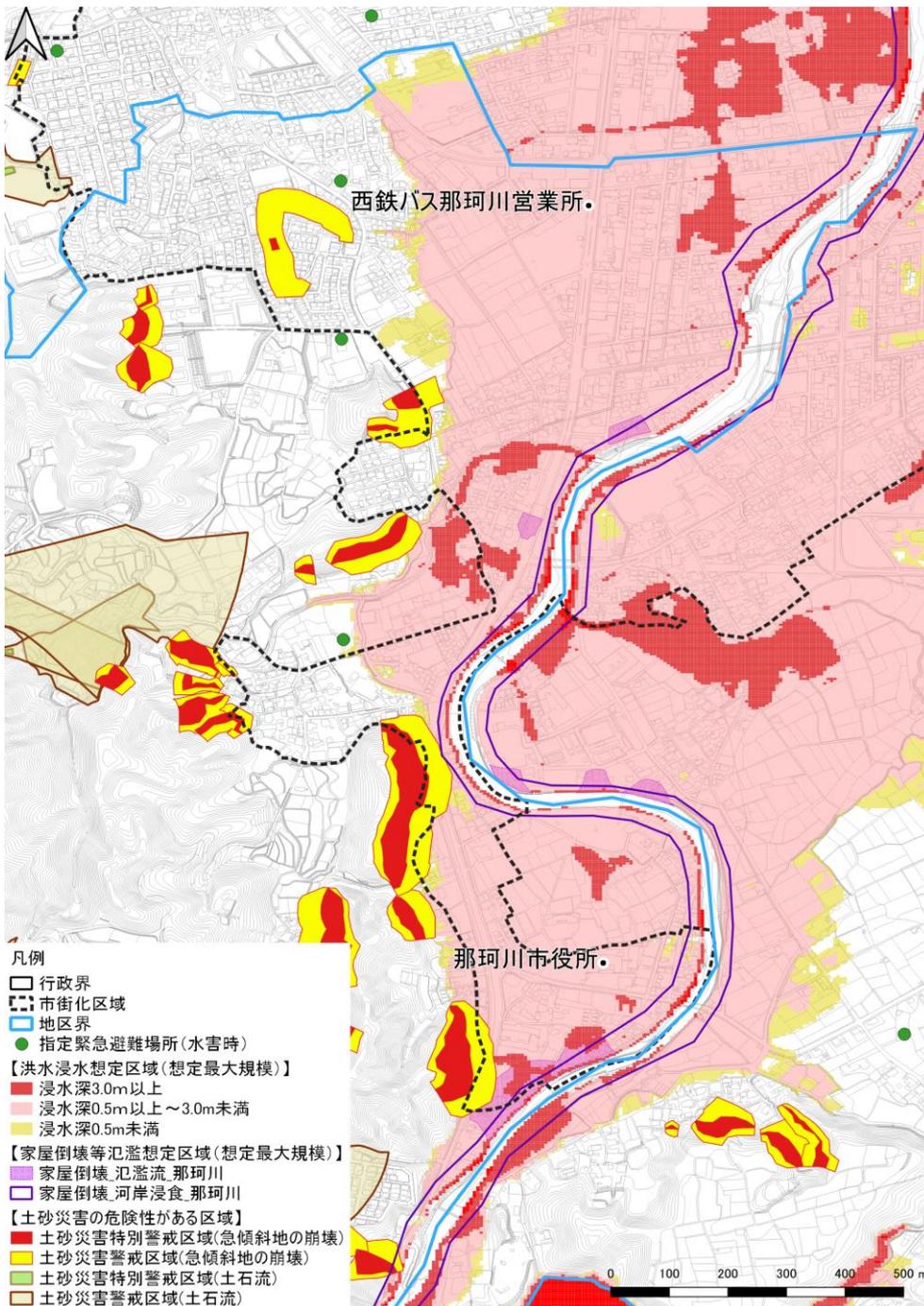
地区別防災カルテの活用

施策3【ソフト対策】

安全な地域への居住誘導

4-6-2. 岩戸地区

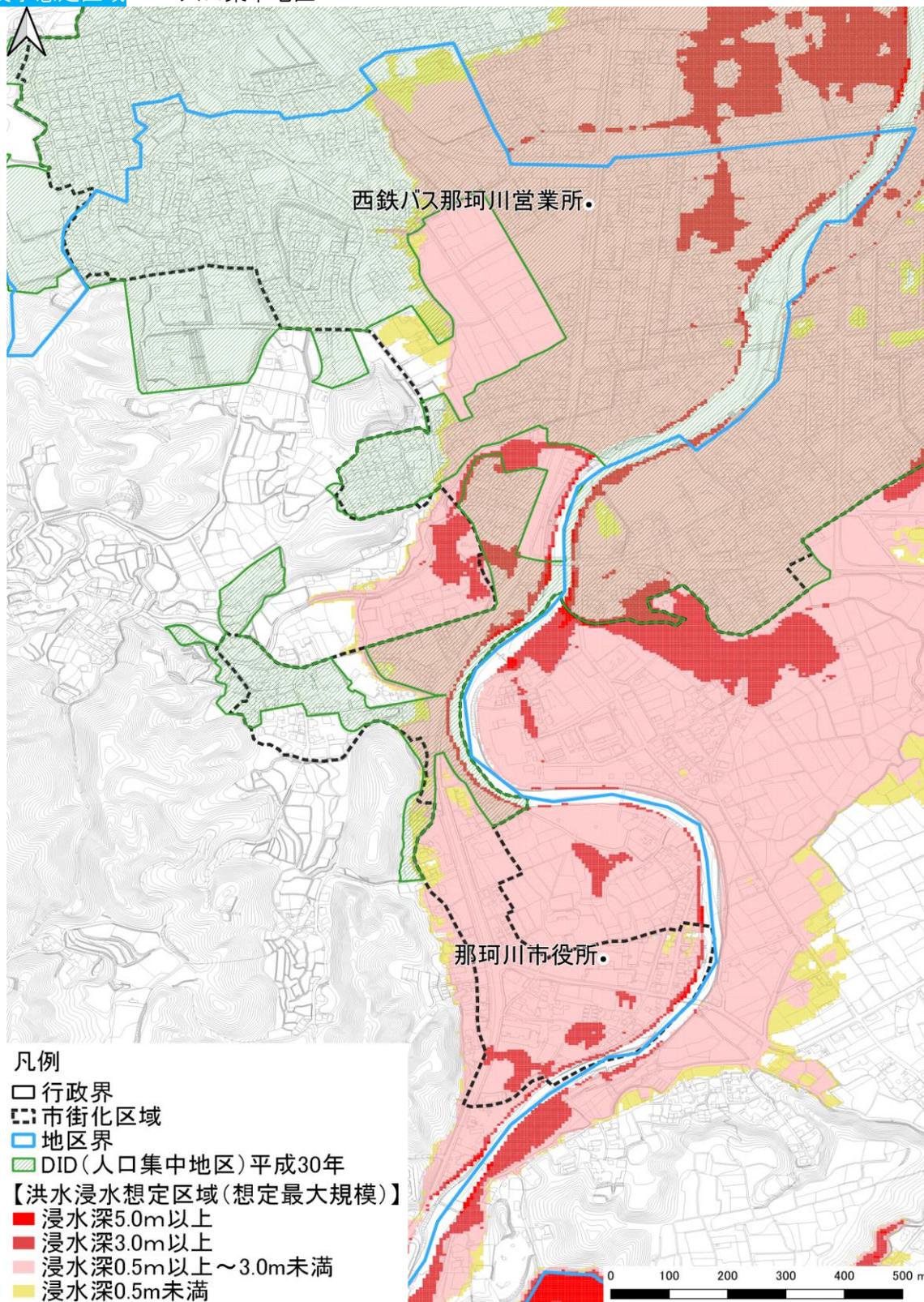
地区の特性



分析

- 那珂川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成 21 年 7 月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。
- 市役所周辺の西隈地区はほぼ全域が浸水想定区域であり、避難時には高所への避難をいったん行い、その後、避難所へ移動する等の対応が重要である。
- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意する必要がある。

浸水想定区域 × 人口集中地区

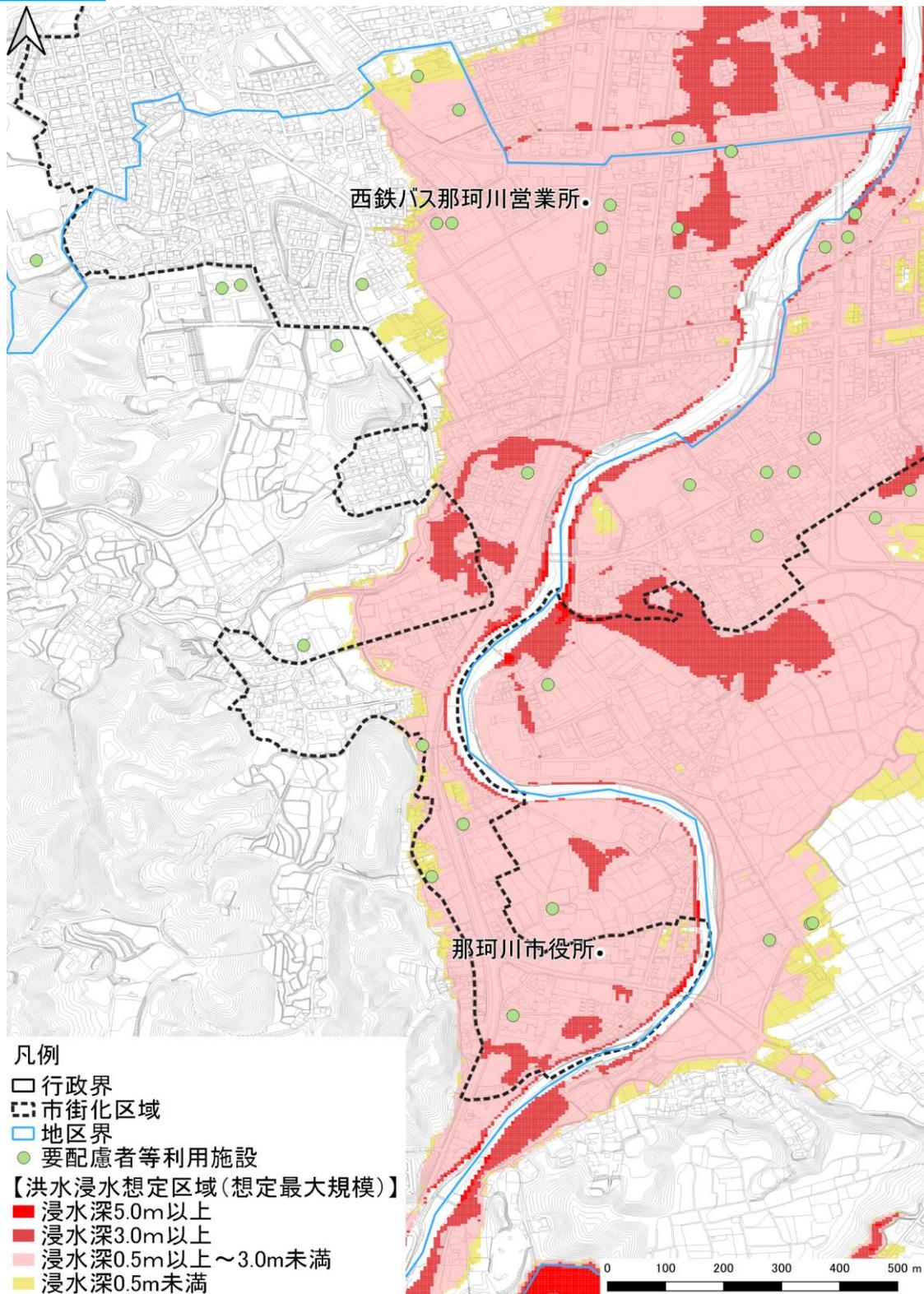


出典：国土数値情報（人口集中地区）
那珂川市総合防災マップ

分析

人口が集中しているエリアに浸水リスクがある

浸水想定区域 × 要配慮者等利用施設



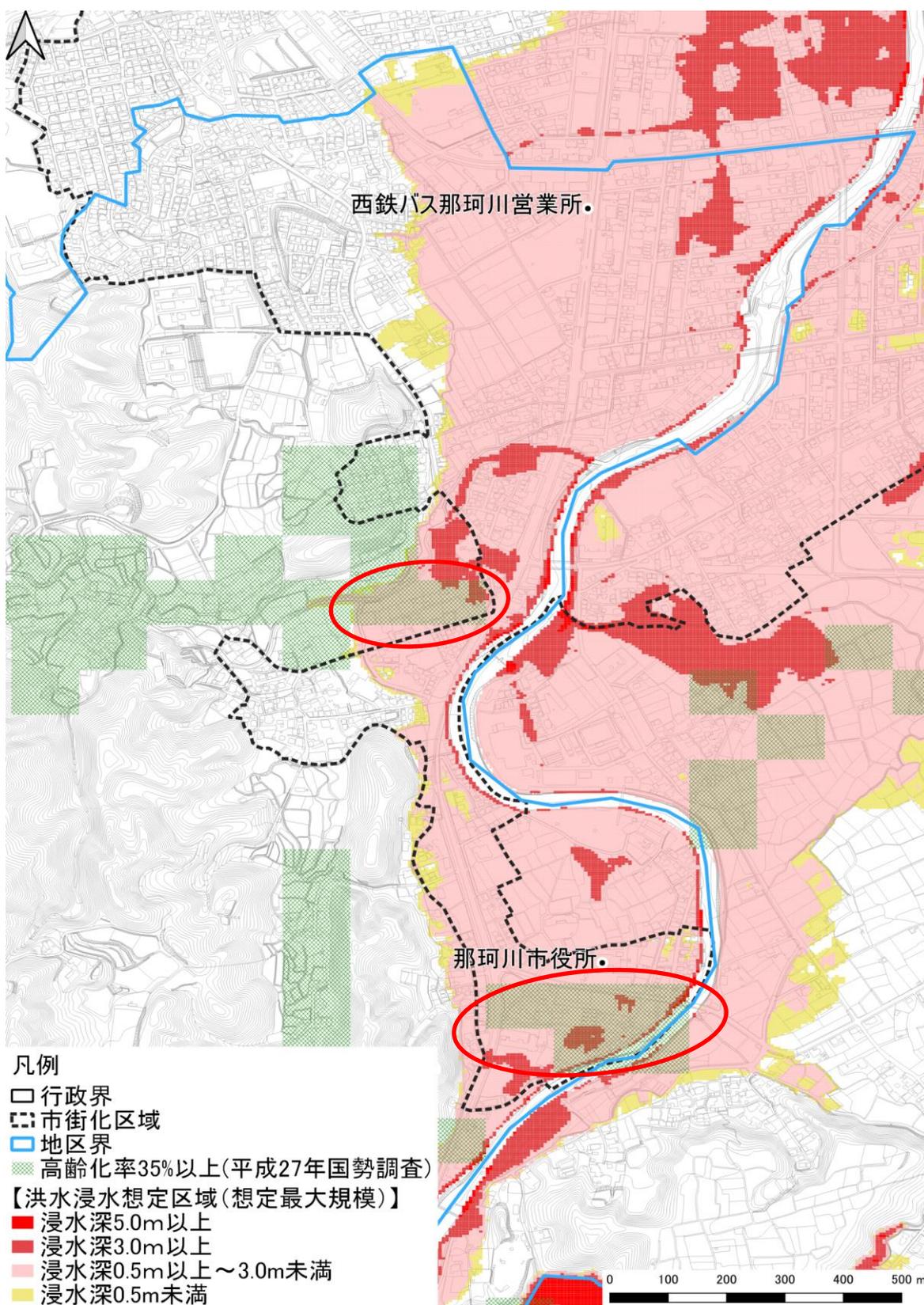
出典：那珂川市総合防災マップ
庁内資料

※要配慮者等利用施設とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者等が利用する施設であり、具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、子ども子育て支援施設、医療施設（小児科含む）、教育施設を指す。

分析

要配慮者等利用施設に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(現在)



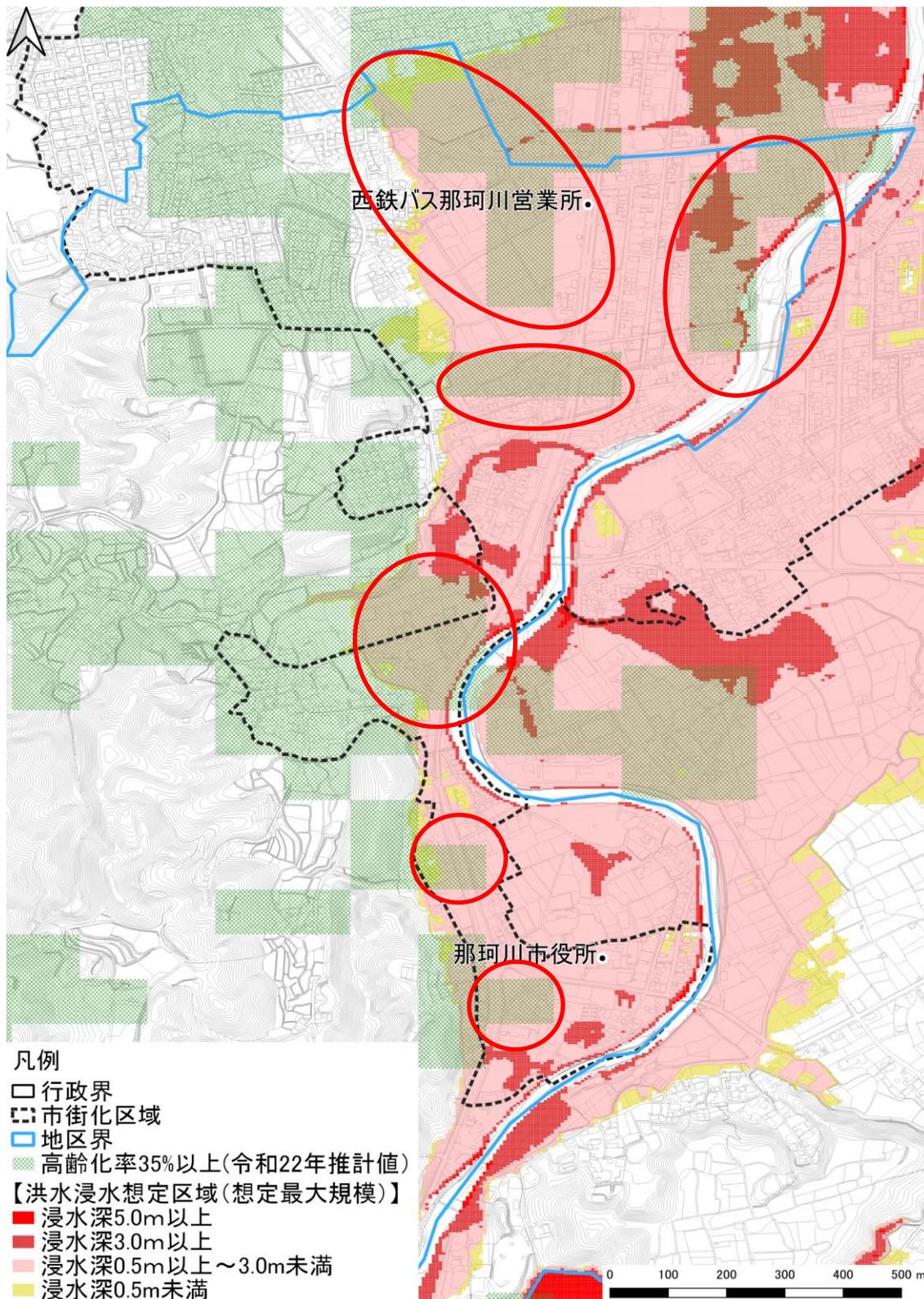
- 凡例
- 行政界
 - ▤ 市街化区域
 - ▬ 地区界
 - ▨ 高齢化率35%以上(平成27年国勢調査)
- 【洪水浸水想定区域(想定最大規模)】
- 浸水深5.0m以上
 - 浸水深3.0m以上
 - 浸水深0.5m以上～3.0m未満
 - 浸水深0.5m未満

出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率）
那珂川市総合防災マップ

分析

高齢化率が高い地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(将来)

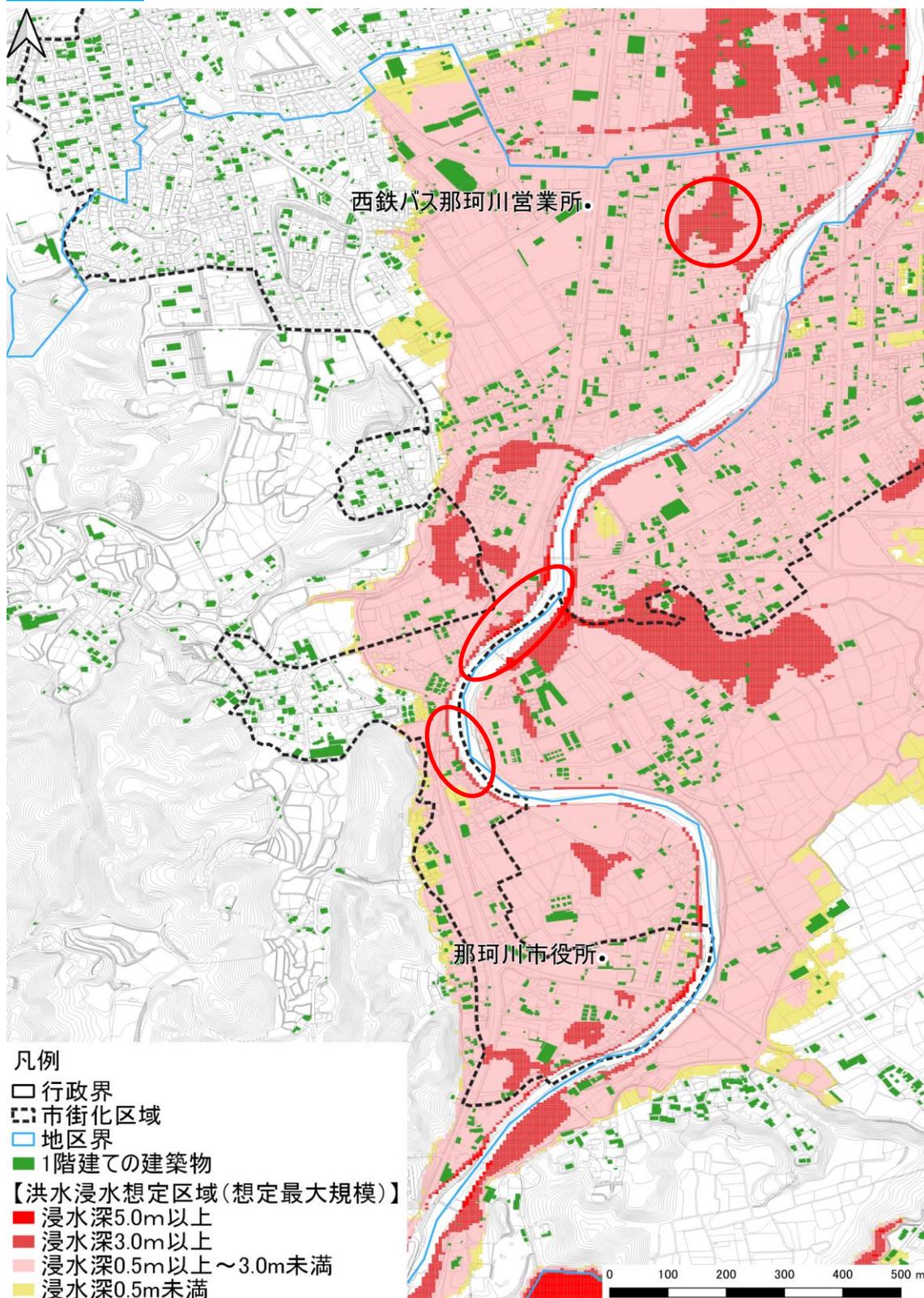


出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率をもとに推計した令和22年（2040年）の高齢化率）
 那珂川市総合防災マップ

分析

将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 建物階数

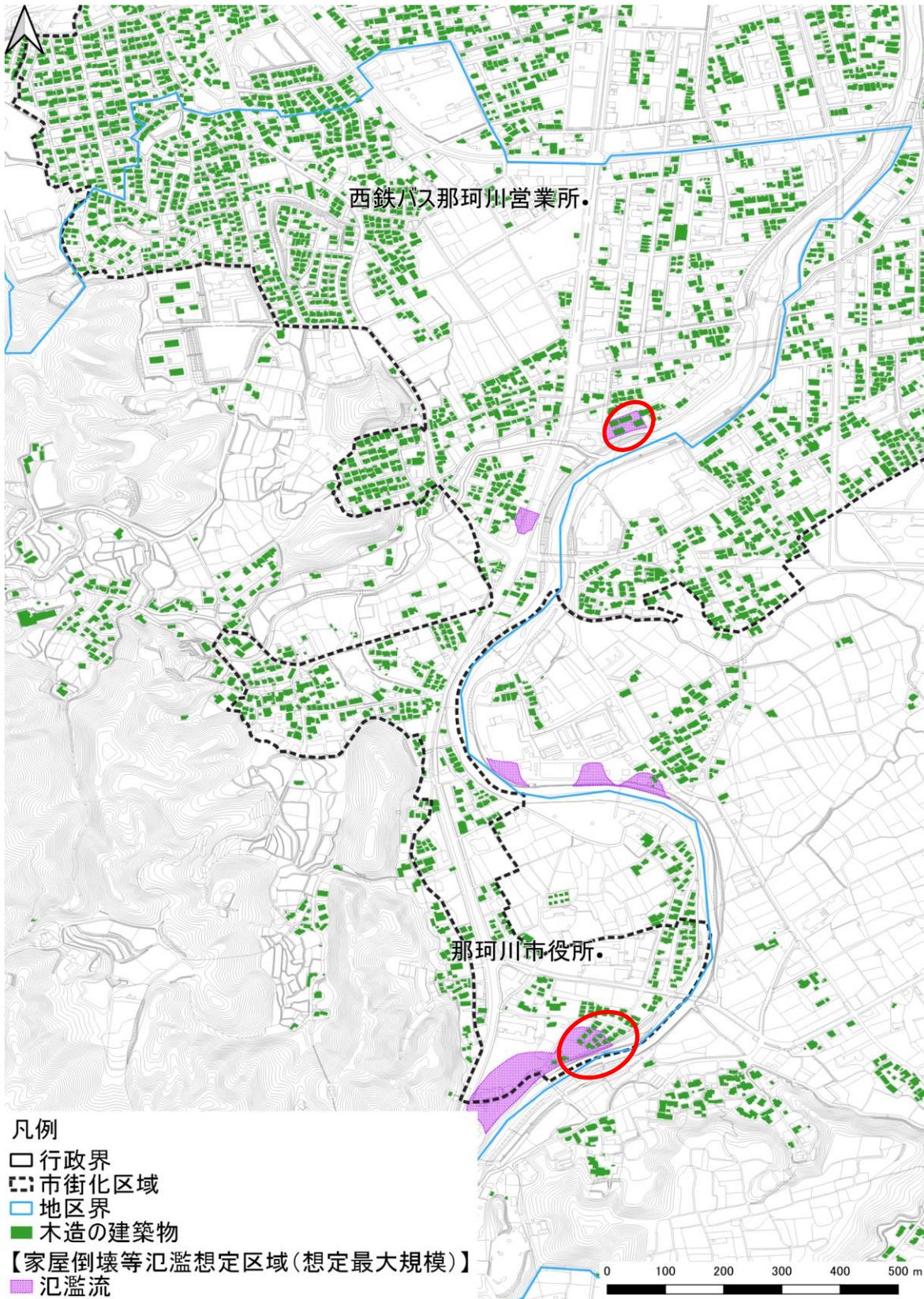


出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造

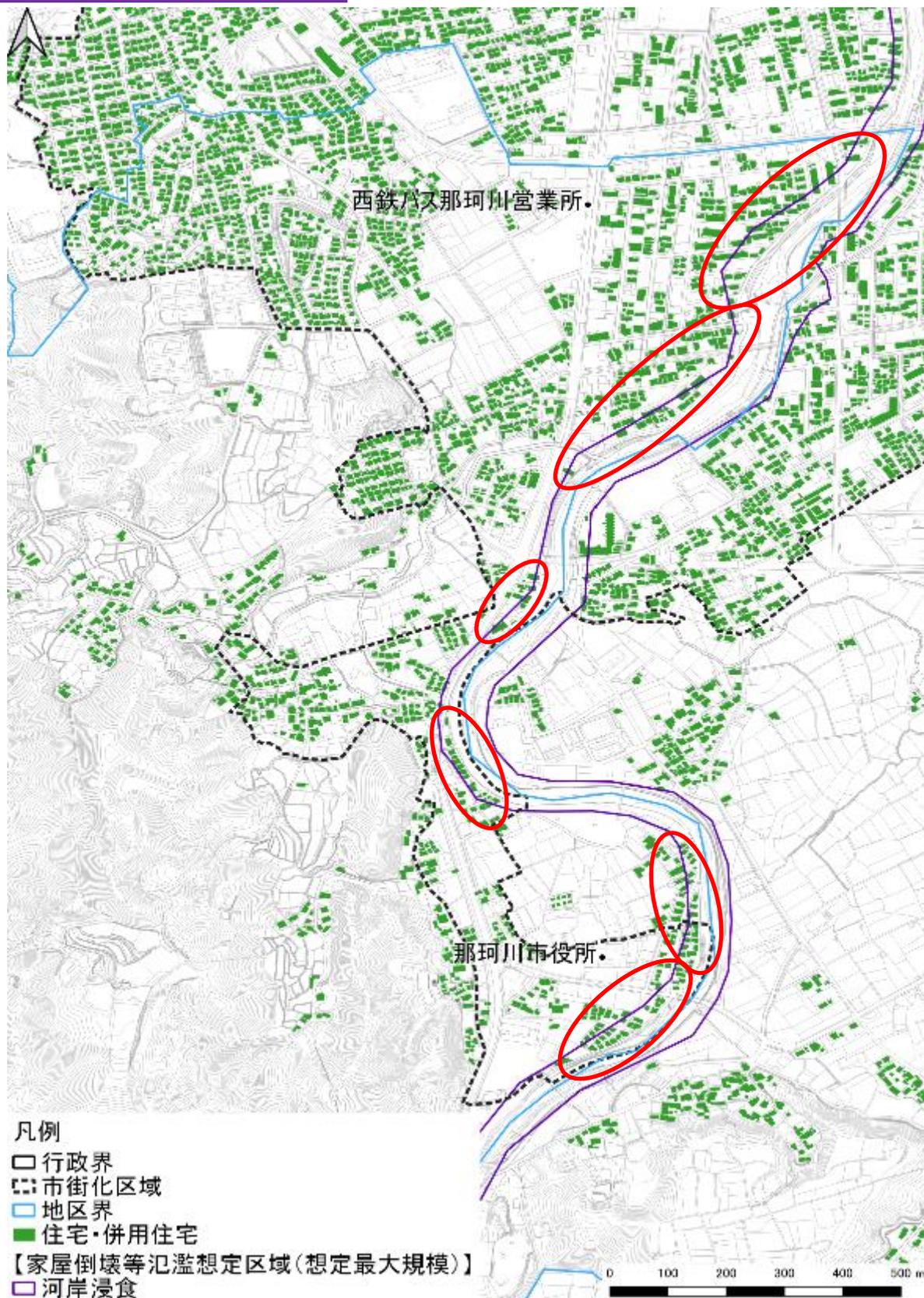


出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) × 住宅

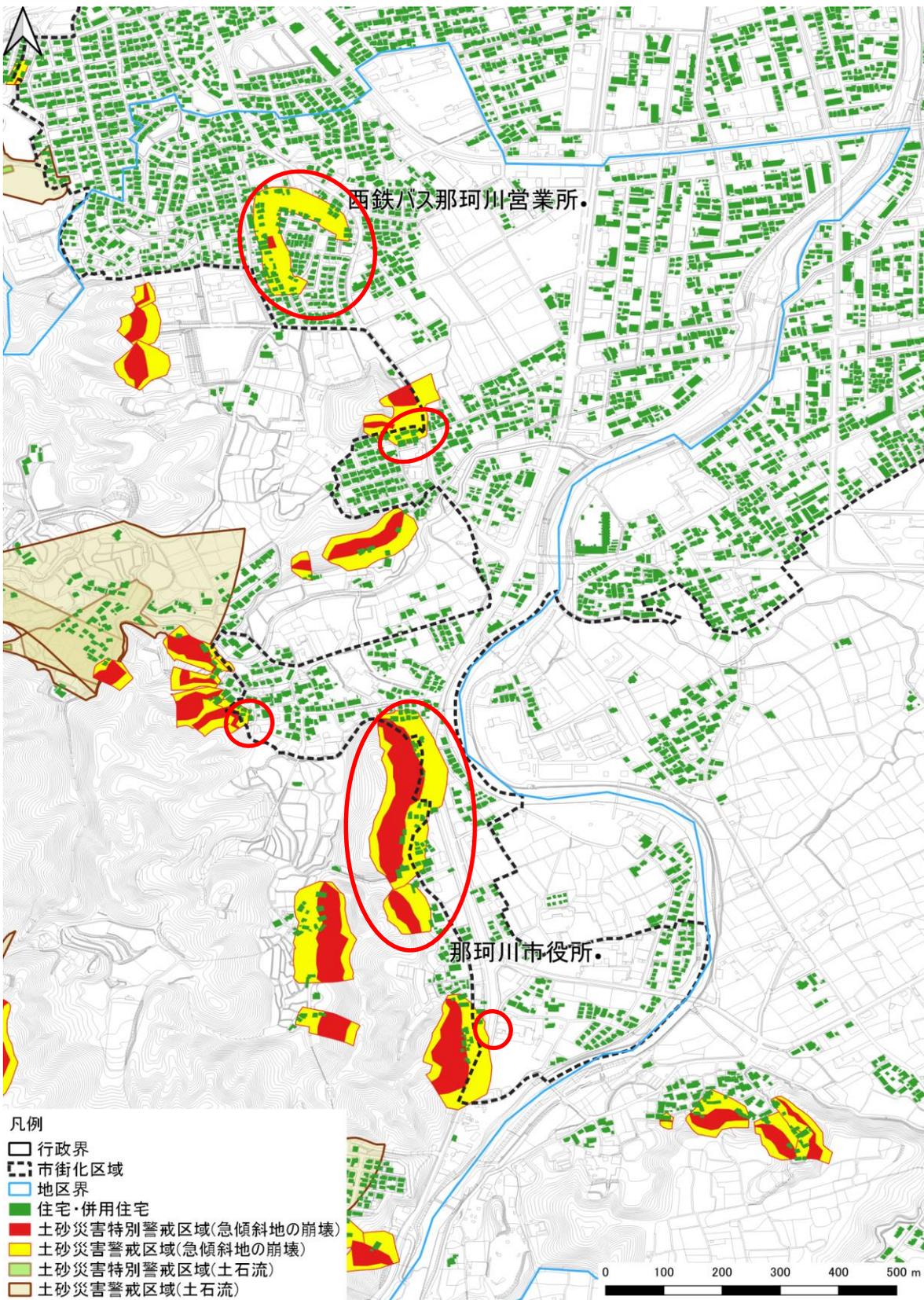


出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 × 住宅



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

分析(岩戸地区)まとめ

①洪水

【地区の特性分析】

- 那珂川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成21年7月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。
- 市役所周辺の西隈地区はほぼ全域が浸水想定区域であり、避難時には高所への避難をいったん行い、その後、避難所へ移動する等の対応が重要である。

【重ね合わせ分析】

- 人口が集中しているエリアに浸水リスクがある
- 要配慮者等利用施設に浸水リスクがある
- 高齢化率が高い地域に浸水リスクがある
- 将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある
- 3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)に木造建築物が存在しており、倒壊のリスクがある
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

②土砂災害

【地区の特性分析】

- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意する必要がある。

【重ね合わせ分析】

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある。

対応する施策

※各施策の詳細はP62に掲載

施策1【ハード対策】

河川改修による治水対策

施策2【ハード対策】

都市基盤整備による避難経路・避難所等の確保

施策4【ソフト対策】

総合防災マップの作成・周知

施策5【ソフト対策】

自主防災体制の整備

施策6【ソフト対策】

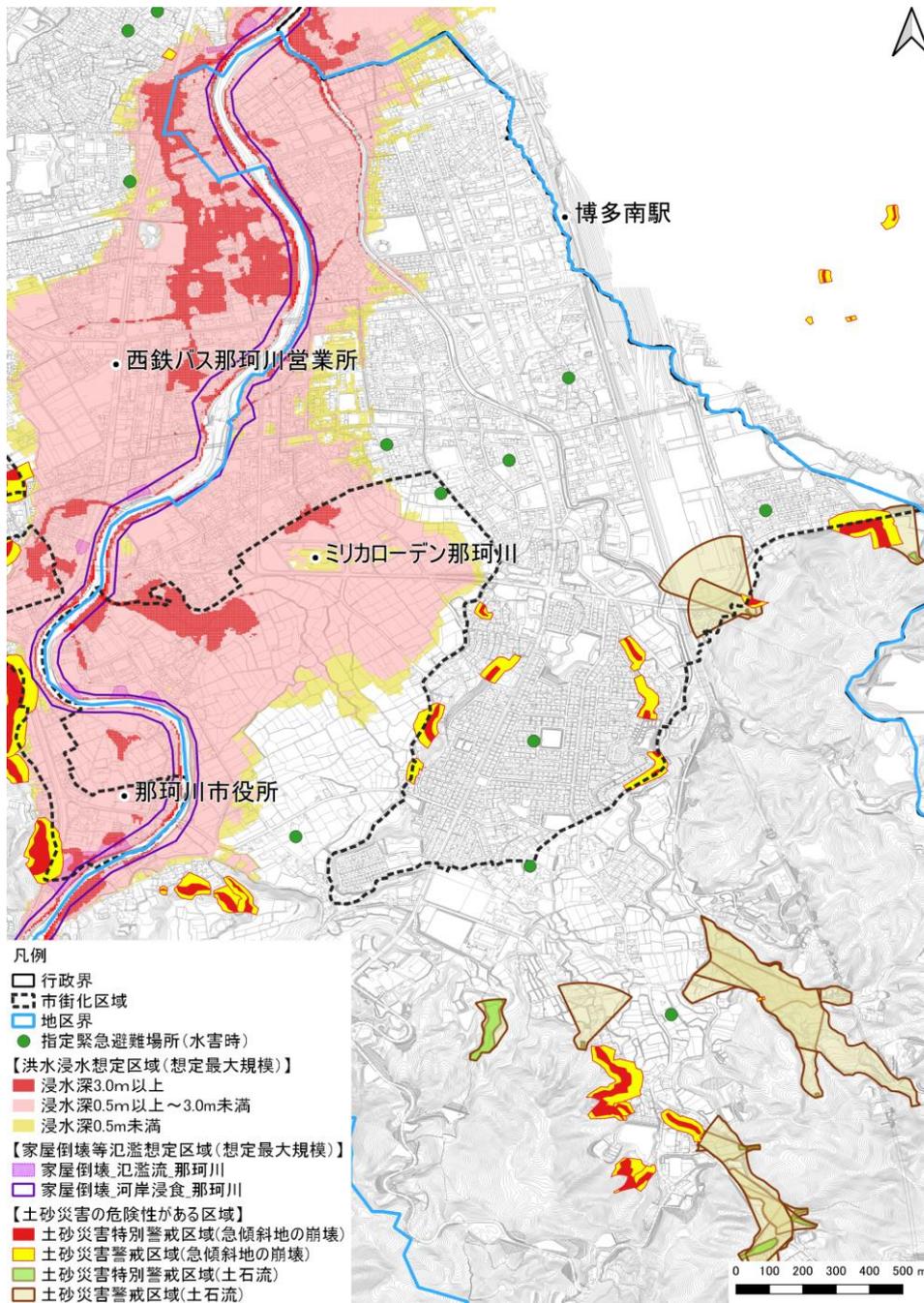
地区別防災カルテの活用

施策3【ソフト対策】

安全な地域への居住誘導

4-6-3. 安徳地区

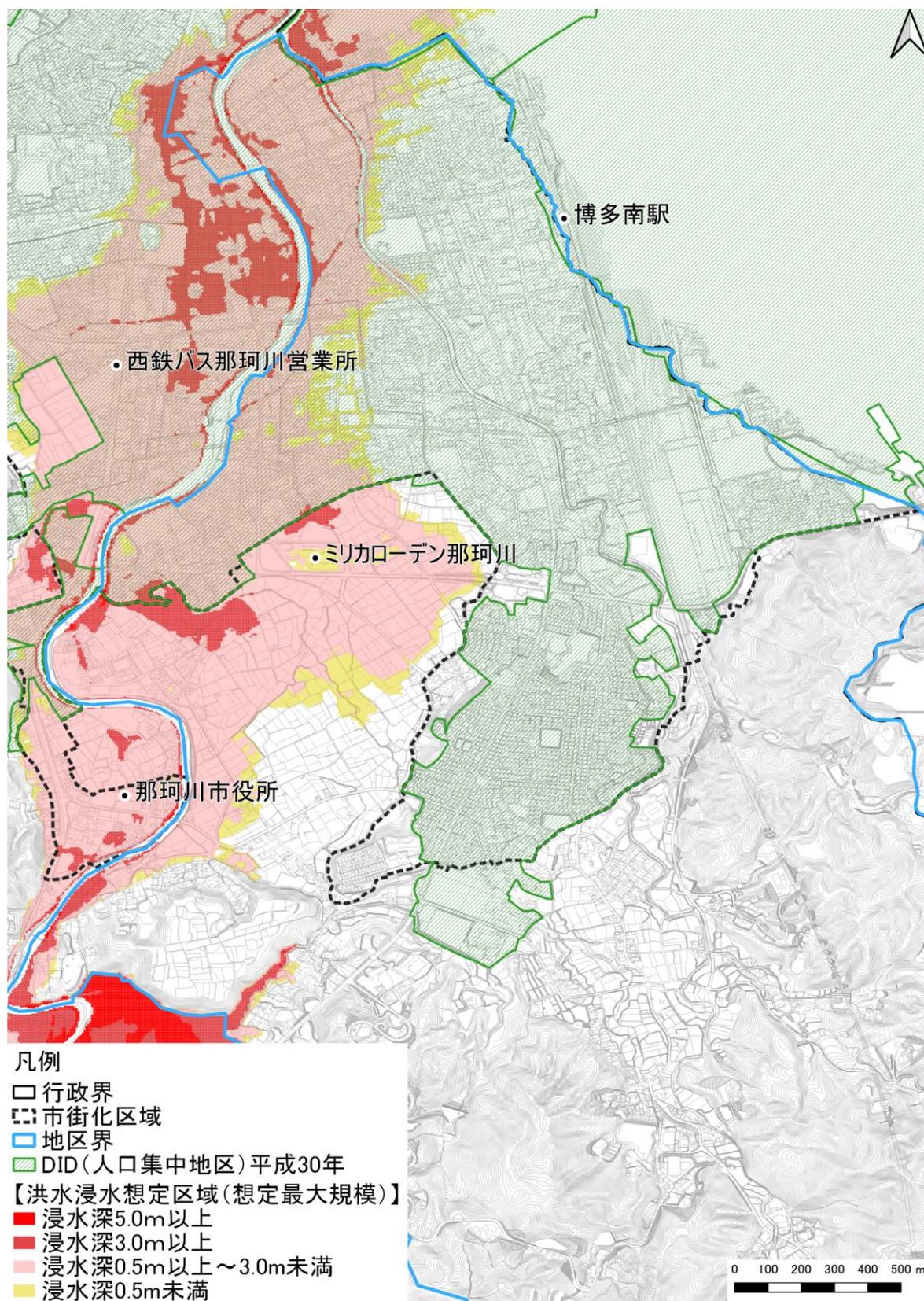
地区の特性



分析

- 那珂川沿いや梶原川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成 21 年 7 月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。
- 今光区は那珂川が区を分断しているため、洪水時の緊急避難場所を選択するにあたっては、那珂川を渡河しないようにする必要がある。
- 梶原川が大きく湾曲している箇所が 2 箇所あり、避難には注意が必要である。
- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意が必要である。

浸水想定区域 × 人口集中地区

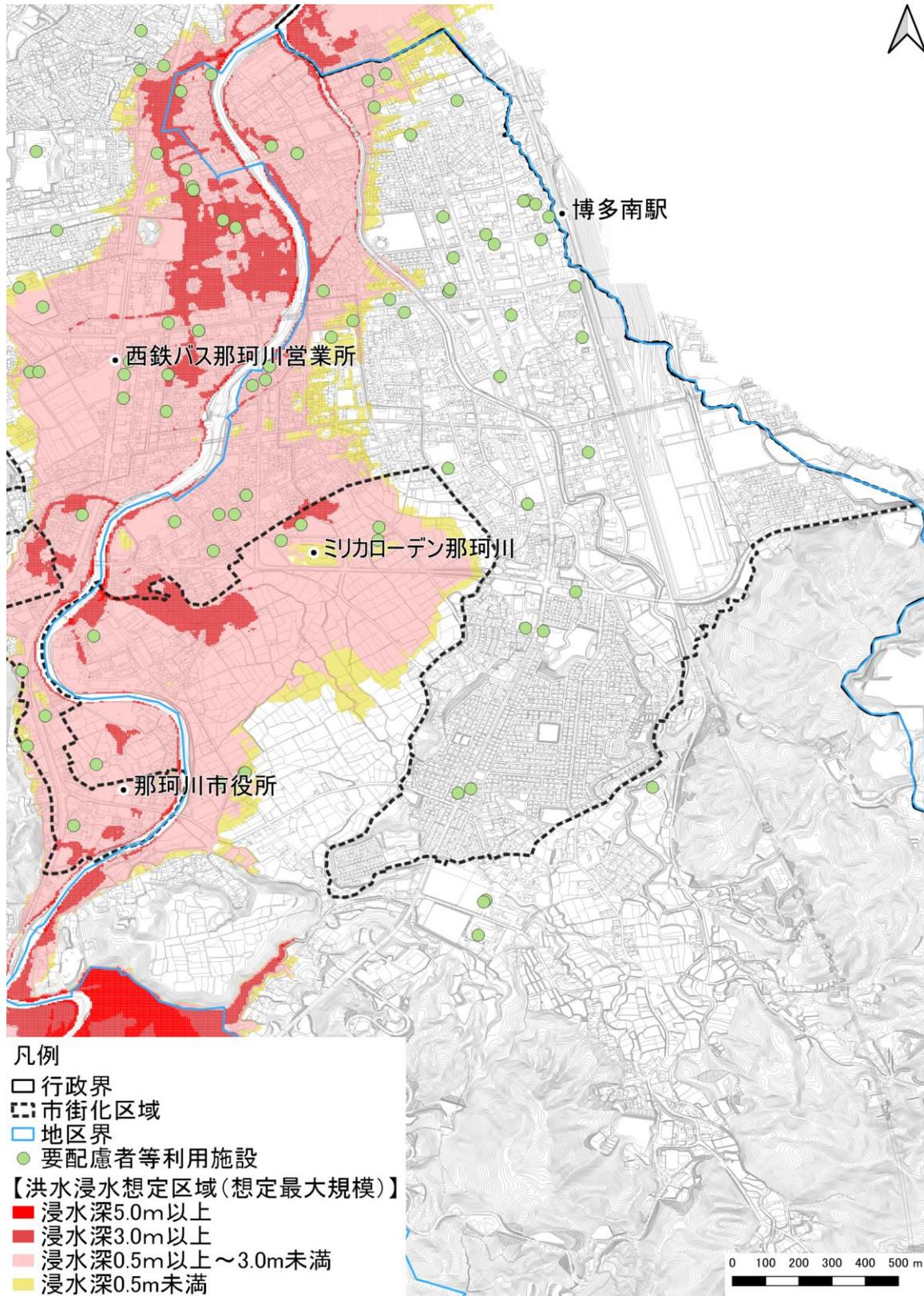


出典：国土数値情報（人口集中地区）
那珂川市総合防災マップ

分析

人口が集中しているエリアに浸水リスクがある

浸水想定区域 × 要配慮者等利用施設



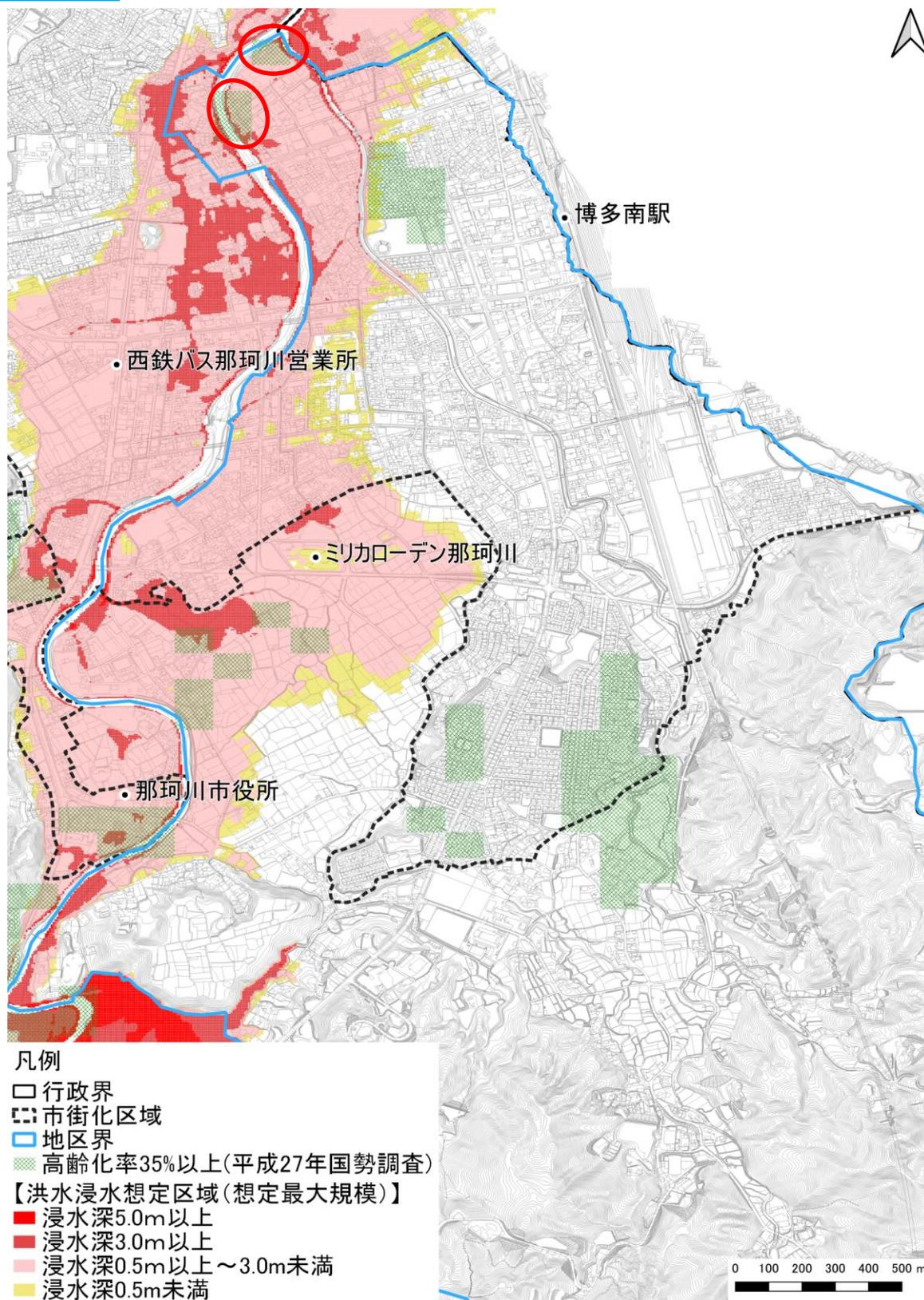
出典：那珂川市総合防災マップ
庁内資料

※要配慮者等利用施設とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者等が利用する施設であり、具体的には、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、子ども子育て支援施設、医療施設（小児科含む）、教育施設を指す。

分析

要配慮者等利用施設に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(現在)

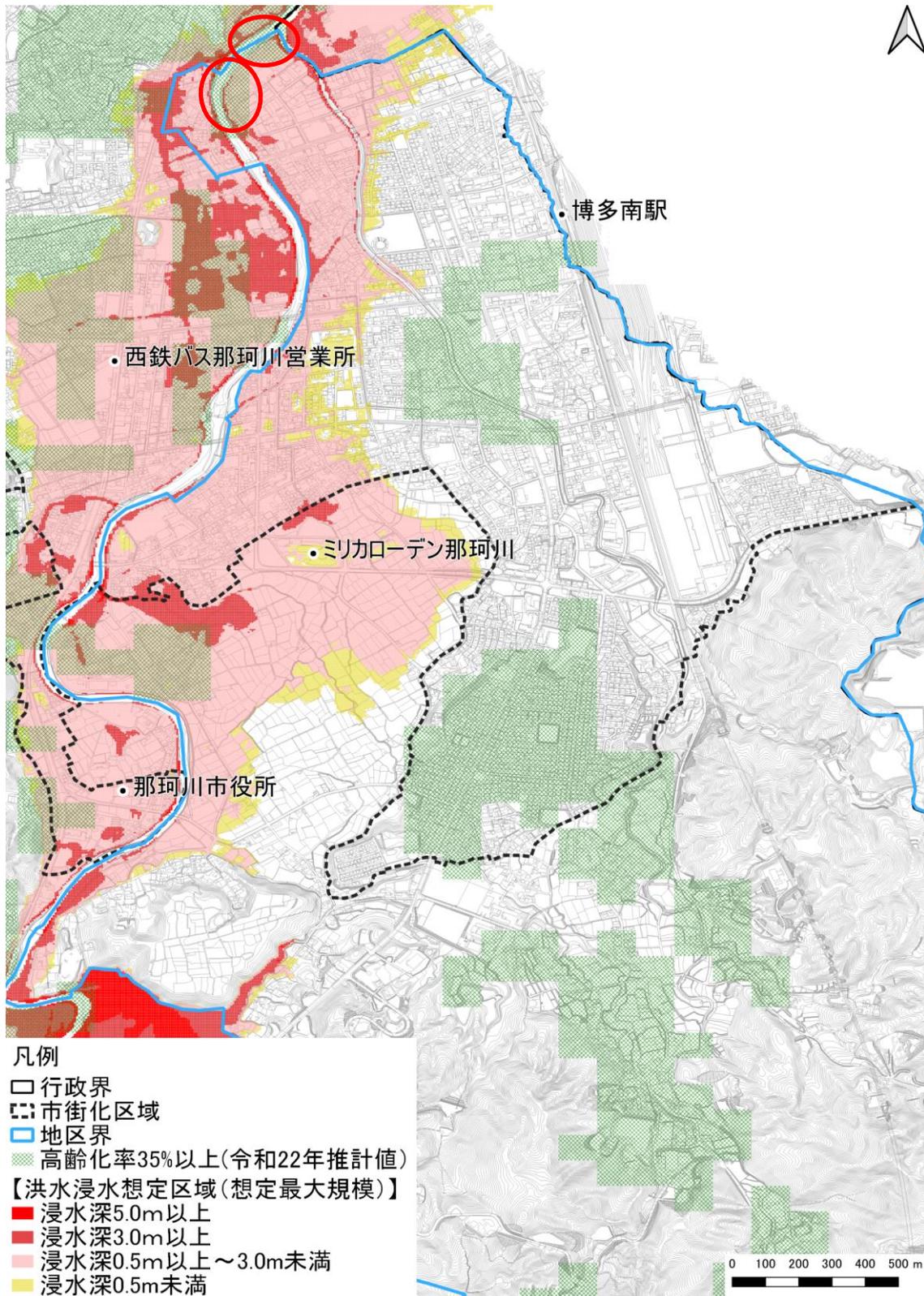


出典：国土数値情報（平成27年（2015年）の高齢化率）
那珂川市総合防災マップ

分析

高齢化率が高い地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 高齢化率(将来)



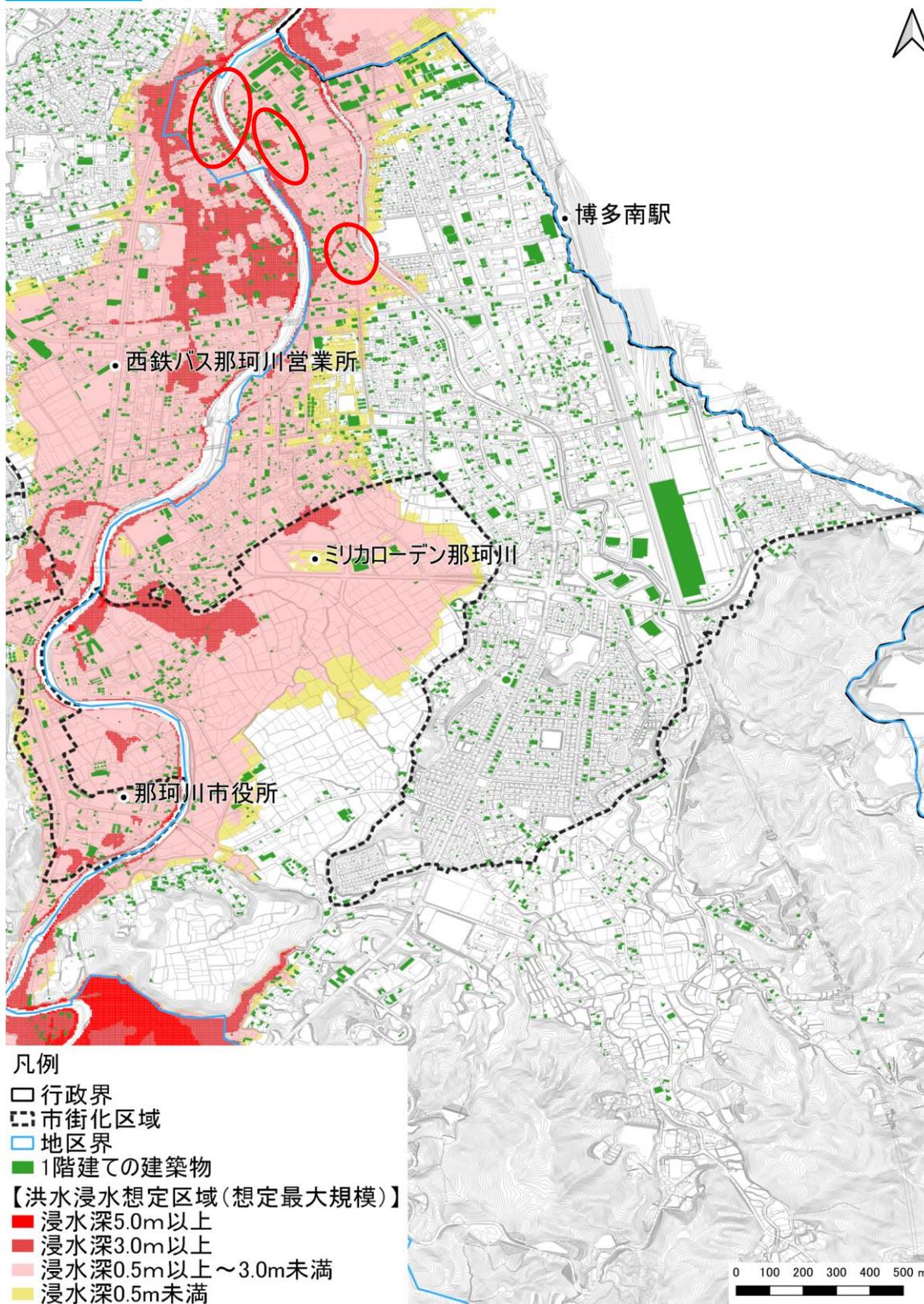
出典：国土数値情報（平成 27 年（2015 年）の高齢化率をもとに推計した令和 22 年（2040 年）の高齢化率）

那珂川市総合防災マップ

分析

将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある

浸水想定区域 × 建物階数



出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) × 建物構造

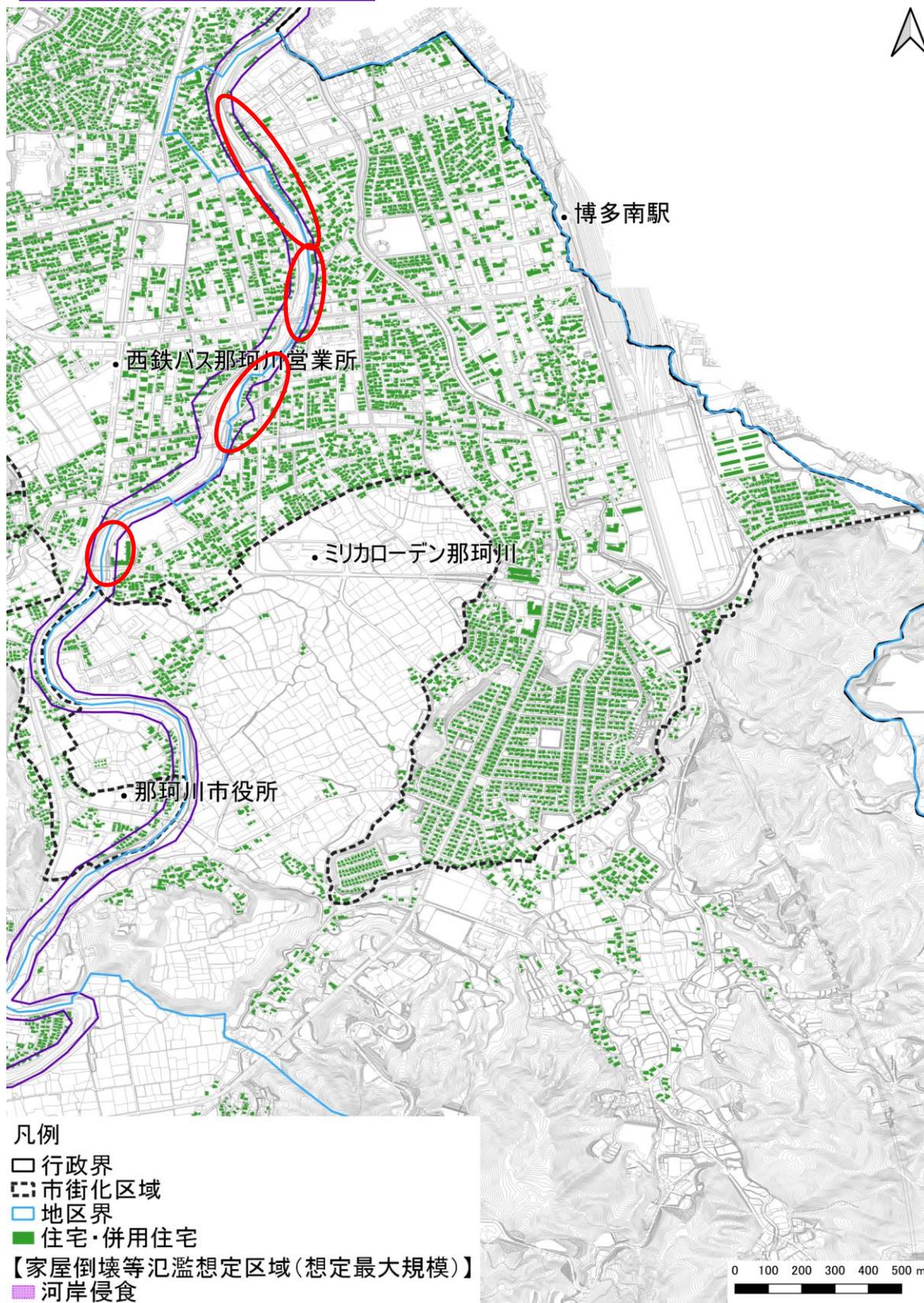


出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

市街化区域内に家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は存在しない

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食) × 住宅

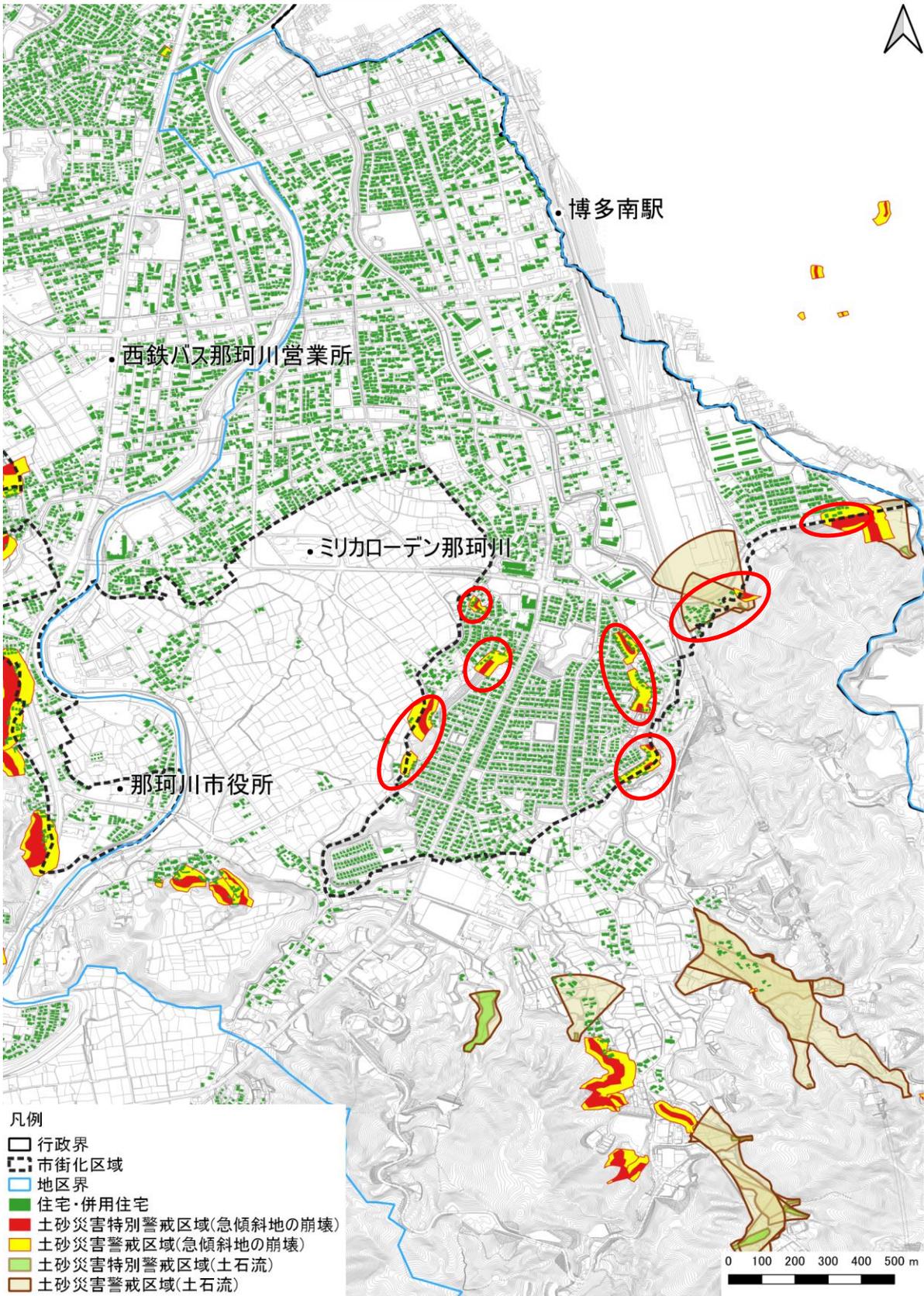


出典：都市計画基礎調査（平成29年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 × 住宅



出典：都市計画基礎調査（平成 29 年度）
那珂川市総合防災マップ

分析

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

分析(安徳地区)まとめ

①洪水

【地区の特性分析】

- 那珂川沿いや梶原川沿いに浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は平成 21 年 7 月洪水時に浸水被害を受けているため、避難には注意が必要である。
- 今光区是那珂川が区を分断しているため、洪水時の緊急避難場所を選択するにあたっては、那珂川を渡河しないようにする必要がある。
- 梶原川が大きく湾曲している箇所が 2 箇所あり、避難には注意が必要である。

【重ね合わせ分析】

- 人口が集中しているエリアに浸水リスクがある
- 要配慮者等利用施設に浸水リスクがある
- 高齢化率が高い地域に浸水リスクがある
- 将来的に高齢化率が高くなると予想される地域に浸水リスクがある
- 3.0m以上の浸水が想定されている地域に1階建ての建築物が存在しており、垂直避難が困難な場合がある
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)に住宅が存在しており、倒壊のリスクがある

②土砂災害

【地区の特性分析】

- 急傾斜地があり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されているため、避難の際は注意する必要がある。

【重ね合わせ分析】

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に住宅が存在しており、被害を受ける恐れがある

対応する施策

※各施策の詳細はP62に掲載

施策1【ハード対策】

河川改修による治水対策

施策2【ハード対策】

都市基盤整備による避難経路・避難所等の確保

施策4【ソフト対策】

総合防災マップの作成・周知

施策5【ソフト対策】

自主防災体制の整備

施策6【ソフト対策】

地区別防災カルテの活用

施策3【ソフト対策】

安全な地域への居住誘導

4-7 防災まちづくりの方針

本市の市街地内には浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域等が含まれていることから、災害リスクをできる限り回避・低減させるため、安全な地域への居住誘導に取り組むとともに、ハード・ソフトの両面から防災対策を行います。

特に洪水時の浸水リスクについては、本市の市街地の中心部が浸水想定区域に含まれていることから、河川改修事業などを関係機関と協力して促進するとともに、ハザードマップの活用等により市民の防災意識の向上を図ります。

4-7-1. 誘導区域から除外する区域

都市再生特別措置法及び都市計画運用指針に基づき、居住誘導区域及び都市機能誘導区域から、災害危険性のあるところなどを除外します。

(1) 「居住誘導区域に含まないこと」とされている区域

以下の区域については、都市再生特別措置法等により居住誘導区域に含まないこととされています。

「含まないこと」とされている区域	区域設定の考え
土砂災害特別警戒区域	誘導区域に含まない ※区域指定解除の段階で誘導区域に含めることを検討
急傾斜地崩壊危険区域	誘導区域に含まない ※区域指定解除の段階で誘導区域に含めることを検討

(2) 「原則として居住誘導区域に含まないこと」とされている区域

以下の区域については、都市計画運用指針により「それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされています。

「原則として含まないこと」とされている区域	区域設定の考え
土砂災害警戒区域	誘導区域に含まない ※区域指定解除の段階で誘導区域に含めることを検討
浸水想定区域 洪水浸水想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域	誘導区域に含む

浸水想定区域は水防法に基づき、想定しうる最大規模(流域全体に 961mm/24 時間)の降雨が発生した場合を想定して設定しているものです。市街地を那珂川が縦断する本市の都市構造上、浸水想定区域を誘導区域外とすると、市街化区域の中心部を誘導区域外とすることとなります。

そのため、浸水想定区域については、「4-8 防災まちづくりに向けた施策」に示す河川改修や避難場所の確保等のハード対策及び市民への周知や避難対策の構築といったソフト対策の両面からの防災対策を前提として、誘導区域に含むこととします。

4-8 防災まちづくりに向けた施策

施策① 河川改修による治水対策

平成21年7月の中国・九州北部豪雨による那珂川の氾濫等により甚大な浸水被害が発生したことから、福岡県において那珂川の河川改修事業が実施されており、県及び関係機関と連携・協力し、事業の促進を図っています。加えて、支流の梶原川も浸水被害が発生していることから、河川改修等を県に引き続き要請します。

施策② 都市基盤整備による避難経路・避難所等の確保

道路整備等、都市基盤の整備推進により、災害時の避難経路の機能充実を図ります。

災害時に自衛隊、消防等の活動拠点となる総合運動公園を整備します。また、災害時に国道385号から総合運動公園・市民体育館へ、円滑に避難や物資輸送ができるよう、道路を整備します。

施策③ 安全な地域への居住誘導

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域を含むがけ地近接区域の住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業の推進により、安全な居住地への居住誘導を図ります。

施策④ 総合防災マップの作成・周知

平成30年4月に福岡県が想定最大規模(千年に一度以上の大雨)の浸水想定区域を公表したことに伴い、総合防災マップの改定を進め、令和元年度に総合防災マップとして更新しました。

今後は、総合防災マップを市内全戸に配布し、市民に周知を図るとともに、説明会などを実施することで、市民の防災意識の向上を図ります。



総合防災マップ

施策⑤ 自主防災体制の整備

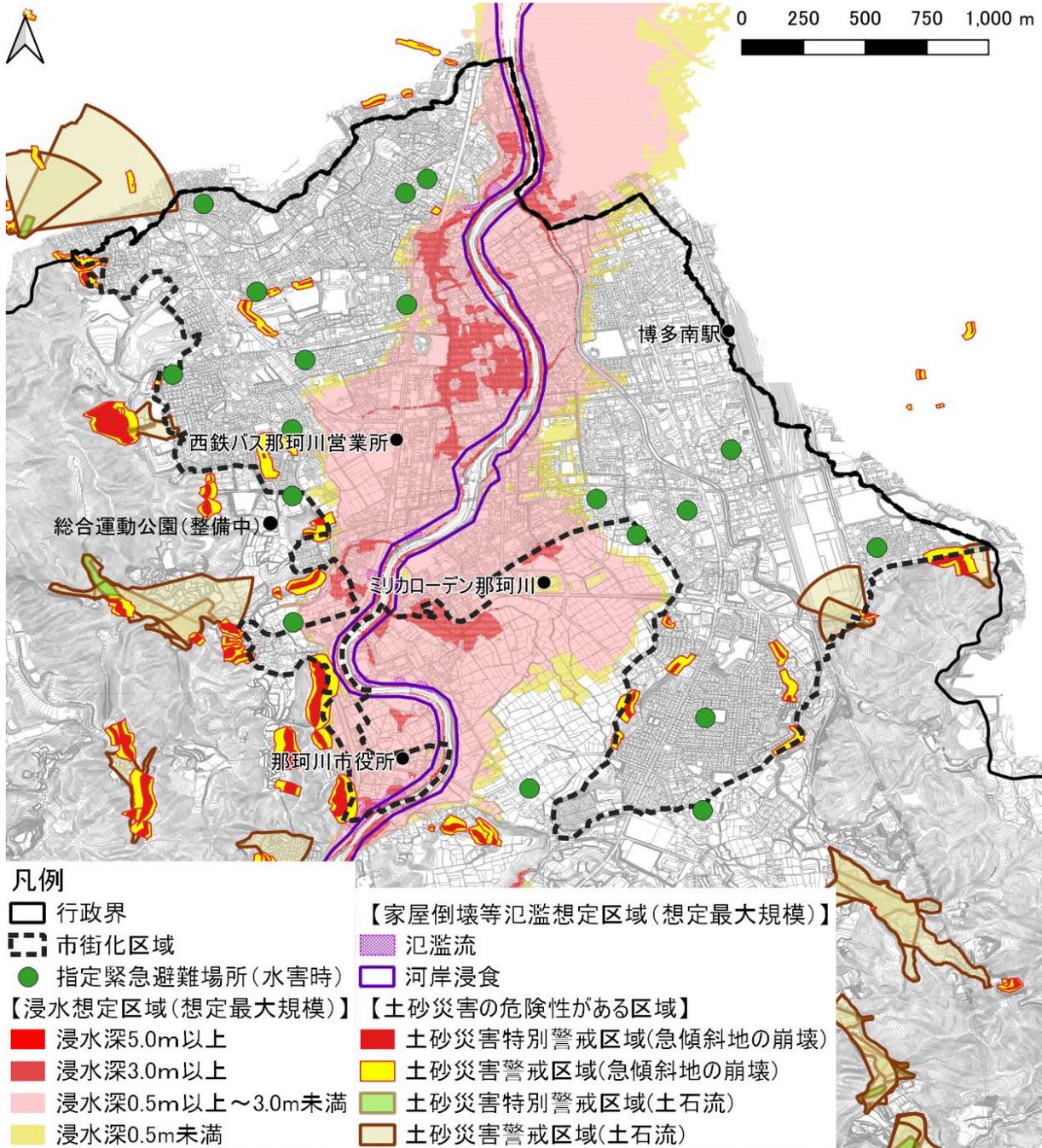
地域ごとの自主防災組織の育成に努め、防災訓練等の開催や総合防災マップの活用により、市民の防災意識を向上させるとともに地域の対応力向上を図ります。

施策⑥ 地区別防災カルテの活用

令和元年度に地区別防災カルテの見直しを行いました。見直しにあたっては、地域の方が把握されている危険箇所や避難場所への経路等を確認しました。今後は毎年6月に実施している市民防災訓練などでの活用し、防災意識の向上や避難体制の強化を図ります。

特に想定最大規模の降雨で3.0m以上の浸水が予想される地区については、確実に避難ができるよう避難体制の強化を図ります。

防災カルテ



出典： 那珂川市総合防災マップ

図 指定緊急避難場所（水害時）

本市では、居住誘導区域内に浸水想定区域を含んでいることから、災害発生時は住民一人ひとりがご自分やご家族の命を守る行動を取ること重要です。事前の情報確認や早めの避難行動等、洪水浸水から命を守るために必要な以下のような行動を住民が自発的に行えるよう、総合防災マップ等で必要な情報発信を図ります。

洪水浸水から命を守るために

① 事前の準備

まずは、ご自宅や職場・学校等が浸水想定区域に含まれているかどうか、想定される浸水の深さがどの程度か、避難所や避難経路等を、総合防災マップ等を参考にご確認ください。

想定浸水深の目安



② 気象情報・避難情報の確認

浸水想定区域内にお住まいの方は、インターネットやテレビ、ラジオ等による気象情報や、市内に設置されている防災行政無線によるサイレン・音声放送に十分注意し、早めに避難の準備を進めましょう。



③ 状況に応じた早目の避難活動

避難行動には、「立退き避難」と「屋内安全確保」があります。家屋倒壊などの恐れがある場合は「立退き避難」、屋外に出るのが危険な時は「屋内安全確保」など、状況に応じて適切な避難行動をとりましょう。



第5章 誘導区域等の設定

5-1 誘導区域等の基本的な考え方

立地適正化計画で定める誘導区域(都市機能誘導区域及び居住誘導区域)は、都市再生特別措置法に基づき市町村が指定する区域です。

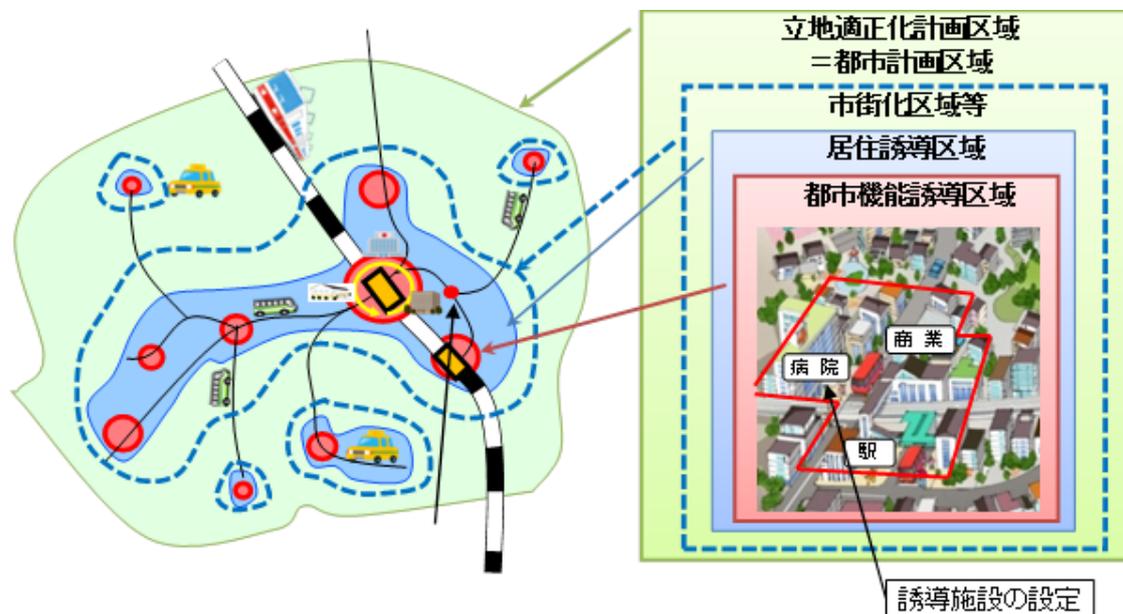
本章では、前章までに設定した拠点のうち、市街化区域内にある中心拠点及び行政・福祉拠点を対象とし、まちの核を中心とした市街地の利便性向上や人口密度の維持に向け、立地適正化計画制度における具体的な誘導区域や誘導施設・誘導施策の設定を行います。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

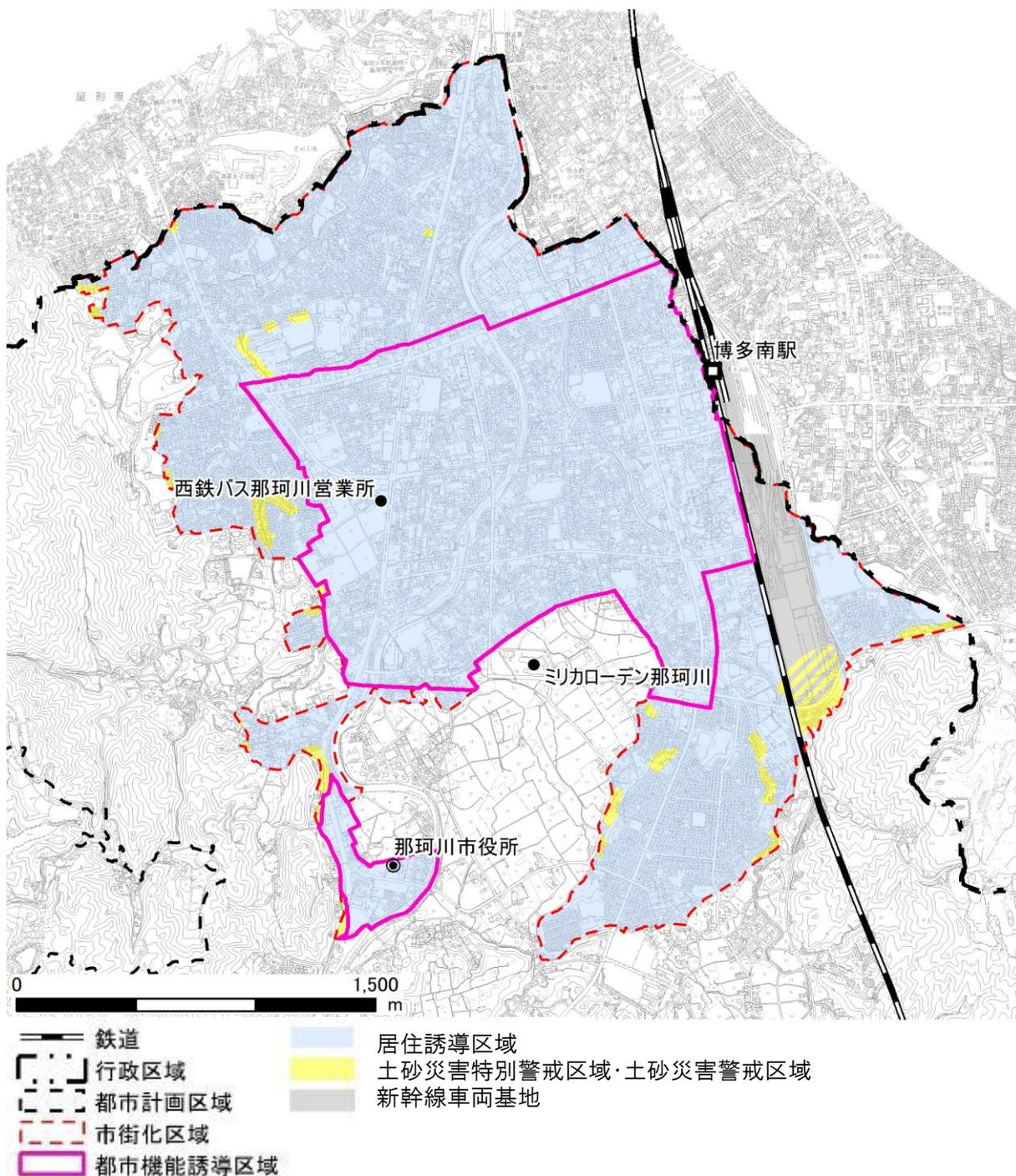


出典：国土交通省資料

図 立地適正化計画で定める区域

■ 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

本市の居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、以下のとおり設定します。設定の考え方や手順については「5-2 居住誘導区域の設定」及び「5-3 都市機能誘導区域の設定」で整理しています。



5-2 居住誘導区域の設定

5-2-1. 基本的な考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、**居住を誘導すべき区域**です。

本市においては、既に市街化区域内において都市機能や居住がコンパクトに集積し、将来的にもその維持を図るため、**市街化区域全域を対象**として居住誘導区域設定を行います。

【参考】都市計画運用指針

①基本的な考え方

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて**人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域**。
- ・都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、**地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべき**。

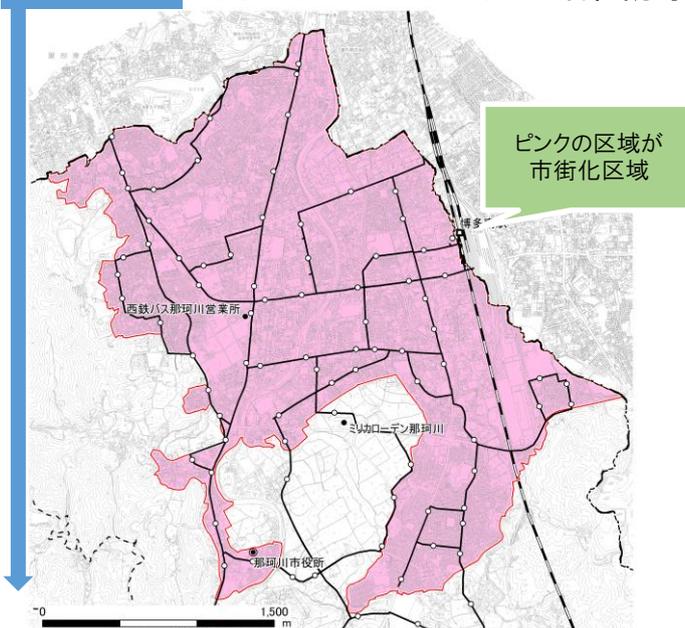
②居住誘導区域の設定

- ・都市機能や居住が集積している**都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域**
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、**都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域**。
- ・合併前の旧町村の中心部等、**都市機能や居住が一定程度集積している区域**。

5-2-2. 区域設定の手順

STEP 1 市街化区域を候補地とする

STEP 2 誘導に適さない区域の除外⇒**居住誘導区域**



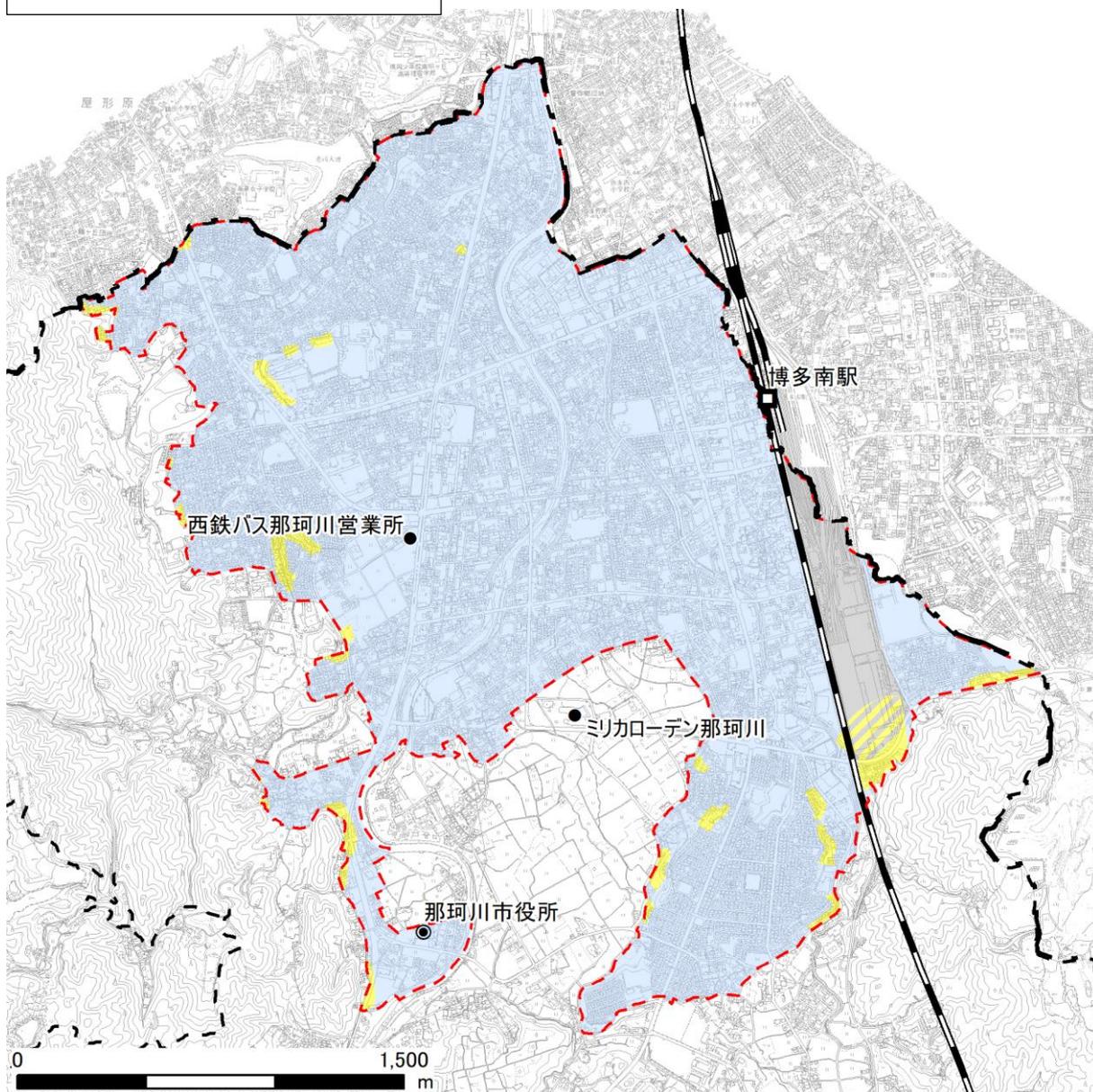
凡例

- 鉄道
- ┌──┐ 行政区域
- 市街化区域
- バス停
- バス路線

5-2-3. 居住誘導区域

区域設定の手順に基づき、以下のとおり居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域面積：約 538.9ha



-  鉄道
-  行政区域
-  都市計画区域
-  市街化区域
-  居住誘導区域
-  土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域
-  新幹線車両基地

図 居住誘導区域

5-2-4. 除外区域について

居住誘導区域及び都市機能誘導区域から、都市計画運用指針に基づき、以下の区域を除外しています。

都市計画運用指針での取扱	市街化区域内の該当区域	区域設定の考え
①含まないこととされている区域	・災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域) ・土砂災害特別警戒区域	誘導区域に含まない ※区域指定解除の段階で誘導区域に含むことを検討
②原則として含まないこととされている区域	・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域	誘導区域に含む

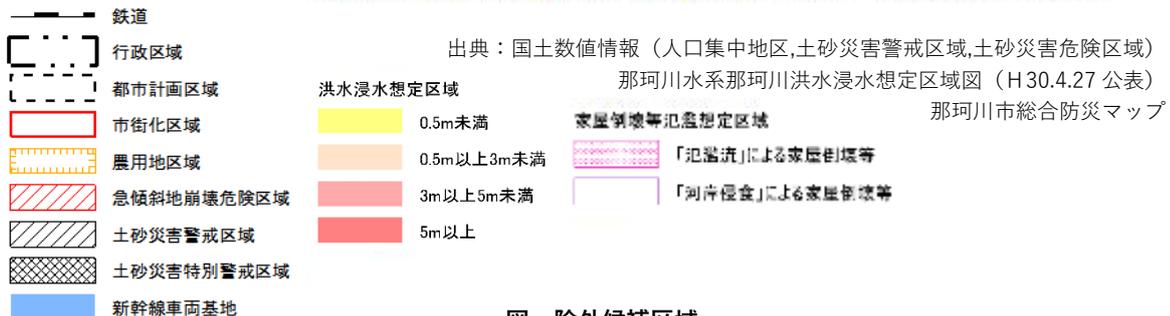
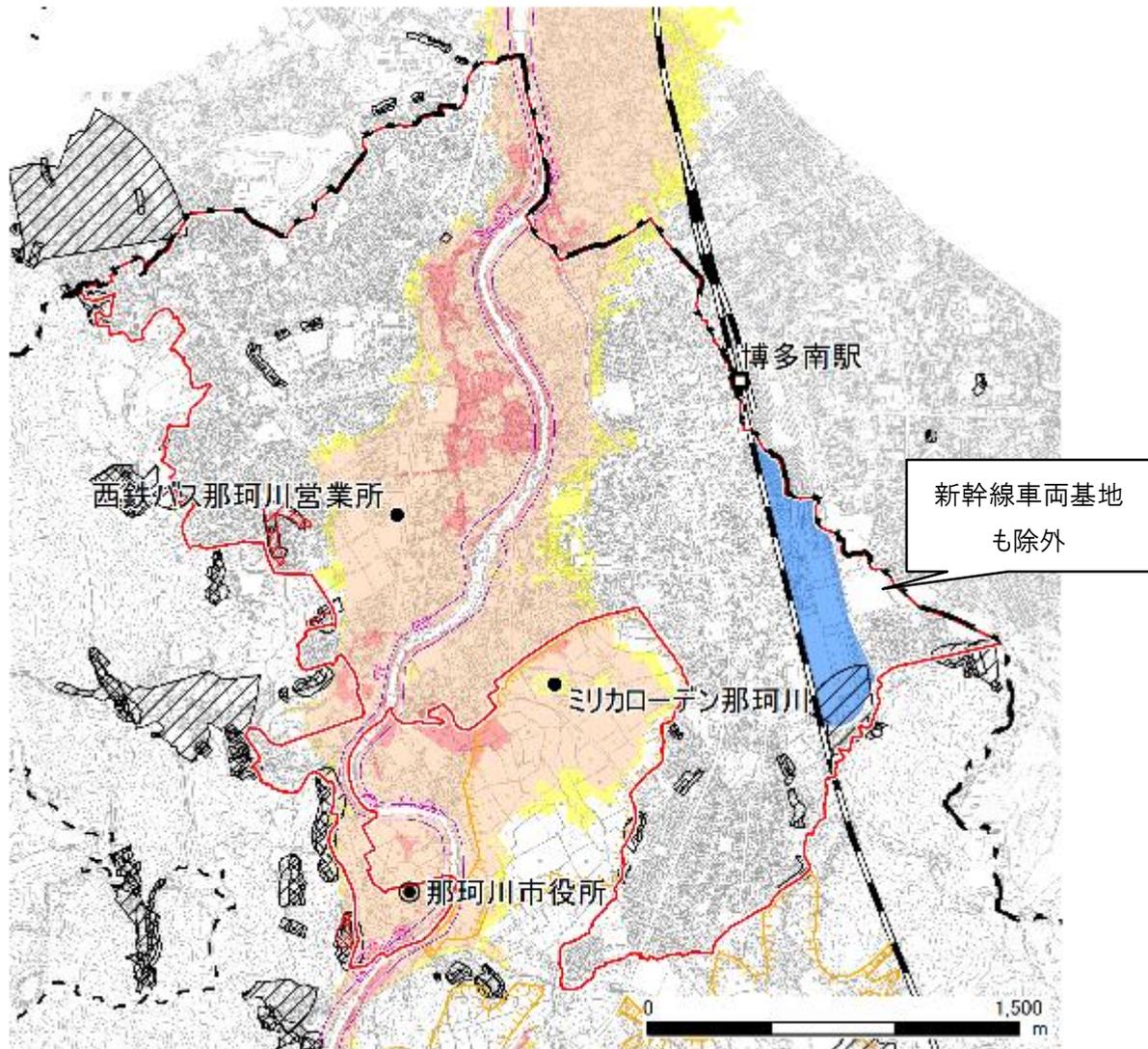


図 除外候補区域

5-3 都市機能誘導区域の設定

5-3-1. 基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を拠点に集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるようにするものです。那珂川市における都市機能誘導区域の設定は、将来都市構造で設定した拠点のうち、市街化区域内にある中心拠点及び行政・福祉拠点を対象として行います。

【参考】都市計画運用指針

①基本的な考え方

・医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの。

・都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき。

②都市機能誘導区域の設定

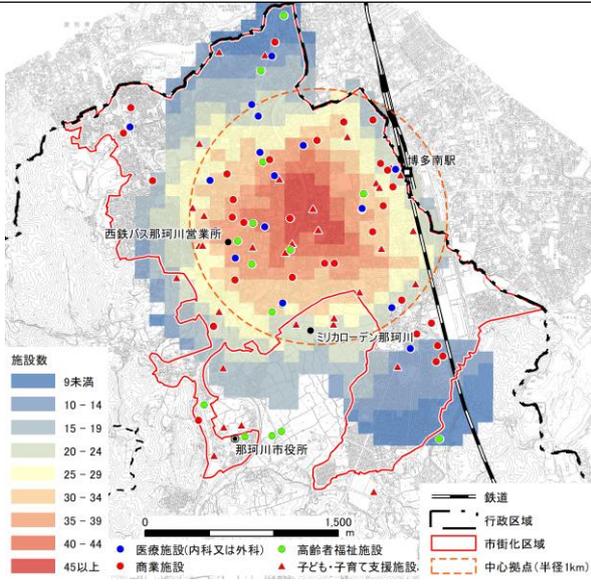
- ・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられる。
- ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。

5-3-2. 区域設定の手順

STEP 1 各条件からの候補地の抽出

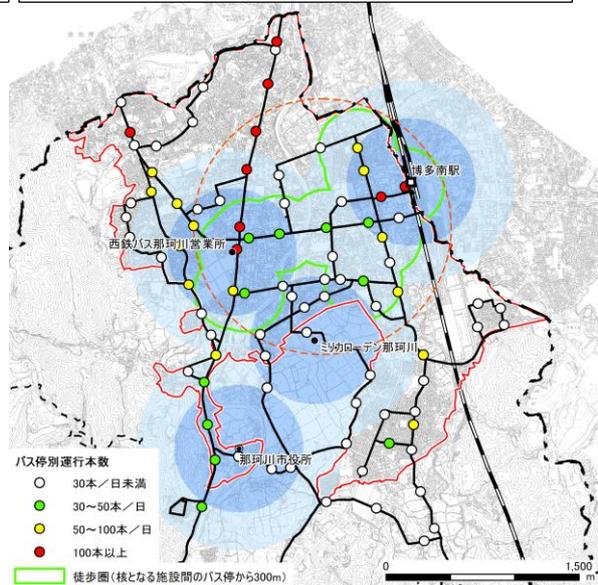
【条件A】

都市機能が特に充足する区域
(徒歩圏800m以内に医療・福祉・商業・子育て機能がすべて揃いその数が30施設以上ある区域)

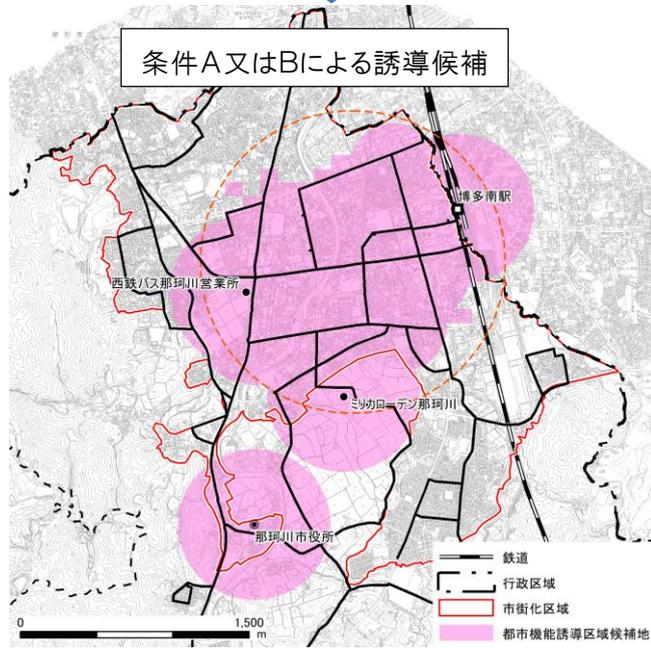


【条件B】

核となる施設の徒歩圏(500m以内)及び施設間の主要な公共交通路線(30本/日以上)の徒歩圏(300m以内)



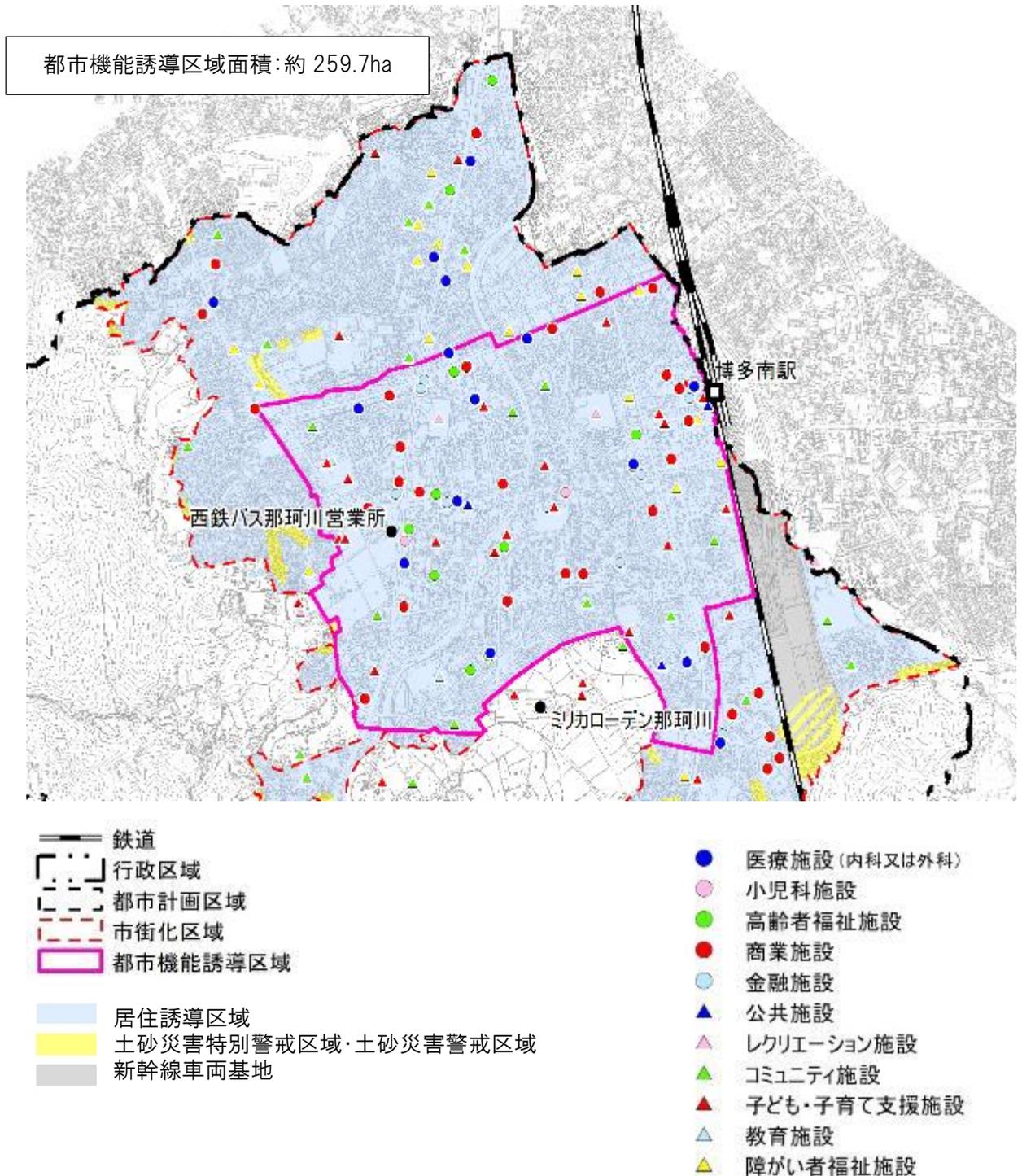
条件A又はBによる誘導候補



STEP 2 誘導に適さない区域の除外⇒都市機能誘導区域

5-3-3. 都市機能誘導区域

区域設定の手順に基づき、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。なお、具体的な区域設定にあたっては、道路中心線からの距離や用途地域界等を基に設定しています。

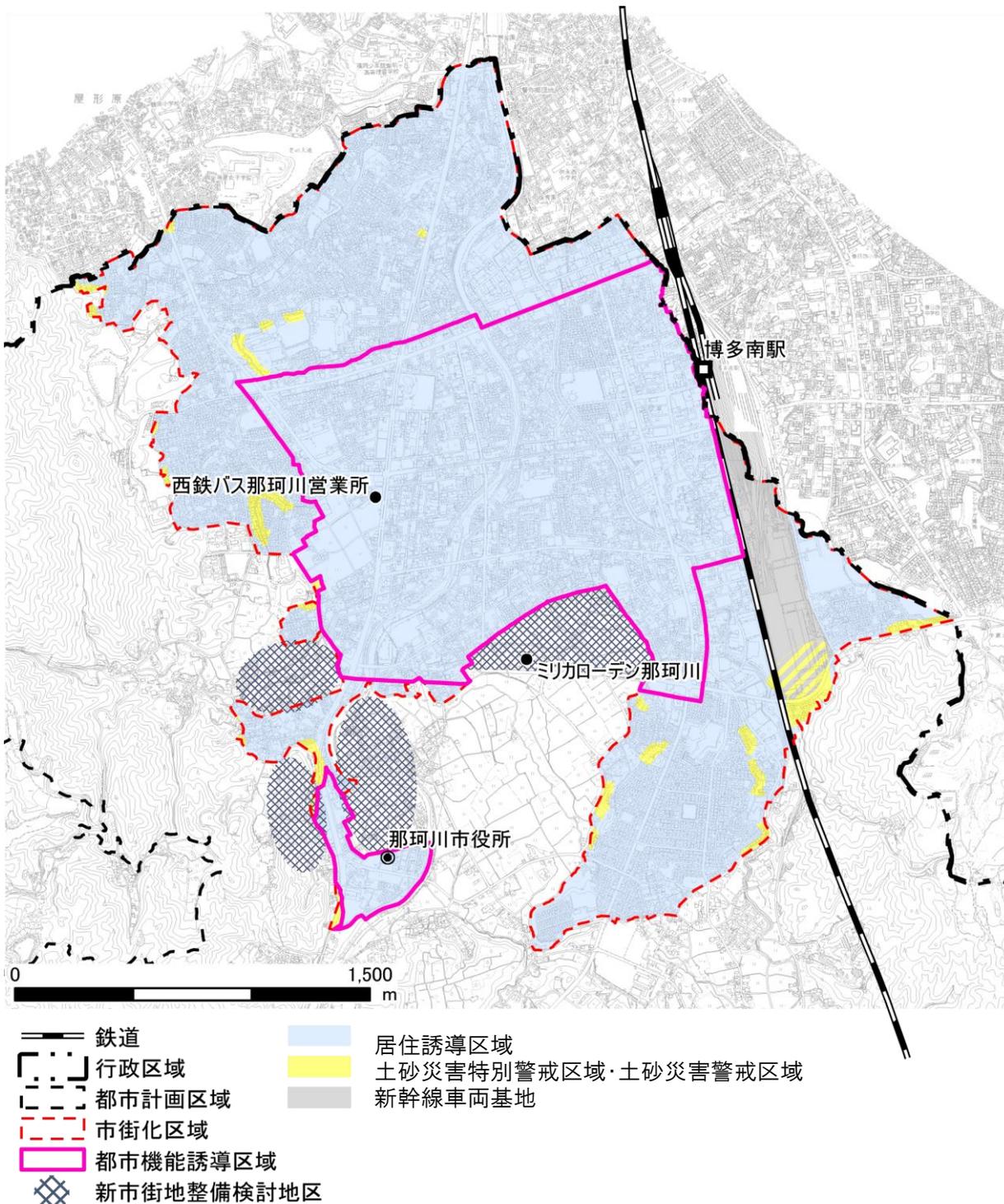


5-4 新市街地整備検討地区

ミリカローデン那珂川周辺の仲・五郎丸地区、中心拠点と行政・福祉拠点を結ぶ国道385号沿道の地区においては、都市計画マスタープランに基づき、計画的に新たな市街地の創出を検討しています。これらの地区は、市街化区域内にまとまった低未利用地がない本市において、目指すべき都市構造の実現に向け、都市機能の強化や居住環境を形成する受け皿としての活用が見込まれます。

そのため、本計画においては、これらの地区を新市街地整備検討地区として位置付け、将来的に市街化区域へ編入された場合は、誘導区域への編入を検討します。

なお、新市街地の整備にあたっては、下図に示す新市街地整備検討地区の中から、災害時の安全性を考慮して実際の事業区域を検討します。



5-5 誘導施設の検討

5-5-1. 基本的な考え方

誘導区域設定の対象となる市街化区域内は、既にコンパクトな範囲に、身近な商業施設や医療施設など日常生活に必要な様々な施設が充足しています。そこで、本計画においては、まちの質を高める拠点形成や、広域・拠点間の公共交通ネットワークの利用者確保に向け、広域的な利用が見込まれる高次的な機能を誘導施設として位置付け、都市機能誘導区域への誘導を図ります。

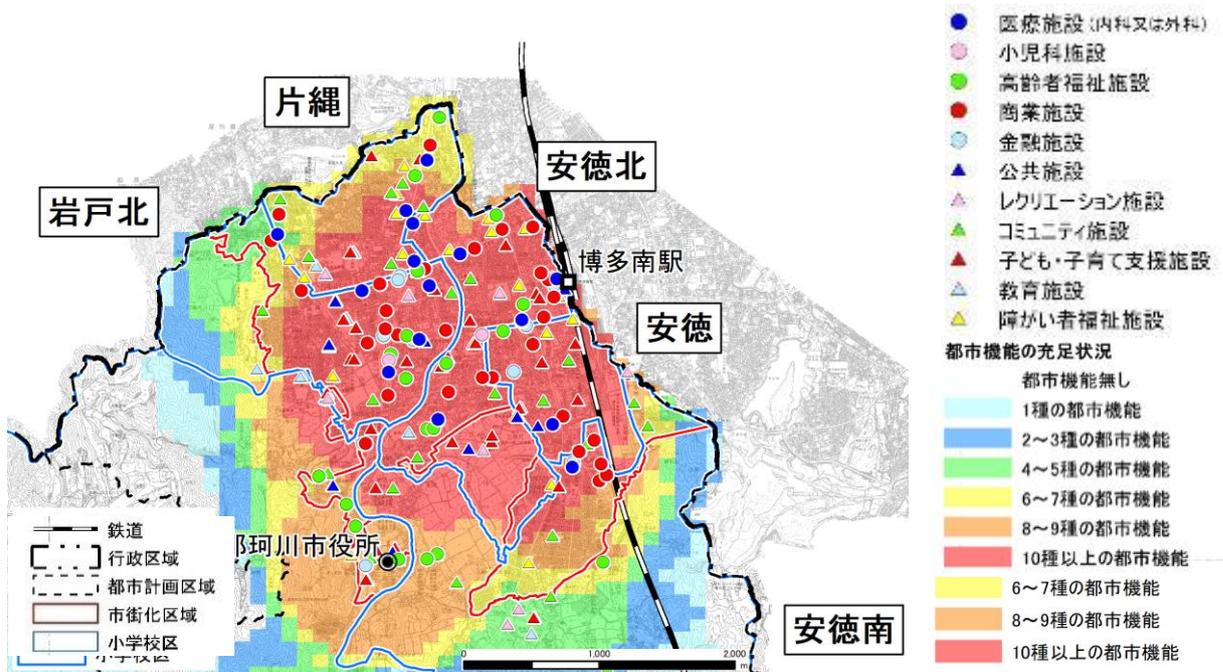
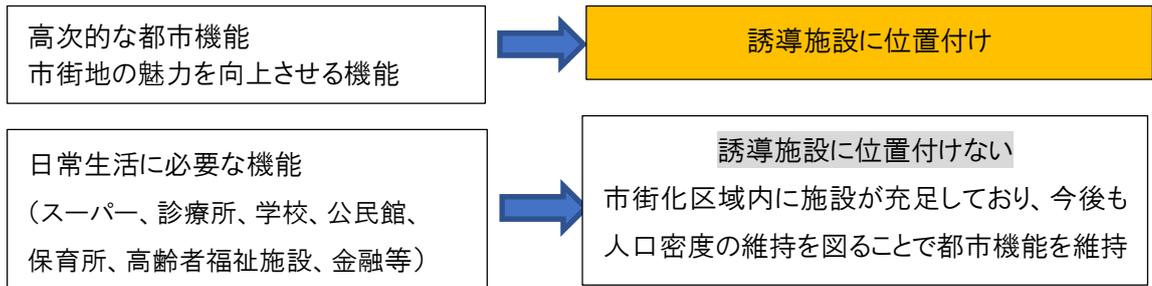


図 市街化区域内の都市機能の充足状況

5-5-2. 都市機能の利用状況やニーズの確認

(1) 施設の利用状況

- ・食料品の買い物や通所系福祉施設、子育て支援施設等の機能は、施設が集積する北部市街地の施設の利用が多くみられます。
- ・買い回り品や医療施設の利用は、市外の利用も多く、特に買い回り品は市外の施設の利用が8割以上となっており、アクセス利便性への満足度も他の機能に比べ低いことから、市内への施設誘導や広域的な連携強化が必要です。

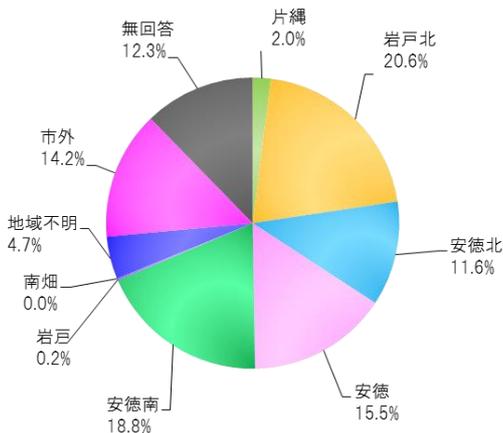


図 最もよく利用する商業施設（食料品等）の所在地

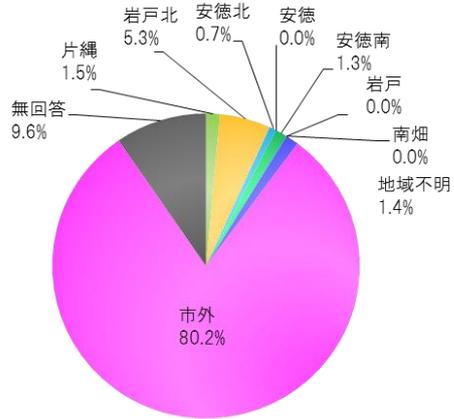


図 最もよく利用する商業施設（買い回り品）の所在地

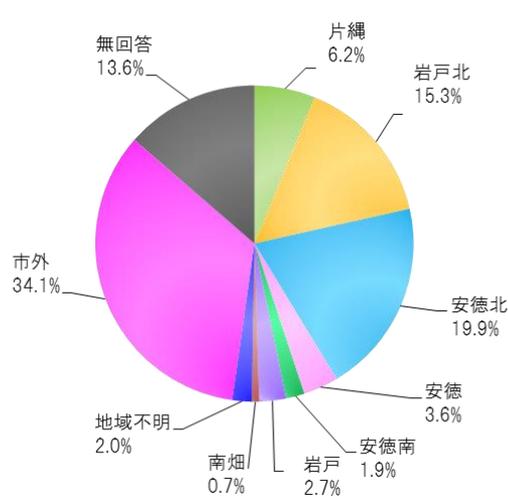


図 最もよく利用する医療施設の所在地

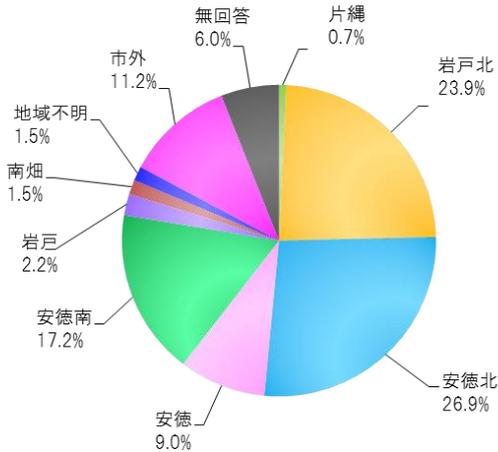


図 最もよく利用する保育所・幼稚園等の所在地

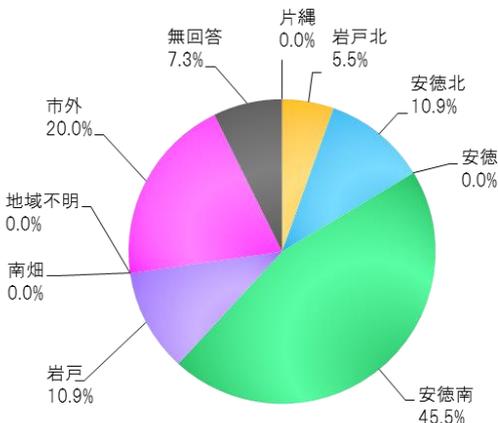


図 最もよく利用する保育所・幼稚園等の所在地

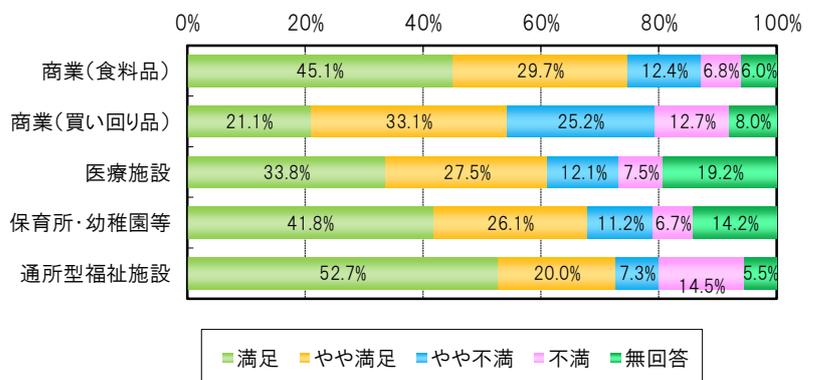


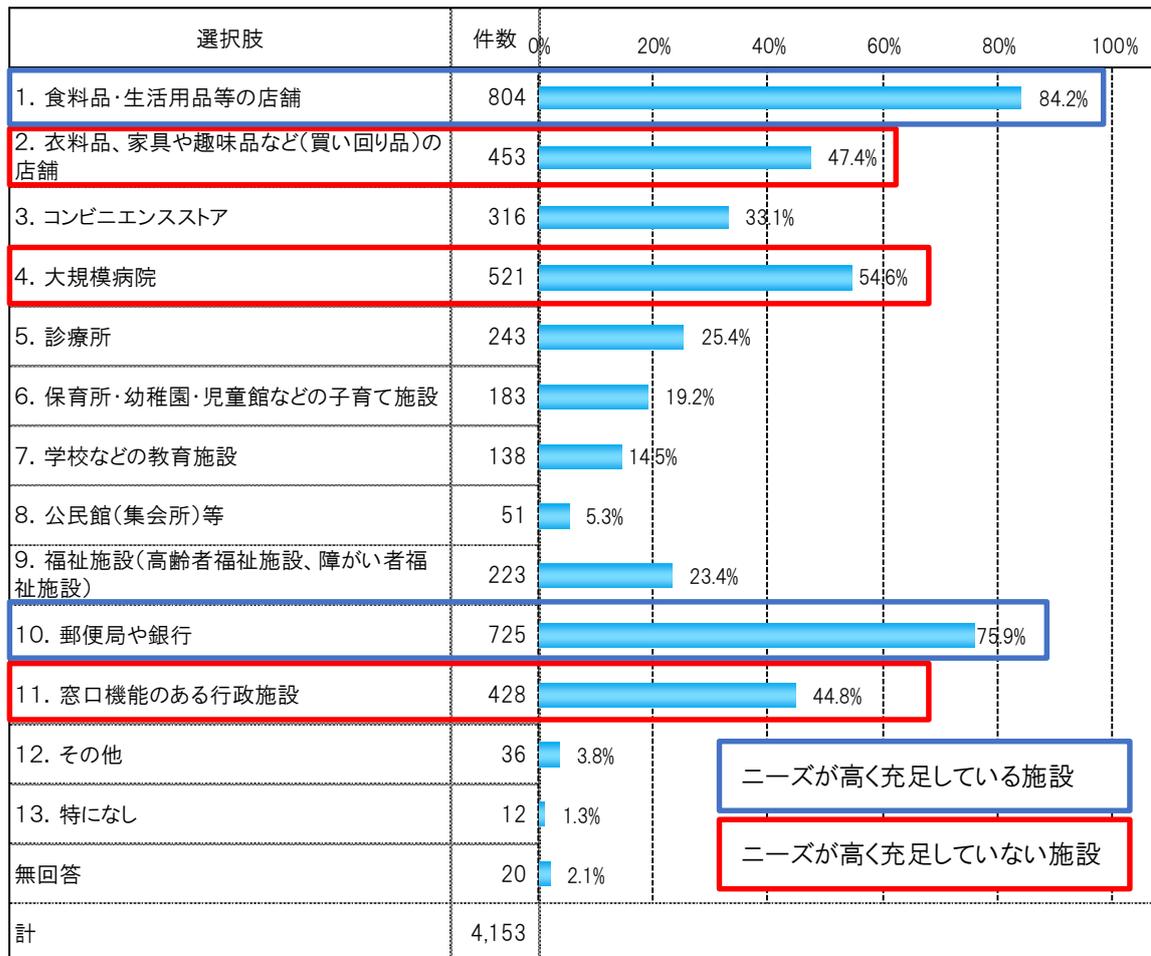
図 最もよく利用する保育所・幼稚園等の所在地

出典：コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート（H30 那珂川市）

(2) 拠点に必要な施設（ニーズ）

・拠点に必要な施設として、ニーズが高いのは食料品等の店舗や銀行など、日常生活に密にかかわる施設が挙げられています。このような施設は、現在市街化区域内に充足しており、それらの維持を図ることが重要です。

・その他、比較的ニーズの高い機能として、買回り品の店舗や大規模病院、窓口機能のある行政施設が挙げられます。このようなニーズに留意し、誘導施設を設定します。



複数回答

出典：コンパクトなまちづくりに向けた市民アンケート（H30 那珂川市）

図 拠点に必要な施設

5-5-3. 誘導施設の検討

誘導施設設定の基本的な考え方に基づき、市全体からの利用が見込まれる高次的な都市機能について、誘導施設への位置付けを検討しました。

施設		誘導区域内 立地状況	ニーズ	誘導施設への位置付け
商業	商業施設 (3,000 m ² 超)	あり	○	買い回り品購入施設の利用状況は、近隣市の沿道型施設に偏っている。徒歩や公共交通でのアクセス利便性向上や、中心拠点の拠点性の維持・向上のため 誘導施設へ位置付ける
	集会機能 (ホール)を 有するホテル	なし	—	集会機能の市民による利用や、市外からの公共交通利用者数の確保など中心拠点の拠点性の向上につながる施設として、 誘導施設へ位置付ける
医療	病院	あり	○	身近な医療施設として、診療所は充実しているが、さらに高次的な医療機能の充実を図るため、 誘導施設に位置付ける
高齢者 福祉	地域包括支援 センター	あり	—	高齢化の進展に伴い、今後必要性が高まることが想定されるため、 誘導施設に位置付ける
子育て 支援	地域子育て支援 拠点	なし	—	親子同士の交流や育児相談、情報提供等を実施する施設であり、子育てしやすい環境の形成に資する施設として、 誘導施設に位置付ける
文化	文化施設	なし	—	文化事業の創出や文化的な学びの場の提供により、市民の自発的・主体的な文化活動の促進を図るため、 誘導施設に位置付ける
行政	行政施設	あり	○	拠点において窓口機能のある行政施設のニーズがあることから、 中心拠点において窓口機能を有する出張所を誘導施設に位置付ける ほか、コンビニ交付サービスの周知に努める

5-5-4. 誘導施設の設定

本市における都市機能誘導区域の誘導施設は以下のとおりです。

■中心拠点の誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義(届出対象)
商業	商業施設(3,000 m ² 超)	小売店舗のうち、床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの
	集会機能(ホール)を有するホテル	旅館業法第 2 条第 2 項に定める旅館・ホテル営業に該当する施設で、集会機能として 200 m ² 以上のホールを有するもの
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター
子育て支援	地域子育て支援拠点	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設
行政	行政窓口施設	地方自治法第 155 条第 1 項に定める出張所
医療	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に掲げる病院
文化	文化施設	多様な文化事業の実施、文化的活動の場の提供を目的とする施設

■行政・福祉拠点の誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義(届出対象)
高齢者福祉	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センター

第6章 計画の実現に向けた取組

6-1 誘導施策

都市機能誘導区域への誘導施設の誘導や、居住誘導区域での人口密度の維持に向け、誘導施策の方向性とその具体例を検討しました。

6-1-1. 居住誘導に向けた施策

(1) 住宅開発や人口動態の把握・分析

居住の誘導に向けては、立地適正化計画制度に基づく居住誘導区域外の住宅開発等の届出制度によりその動向の把握や必要に応じた開発事業者との調整を行います。

また、市独自に人口動態調査や分析を行い、転入・転出者の動向やニーズを把握し、移定住の促進に向けた施策検討や適切な情報発信に活用します。

具体の施策例)

・居住誘導区域外における届出制度の運用 ・人口動態調査等調査・分析事業



居住誘導区域に係る届出イメージ

(2) 地区特性に応じた暮らしやすい環境の形成

JR博多南駅周辺など、交通便利性の高い地区における住宅ストックを確保するため、都市計画制度運用の検討を行います。

一団として高齢化が進む住宅団地等では、住宅改修補助や空き家の発生抑制・活用策の官民連携による検討など、既存市街地の維持・再生に向けた取組を行います。

那珂川市の魅力を生かした居住環境の形成に向け、都市公園の整備・維持充実や、低未利用地を活用した市民緑地の整備、市街地の景観形成・都市緑化など、自然を身近に感じられる居住環境の形成を図ります。

また、地域コミュニティ形成に向け、行政区単位での自治会活動や、各公共施設を利用したサークル活動等の実施支援を行います。

具体の施策例)

・JR博多南駅周辺の高密化に向けた土地利用規制の見直し、低未利用地の活用
 ・バリアフリーや防災対策等の住宅改修補助
 ・官民連携による空き家の発生抑制や空き家活用の検討 ・都市公園の整備
 ・市民緑地等整備事業の活用検討(国による低未利用地を公開性のある緑地とするための支援策)

(3) 災害に強い市街地の形成



総合防災マップ

市民が安全に暮らせる環境を整えるため、地震や豪雨などの大規模災害を想定し、安全な居住地への居住誘導を図るほか、道路・河川等の改修による防災対策の強化を図ります。また、本市を縦断する那珂川の想定最大規模の浸水想定区域は居住誘導区域内にも広がっている状況であり、災害時に市民の円滑な避難ができるよう、総合防災マップの周知など情報提供に努めます。さらに、民間施設と連携し、災害時の避難所としての活用を検討します。

防災拠点として、後野地区に総合運動公園を整備します。また、災害時に国道385号から総合運動公園・市民体育館へ、円滑に避難や物資輸送ができるよう、道路を整備します。

具体の施策例)

- ・がけ地近接等危険住宅移転事業
- ・民間施設との災害時応援協定の締結
- ・総合防災マップの周知や適切な更新、地域毎の防災カルテ作成
- ・道路・河川等の改修
- ・国道385号から総合運動公園・市民体育館へ災害時のアクセス性を確保するための道路整備

(4) 交通ネットワークの強化と公共交通の利用促進

本市の重要な課題である交通環境の改善に向けて、都市機能誘導区域内の道路の整備や居住誘導区域内の生活道路の維持改修を進めます。また、公共交通沿線への居住誘導や徒歩・自転車環境の改善を図り、自家用車に過度に依存しない暮らしができるまちづくりを進めます。

公共交通ネットワークの形成においては、地域公共交通網形成計画に基づき、本計画でも拠点として位置付けているJR博多南駅、西鉄バス那珂川営業所、ミリカローデン那珂川といった主要施設の循環路線の充実を基本に、その他の区域においては支線交通やデマンド交通、シェアサイクルの導入など多面的な手段の検討による交通ネットワークの利便性の維持向上を図ります。また、交通結節点である西鉄バス那珂川営業所周辺について、道善・恵子土地区画整理事業と連携して道路及び交通広場を整備し、乗り換え利便性の強化を図ります。

具体の施策例)

- ・地域公共交通網形成計画による公共交通の見直し
- ・交通結節点における道路及び交通広場の整備
- ・シェアサイクルの導入
- ・かわせみバス・デマンド交通の運行
- ・運転免許自主返納への支援

(5) 居住誘導区域内における住宅地の確保

居住誘導区域内の人口密度を維持するため、誘導区域内の未整備地区において良好な住宅地の確保を進め、人口の受け皿として活用します。

具体の施策例)

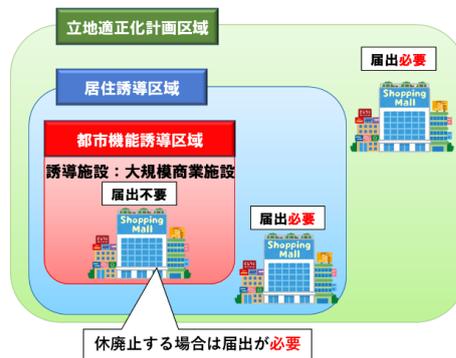
- ・道善・恵子地区(西鉄バス那珂川営業所周辺)の土地区画整理事業の推進

6-1-2. 都市機能誘導に向けた施策

(1) 都市機能の立地動向の把握とニーズに応じた都市計画制度の検討

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地や、誘導区域内の施設の廃止等の動向を把握し、必要に応じて事業者との調整を図るため届出制度の運用を行います。

また、誘導施設の立地に向けて、低未利用地の活用を含むJR博多南駅前の高密度化や、新市街地整備検討地区における新たな市街地の創出も含め、特定用途誘導地区等の都市計画制度の運用を検討します。



都市機能誘導区域に係る届出イメージ

具体の施策例)

- ・都市機能誘導区域に係る届出制度の運用
- ・特定用途誘導地区等の都市計画制度の運用検

(2) 都市機能の誘導に向けた支援策の検討

誘導施設に位置付けた都市機能を基本として、都市機能誘導区域内に多様な機能が維持・充実するように、国等による都市機能の誘導に向けた支援策の活用を検討します。また、本市で取り組んでいる都市機能・働く場の確保に向けた創業支援・企業誘致に係る施策との連携を図ります。

具体の施策例)

- ・国等の支援策の活用検討(都市再構築戦略事業、都市機能立地支援事業等)
- ・若者や女性の創業に向けた公開セミナー等の開催(創業支援事業)
- ・企業誘致に向けた取組(企業誘致促進事業)

(3) 魅力的な市街地の形成に向けた官民連携の取組



活力あるまちづくり促進事業広報

多様な都市機能が立地し将来的にも維持されるには、地域全体の魅力向上が必要です。都市機能誘導区域を中心に、高齢者や子育て世代など多世代の方がまちに関わる機会として地域のイベントや文化活動などのまちづくり活動が積極的に行われるように支援を行い、市の魅力を市内外にアピールする周知広報を行います。また、市街地のにぎわい創出と市民の交流の場として集会所機能を有するホテルを誘導します。

具体の施策例)

- ・市民提案型まちづくり事業への支援(まちの底力応援補助金)
- ・シティ・プロモーションによる市の魅力の発信
- ・ホテル(集会機能を有するもの)の誘導

(4) 都市機能誘導区域内における受け皿の確保

都市機能を強化するため、誘導区域内の未整備地区において都市機能が立地できる市街地の整備を進めます。

具体の施策例)

- ・道善・恵子地区(西鉄バス那珂川営業所周辺)の土地区画整理事業の推進

(5) 都市機能誘導区域内における交通ネットワークの強化

交通網の拠点であるJR博多南駅と西鉄バス那珂川営業所を中心に、都市機能誘導区域内の交通ネットワークの強化を図ります。西鉄バス那珂川営業所周辺については、道善・恵子土地区画整理事業と連携して道路及び交通広場を整備し、乗り換え利便性の強化を図ります。

具体の施策例)

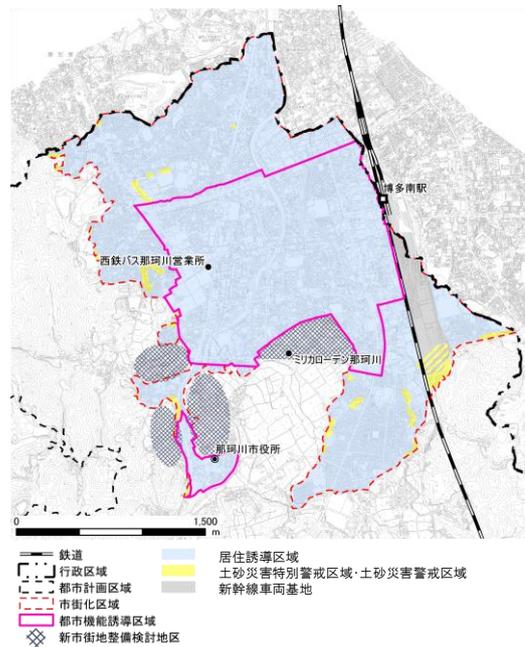
- ・地域公共交通網形成計画による公共交通の見直し
- ・交通結節点における道路及び交通広場の整備

6-1-3. 新市街地整備検討地区における取組

ミリカローデン那珂川周辺の仲・五郎丸地区、中心拠点と行政・福祉拠点を結ぶ国道 385 号沿道の地区は、新たな市街地創出を検討する新市街地整備検討地区として位置付けます。

これらの区域は、市街化区域内にまとまった低未利用地がない本市において、都市機能の強化や居住環境を形成する受け皿となる区域であるため、将来的に市街化区域へ編入された場合は、本計画における誘導区域への編入を検討します。

なお、新市街地の整備にあたっては、右図に示す新市街地整備検討地区の中から、災害時の安全性を考慮して実際の事業区域を検討します。



新市街地整備検討地区

6-2 低未利用土地の有効活用と適正管理に関する指針等

全国的に人口減少が進み、空き家や空き地等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」による、治安・景観の悪化や地域の魅力の低下等が問題となっています。都市のスポンジ化の対応として、都市再生特別措置法では以下の制度が創設されています。

- ・市町村による低未利用土地利用指針
- ・低未利用土地権利設定等促進計画制度
- ・立地誘導促進施設整備協定

本市においては、市街地内の低未利用地や空き家の発生はまだ顕在化していない状況ですが、将来的に発生しうる課題として、上記の事項を本計画に記載し、都市のスポンジ化対策に向けた取組を必要に応じて検討します。

6-2-1. 低未利用土地利用等指針

低未利用地の利用及び管理に関する指針を定め、所有者や周辺住民等による有効利用及び適正な管理を促します。この指針に基づき、低未利用地の所有者等に対し利用及び管理に関する必要な情報の提供、指導、助言その他の援助等を行う場合があります。

■利用指針

都市機能誘導区域内	・オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設等の利用者の利便を高める施設としての利用を推奨すること
居住誘導区域内	・リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合等による利用を推奨すること ・空き家バンクへの登録を推奨し、積極的に活用することで不動産の流通を促進すること ・空き地・空き家を交流のための広場や集会施設等として利用することを推奨する

■管理指針

空き家	・定期的な空気の入替え等の適切な清掃を行うこと
空き地等	・雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄等を予防するための適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと

6-2-2. 低未利用土地権利設定等促進事業

低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用検討を設定することのできる「低未利用土地権利設定等促進計画」を必要に応じ策定します。

低未利用土地権利設定等促進事業区域	居住誘導区域又は都市機能誘導区域内
低未利用土地権利設定等促進事業に関する事項	促進すべき権利設定等の種類：地上権、賃貸権、所有権等 立地を誘導すべき誘導施設等： 都市機能誘導区域における誘導施設、 居住誘導区域における住宅 等

低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設

<概要>（立地適正化計画の誘導区域が対象）
低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成することができる。

<制度フロー>

市町村：低未利用土地権利設定等促進計画を作成

↓

計画の対象とする土地・建物に関する権利を有する者の同意を取得

↓

関係者の合意に基づき、作成の要請が可能

↓

計画の公告

↓

市町村は所有者等探索のため固定資産税課税情報等を利用可能

①計画に沿って権利の設定等が行われる

②市町村長が必要な登記を一括して実施

<制度活用イメージ>

①低未利用地の集約（利用権の交換）

②土地の利用権の交換

③A・C・Dの土地にまちづくり会社（Y）の利用権を設定

④カフェに転用（まちづくりファンドで支援）

⑤交流広場を（Y）が駐輪場と一体管理

*「立地誘導促進施設協定」で交流広場の管理も可能

*周辺店舗の出店等も誘引され、一層の賑わいを創出

支援措置

【税制】
（登録免許税）計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減
⇒ 地上権等の設定登記等（本則1%→0.5%）
所有権の移転登記（本則2%→1%）
（不動産取得税）計画に基づく一定の土地の取得について軽減（課税標準の1/5控除）

参考 低未利用土地権利設定等促進計画制度について

出典：国交省

6-2-3. 立地誘導促進施設整備協定

空き地・空き家等の低未利用地を活用し、交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設についての、地権者合意による協定制度（立地誘導促進施設協定）の活用を必要に応じて検討します。

立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理が必要となると認められる区域	居住誘導区域又は都市機能誘導区域内
立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項	居住者の利便を増進し、良好な市街地環境を確保するために、区域内の一段の土地の所有者及び借地権等を有する者は、以下の施設の一体的な整備又は管理を適切に行うこととする。 【種類】 広場、広告塔、並木など、居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地の誘導の促進に資するもの

6-3 届出制度

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを市が把握するとともに、区域内への立地を誘導するための制度です。届出制度の運用に当たっては、届出者への各種支援措置等の情報提供などを通じて都市機能や居住の区域内への立地誘導を図ります。

6-3-1. 届出制度の概要

立地適正化計画の公表が行われると、都市再生特別措置法に基づき、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合に、市長への届出が義務付けられます。

■届出の概要

目的	誘導区域外の住宅や誘導施設の立地動向を事前に把握するもの	
届出の対象区域	都市計画区域	
運用開始日	立地適正化計画の公表日	
届出の対象行為	都市機能誘導区域に関する届出制度	○誘導施設の開発・建築行為 ○誘導施設の休止又は廃止
	居住誘導区域に関する届出制度	○住宅の開発・建築行為
届出日	行為着手の30日前まで	
届出場所	那珂川市都市計画課	
届出の様式	窓口に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。	

■届出の流れ

届出の流れは、以下のとおりです。対象行為の届出については、いち早く情報を把握するため、開発許可・建築確認申請等の前に余裕を持って届出してください。



6-3-2. 居住誘導区域に係る届出対象行為

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000 m²以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。

■居住誘導区域外で届出対象となるもの

	行 為	届出対象
住宅*	建築・用途変更	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
		②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
	開発行為	①3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
		②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m ² 以上のもの

※「住宅」:戸建住宅、共同住宅、長屋、兼用住宅の用に供する建築物

6-3-3. 都市機能誘導区域に係る届出対象行為

都市機能誘導区域外の区域で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。

■都市機能誘導区域外で届出対象となるもの

	行 為	届出対象
誘導施設	建築 用途変更	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
		②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
		③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
	開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■都市機能誘導区域内で届出対象となるもの

	行 為	届出対象
誘導施設	休廃止	誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

■届出の対象となる誘導施設

カテゴリ	誘導施設	定義
商業	商業施設(3,000 m ² 超)	小売店舗のうち、床面積の合計が3,000 m ² を超えるもの
	集会機能(ホール)を有するホテル	旅館業法第2条第2項に定める旅館・ホテル営業に該当する施設で、集会機能として200 m ² 以上のホールを有するもの
子育て支援	地域子育て支援拠点	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業を実施する施設
医療	病院	医療法第1条の5に掲げる病院
文化	文化施設	多様な文化事業の実施、文化的活動の場の提供を目的とする施設

第7章 施策の達成状況に関する評価

7-1 目標値の設定

本計画で目指す都市構造の実現に向けた施策の達成度を図る指標として、以下のとおり目標値とその達成により期待される効果を設定します。

7-1-1. 居住誘導に関する目標

市街化区域内に分布する多様な都市機能の維持・充実や行政サービスの持続的・効率的な提供に向け、密度の高い市街地の維持を目指すため、目標指標を「**居住誘導区域内の人口密度の維持**」として設定します。

目標：居住誘導区域内の人口密度の維持

現況値(平成 28 年)	推計値(令和 22 年)	目標値(令和 22 年)
80.1 人/ha	78.6 人/ha	80.1 人/ha

出典：住民基本台帳（現況値）、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

※参考

目標達成(居住誘導区域内の人口密度の維持)に必要な人数は 826 人です。

この達成に向けては、がけ地近接等危険住宅移転事業の推進や、移住・定住施策の強化により、市街化区域内の除外区域内人口(754 人)の誘導を図ります。

7-1-2. 都市機能の誘導に関する目標

中心拠点や行政・福祉拠点における都市機能の維持・充実を目指すため、目標指標を「**誘導施設の立地数の維持・増加**」として設定します。

目標：誘導施設の立地数の維持・増加

誘導施設	現況値(令和 1 年)	目標値(令和 22 年)
商業施設(3,000 m ² 超)	1 件	3 件
集会機能(ホール)を有するホテル	0 件	1 件
地域包括支援センター	1 件	2 件
地域子育て支援拠点	0 件	1 件
行政窓口施設	0 件	1 件
病院	1 件	1 件
文化施設	0 件	1 件

7-1-3. 公共交通ネットワーク形成に係る目標

拠点間のネットワークの確保に向けて、公共交通体系の持続的な運営・充実や利用促進を目指すため、目標指標を「かわせみバス利用者数の維持」及び「公共交通網の整備の満足度の増加」として設定します。

目標：かわせみバス利用者数の維持

現況値(平成 30 年)	目標値(令和 22 年)
231,865 人	231,865 人

出典：庁内資料（現況値）

目標：住民意識アンケートにおける 公共交通網の整備の満足度[※]の増加

現況値(令和元年)	目標値(令和 22 年)
2.98 点	3.00 点

出典：住民意識アンケート（現況値）

※「満足」「やや満足」「普通」「やや不満」「不満」の 5 段階評価。5 点満点。

7-1-4. 目標達成により期待される効果

上記の目標値の達成により、本市における住みやすさが向上し、今後も「住み続けたい」と思う市民の増加が期待されます。そのため、目標達成により期待される効果として、「那珂川市に住み続けたい人の割合の増加」を設定します。

効果：住民意識アンケートにおける 那珂川市に住み続けたい人の割合の増加

現況値(令和元年)	目標値(令和 22 年)
83.2%	90.0%

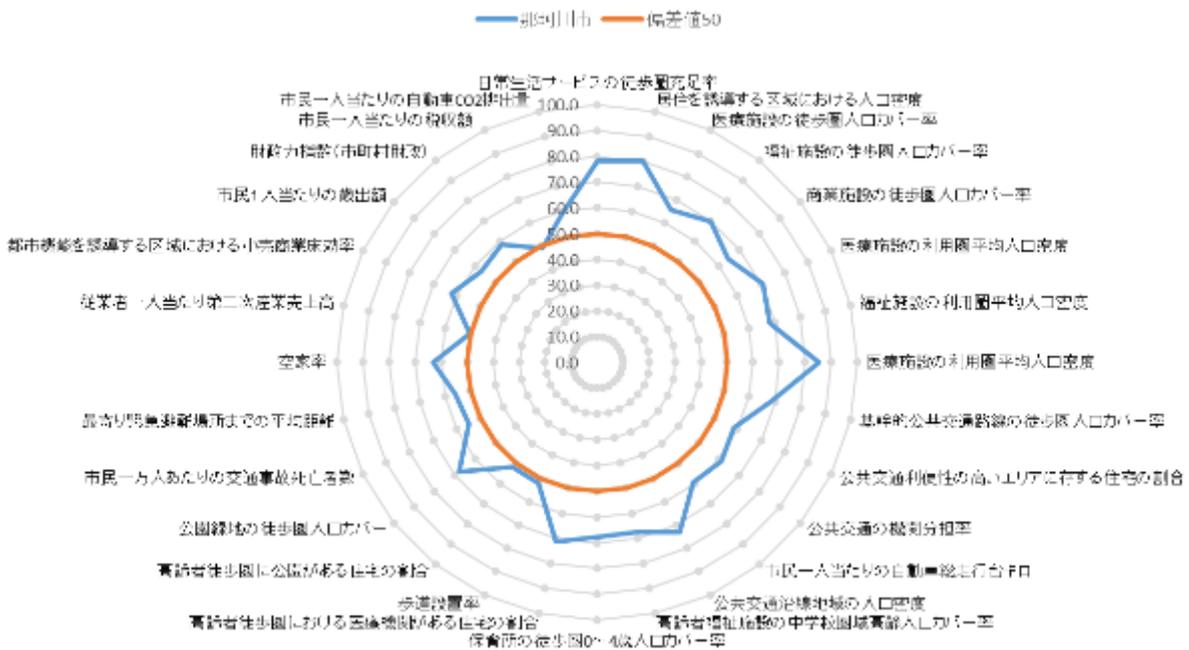
出典：住民意識アンケート（現況値）

7-2 計画の進捗管理・評価方法

7-2-1. 評価方法

本計画に基づいた効果的なまちづくりを進めていくには、計画の達成状況の確認や社会情勢の変化など、状況に応じて計画を適切に運用することが重要です。そのため、**概ね 5 年毎**に施策の実施状況や目標値の達成状況について分析・評価を行い、必要に応じて誘導施策等計画の見直しを行います。また、目標値以外にも本市の重点項目となる高齢者や子育て世代の利便性に関わる指標について、都市モニタリングシート(国交省)等の公開データを活用しモニタリングしていくこととします。

- 評価方法)
- ・目標値の達成状況の確認
 - ・都市モニタリングシートによる都市構造の経年変化や他都市との比較



出典：都市モニタリングシート（国交省）

図 都市構造偏差値レーダーチャート

※類似人口規模（10万人以下）を偏差値50とした場合

7-2-2. 検討体制

那珂川市都市計画審議会等、これまでの本市における都市計画の取組の調査・審議を行ってきた体制を踏襲し、計画の評価・見直しの必要性・方向性等について検討します。

那珂川市立地適正化計画
令和 2 年 7 月策定
令和 3 年 12 月一部改訂(案)

発 行 那珂川市
〒811-1292
福岡県那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号
Tel. 092-953-2211(代表)

編集協力 玉野総合コンサルタント株式会社